

名勝水郷柳河保存活用計画（案）

2019年2月1日時点

目次

第1章 保存活用計画の目的と対象.....	1
1-1. 計画の目的.....	2
1-2. 計画策定の経緯.....	3
1-3. 計画の対象.....	7
1-4. 関連法令と関連計画.....	8
1-5. 計画の実施.....	13
第2章 柳川市及び名勝水郷柳河の概要.....	14
2-1. 北原白秋のみた柳河.....	15
2-2. 水郷柳河の沿革と名勝指定に至る経緯.....	18
2-3. 名勝指定の状況.....	22
2-4. 柳川市及び指定地の概要.....	28
2-5. 施設の現況.....	46
第3章 水郷柳河の価値と構成要素.....	52
3-1. 水郷柳河の価値.....	53
3-2. 価値を構成する要素.....	55
第4章 計画推進にあたっての課題.....	60
4-1. 水利システムの維持及び水質の保全に関する課題.....	61
4-2. 価値を構成する要素の保存及び整備に関する課題.....	61
4-3. 観光やまちづくりへの活用に関する課題.....	61
4-4. 管理・体制に関する課題.....	62
第5章 基本理念・基本方針.....	63
5-1. 基本理念.....	64
5-2. 基本方針.....	65
5-3. 保存管理・活用・整備の考え方.....	66

第6章 保存管理	67
6-1. 基本的な考え方.....	68
6-2. 保存管理の対象と地区区分.....	70
6-3. 日常的な維持管理.....	72
6-4. 文化財保護法に係る諸手続き.....	76
6-5. 現状変更等の取扱い（第1種地区）.....	73
6-6. 災害時の対応.....	77
6-7. 周辺環境及び景観保全の方向性（第2種・第3種地区）.....	78
6-8. 調査研究の方針.....	78
6-9. 追加指定の方針.....	79
6-10. 土地の公有化の方針.....	79
第7章 活用	81
7-1. 活用の考え方.....	82
7-2. 活用の方法.....	83
第8章 整備	85
8-1. 整備の考え方.....	86
8-3. 活用のための整備の方法.....	92
第9章 運営及び体制	94
9-1. 運営及び体制整備の方針.....	95
9-2. 運営及び体制の方法.....	96
第10章 今後の方向性	98
10-1. 施策の実施計画の策定・実施.....	99
10-2. 経過観察（モニタリング）.....	100

第1章

保存活用計画の目的と対象

1-1. 計画の目的

名勝水郷柳河は近代日本を代表する詩人北原白秋の芸術観の源泉となった水景であり、旧柳川城下町に広がる河川及び城堀水路、北原白秋生家、白秋作品に描かれた神社、並倉を構成要素とする。平成27年3月10日に国名勝に指定された。

城下町の水路はかつて荒廃し暗渠化も検討されたが官民挙げての取り組みにより再生を果たした。また、白秋生家や三柱神社も社会環境の変化や災害等による課題を克服し現在まで継承されている。掘割をまもり育てる取組は、農業、景観、観光といった多分野にわたるものであり、行政や地域団体、そして地域住民といった様々な主体がそれぞれの役割を果たし、連携しながら達成するものである。本計画は、そうした取組を文化財保護の側面から支えるものである。

名勝水郷柳河を構成する要素はいずれも市民の手により守られ、それぞれが本市の象徴の一つとなり、名勝指定の背景となった。一方で、名勝を構成する要素はいずれも市民生活と深く多様な関わりを有していることから、名勝指定地における行為規制や管理行為をはじめ、将来にわたる保存修理や整備活用について、基本的かつ具体的な方針の整理が望まれている。

今後は、名勝水郷柳河の保存活用を通して「水と人とまちが輝く」まちづくりを展望するなかで、名勝の価値と構成要素を明確化し、名勝の保存管理を円滑化するための方針を示し、地域づくりに資するための名勝の活用方針を示す必要がある。名勝水郷柳河の適切な保存と次世代への確実な継承を行うため、保存活用計画を策定する。



1-2. 計画策定の経緯

(1) 検討体制

計画の策定にあたっては、名勝の恒久的な保存と活用に関する方針への助言を求めるために、「柳川市名勝水郷柳河保存活用計画策定委員会」を設置し、保存及び活用にかかる基本方針に関すること、保存活用計画に関すること等について、2か年計画で多面的な検討・審議を行った。

策定委員会は、建築、土木、造園、文学の学識経験者及び市民団体会長、行政区長及び行政の代表者に委嘱した。事務局は、文化庁及び福岡県教育庁の指導のもと、柳川市教育委員会教育部生涯学習課が担当した。

①関係機関との情報共有体制

保存活用計画の策定にあたっては、計画を進めていくプロセス自体がきわめて重要であるため、庁内の関係部局を始め、関係機関や市民・事業者・関係団体等の様々な主体や人々が関わりあいながら、検討を進めた。本計画策定にあたり、学識者及び地元関係者、行政関係者により構成する調査・審議機関として、柳川市名勝水郷柳河保存活用計画策定委員会を設置した。また、策定委員会の他、市民参加プログラムの実施による市民意見の収集等を行うとともに、そうした情報を庁内・関係機関・文化庁・福岡県等と情報を共有しながら、より多角的な視点をもった計画となるよう議論を深めた。

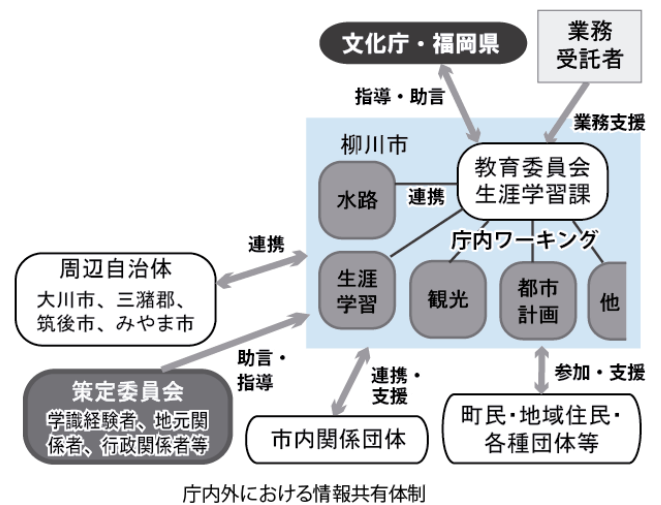


図 1-1 庁内外における情報共有体制

②庁内における連携

名勝「水郷柳河」の保存活用にあたっては、文化財保護の分野だけでなく、構成要素の管理や、周辺での各種施策を実施している庁内関係部局の協力が不可欠である。また、名勝「水郷柳河」を、地域の教育や生涯学習、観光等の様々な分野の施策に活用していくため、関係部局の係長級の会議である「庁内ワーキング」を実施し、庁内の横断的な連携に努めた。

平成 29 年度においては、名勝「水郷柳河」の現状や課題、第 1 回策定委員会における指摘事項等を共有し、今後の検討に向けての意見を収集する会議を開催した。平成 30 年度においては、名勝「水郷柳河」の保存・整備・活用に関する具体的事項の検討に入っていくため、策定委員会と交互の開催を行うことで、より密な検討を行った。

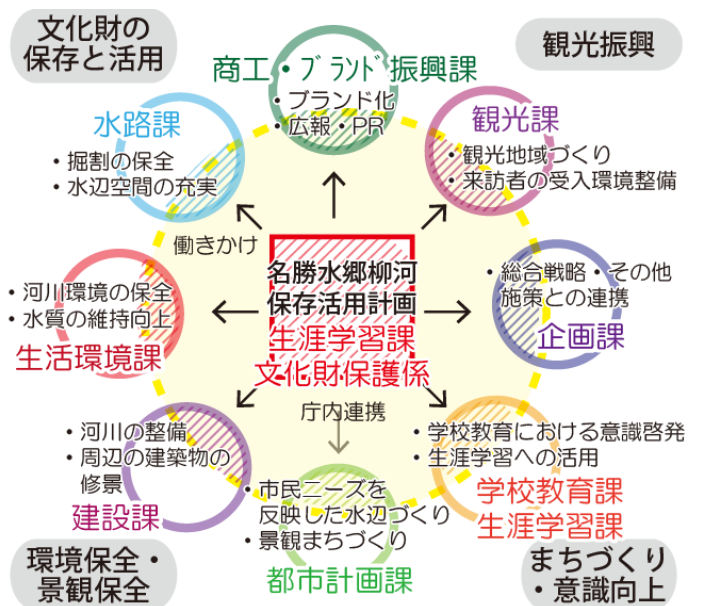


図 1-2 庁内外における連携イメージ

③策定委員会委員組織

本策定委員会における、委員、オブザーバー及び事務局は以下に示すとおりである。

【策定委員会委員】

	氏名	所属		専門
委員長	菊地成朋	学識経験者	九州大学大学院人間環境学研究院教	住居計画学
副委員長	田中尚人	学識経験者	熊本大学政策創造研究教育センター准教授 柳川市景観審議会委員	土木計画学
	成松宏	行政	柳川市副市長（H30.3.31 まで）	行政
	酒見勇次	行政	柳川市副市長（H30.4.1 から）	行政
委員	松岡高弘	学識経験者	有明工業高等専門学校創造工学科教授	建築史
	横尾文子	学識経験者	佐賀女子短期大学名誉教授	比較文学
	本中眞	学識経験者	前内閣官房内閣参事官 元文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	造園学
	立花民雄	市民団体	水の会会長	水環境
	下川稔雄	行政区	柳河地区行政区長会長（H30.3.31 まで）	曙町行政区長
	渡邊正博	行政区	柳河地区行政区長会長（H30.4.1 から）	横山町行政区長
	中川辰藏	行政区	城内地事行政区長会長	本町南行政区長
	金子準	行政区	矢留地区行政区長会長	札の辻行政区長

【オブザーバー】

	氏名	所属	
1	青木達司	文化庁	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
2	正田実知彦	福岡県	福岡県教育庁総務部文化財保護課（H30.3.31 まで）
	松本将一郎	福岡県	福岡県教育庁総務部文化財保護課（H30.4.1 から）

【事務局】

	氏名	所属	
1	日高良	柳川市	柳川市教育委員会教育長（H30.3.31 まで）
	沖毅	柳川市	柳川市教育委員会教育長（H30.4.1 から）
2	田尻主範	柳川市	柳川市教育委員会教育部長
3	袖崎朋洋	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習課長
4	堤英幸	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習補佐兼文化財保護係長（H30.3.31 まで）
	本吉尊	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習補佐兼文化財保護係長（H30.4.1 から）
5	堤伴治	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習課文化財保護係
6	橋本清美	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習課文化財保護係

（敬称略）

(2) 策定委員会の開催経過

策定委員会の開催経過と各回における議事は以下に示すとおりである。

■第1回策定委員会開催概要

日 時 平成29年9月22日（金）10時～12時

【協議内容】

- (1) 事業の目的・概要・組織・スケジュール
- (2) 名勝の本質的価値の把握及び名勝構成要素の整理に向けて
- (3) 調査計画

■第2回策定委員会開催概要

日 時 平成30年6月29日（金）10時～12時

【協議内容】

- (1) 名勝の価値
- (2) 構成要素の整理
- (3) 現状と課題

■第3回策定委員会開催概要

日 時 平成30年10月3日（水）14時～16時半

【協議内容】

- (1) 基本理念、方針
- (2) 保存管理

■第4回策定委員会開催概要

日 時 平成31年1月28日（月）14時～16時半

【協議内容】

- (1) 活用
- (2) 整備
- (3) 運営及び体制
- (4) 今後の方向性

■第5回策定委員会開催概要（予定）

日 時 平成31年2月28日（木）

【協議内容】

- (1) パブリックコメント等の報告
- (2) 計画内容の承認

(3) 市民参加の取り組みの概要と経過

名勝「水郷柳河」の構成要素である掘割や神社は、築造時から現在に至るまで、柳川の人々の生活を支え、人々に手入れされることにより引き継がれてきた。計画策定においては、今後の保存活用の重要な担い手となる地域住民への周知を図るとともに、水郷柳河の価値や将来像を共に考え、幅広い意見を取り入れながら、より実情に即した計画とするために市民参加プログラム及びワークショップを開催した。

スタートアップとして市民参加プログラムを実施したのち、団体等へのヒアリングを通し、今後の名勝「水郷柳河」のあり方について市民と共に検討を深めた。以下に実施概要を示す。

■市民参加プログラム

日 時 平成30年6月24日(日)

テーマ：『市民がつくる「新・水の構図」』

- ・まち歩き、写真撮影
- ・「新・水の構図」巨大マップづくり

■市民ヒアリング

日 時 平成30年12月中旬～

テーマ：『水郷柳河の将来像を描く』

- ・水郷柳河の将来像
- ・将来像の実現に向けてできること

■市民説明会

日 時 平成31年3月頃

テーマ：『水郷柳河との関わりを考える』

- ・計画内容の周知
- ・今後の展開

1-3. 計画の対象

以下の名勝指定範囲を対象として計画を策定する。ただし、「追加指定を目指す範囲」については、今後名勝に追加していくために必要な調査や現状の把握を行う。

国指定名勝『水郷柳河（すいきょうやながわ）』

■指定日：平成 27（2015）年 3 月 10 日

■指定地：福岡県柳川市沖端町 55 番地 1 外 125 筆地等、184,291.88 m²

主に「柳河」「城内（御家中）」「沖端」の範囲内の河川、水路及び 4 件の施設（北原白秋生家、並倉、三柱神社、沖端水天宮）

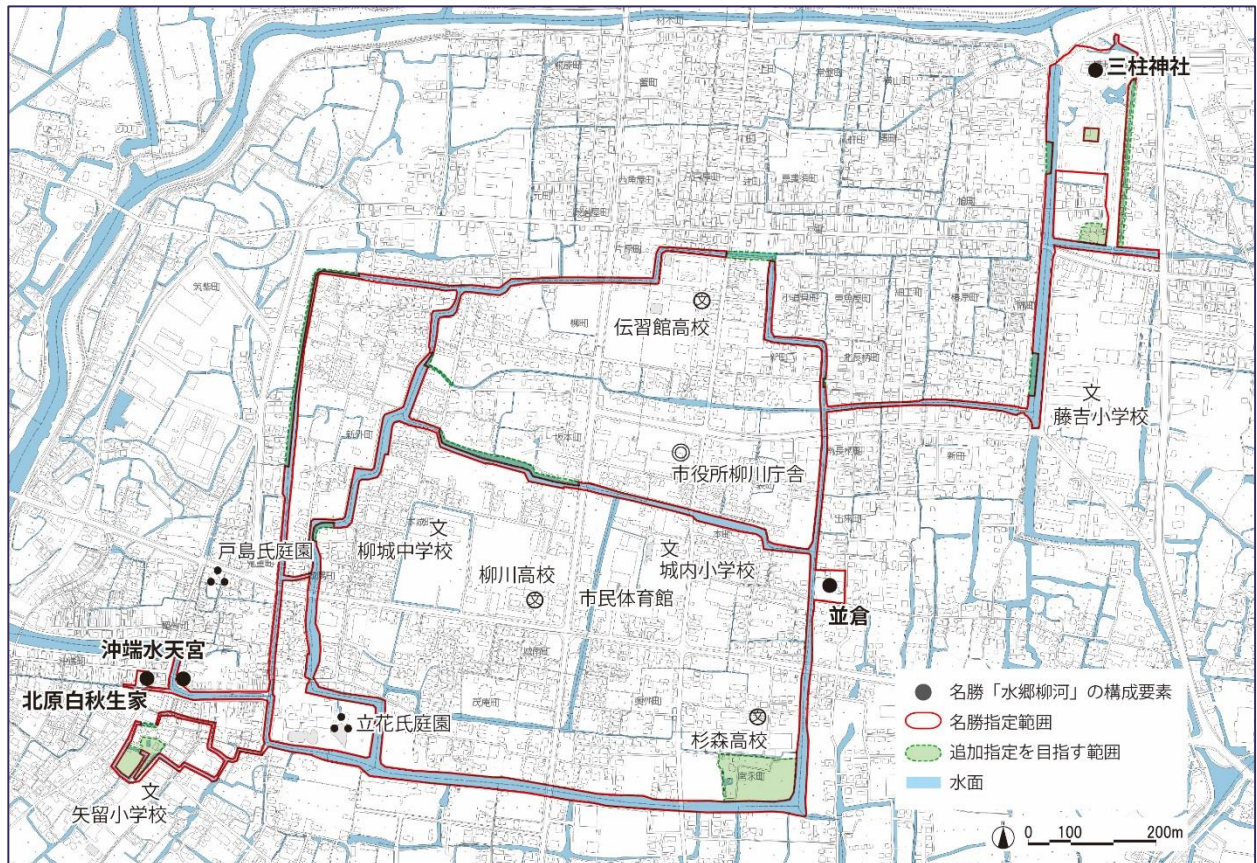


図 1-3 名勝指定範囲

1-4. 関連法令と関連計画

(1) 関連法令

本名勝の保存活用を図っていくためには、関連法令の枠組みの中での開発行為等に対して、十分な措置がなされていない事項を把握し、保存活用計画における現状変更の取り扱い基準の中で対応措置を講じることが必要である。さらには、名勝指定地の周辺部における名勝の景観を保全していくため、景観コントロールなどの措置も考えられる。

各関連法令の概要を以下に示す。

表 1-1 各関連法令の概要

条例名	制定年	備考
柳川市伝統美観保存条例 ○柳川市伝統美観保存条例施行規則 ○柳川市伝統美観保存計画	昭和46年	○特別・美観地区、保存家屋、保存記念物を指定 ○特別・美観地区は、堀割沿いを中心に6地区指定 ○保存計画に以下が定められる ・行為の規制及び協議 ・伝統美観の保存整備 ・家屋等の保存管理に要する経費の補助 ・ " " に関する損失補償 ・固定資産税の軽減措置 ・伝統美観保持 など
柳川市観光地区建築条例 ※建基法49条1項ノ特別用途地区	平成7年	○柳川都市計画観光地区=沖端周辺における商業地域 (7.0ha) ○観光地区内に建築してはならない建築物 ・マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックスなど
柳川市建築指導条例 ○柳川市建築指導条例施行規則	平成16年	○指導適用区域=概ね柳河、城内、沖端の範囲 ○指導基準 ・建築物等の高さ16m以下とする ・建築物等の色調/市長と協議 ○行為の届出 ・宅地開発等の大規模行為 (宅地造成面積0.1ha以上) ・堀割の歴史的景観の背景を損なう恐れのある行為で規則でさだめるもの
柳川市用排水路管理条例 ○柳川市用排水路管理条例施行規則	三橋町用悪水路管理条例 /昭和42年 柳川市用排水路管理条例 /昭和51年 大和町有財産管理条例 /昭和61年	○全市の水路 ○禁止事項 ○許可申請 ・水路に工作物を新築又は改築すること ・水路の埋立て及び付替工事をすること ・その他市長が必要と認める行為 ○許可基準 (※施行規則) ・橋梁の幅員は4m以下 ・暗渠は、原則として許可しない など
柳川市基幹用排水路 浚渫事業補助金交付規定	基幹用排水路浚渫事業 補助金交付規定 /昭和44年/大和町	○補助金の額 ・基幹用排水路の浚渫事業に要する費用のうち 市長が必要と認める経費の2/3以内 ・30万円を上限
柳川市石けん使用推進要綱	昭和56年	○石けん使用の推進
柳川市クリーン条例 ○柳川市クリーン条例施行規則	平成6年	○不法投棄の禁止 ・何人も、以下の場所に、空き缶、吸い殻等をみだりに投棄してはならない。 →他人が占有し、又は管理する土地 →道路、河川、水路、公園その他の公共の場所
柳川市堀割を守り育てる条例	平成10年	○適用区域=柳川市全域 ○堀割の日=4月第三日曜日 ○水環境保全に関する基本的施策 ・水質の保全 ・流水の確保 ・水性の確保 ・緑の保全と創造 ・景観の保全と創造 (※生垣の緑化、護岸は可能な限り自然石積、詰め杭等を利用) ・公共的施設の整備 ・水環境管理体制の整備促進 ・環境教育の振興 ・市民活動の推進 ・情報の提供 ・財政上の措置 ・関係行政機関との連携 ○堀割を生かしたまちづくり審議会 など

(2) 関連計画

整備・活用においては、県、市の関連計画との整合を図りながら、柳川市全体のまちづくりにおいて、名勝水郷柳河の保存・活用が何を支えていくべきかを見定め、名勝の水の景を基盤とした柳川のまちづくりへ展開を図っていくものとする。

各関連計画において、掘割等に関する記述があり、市の施策としての掘割の重要性が伺える。これらの計画は掘割と密接な関わりがあるため、本計画と一体となった総合的な取り組みが必要である。

各関連計画の概要を以下に示す。

■柳川市第2次総合計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成29年6月）

「水と人とまちが輝く 柳川」を将来像とし、掘割を活かしたまちづくりを目指す、市の大きな指針を示している。水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくりを目指すため、「水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり」や「掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上」等を掲げている。平成27年度に策定した「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包括した計画であり、総合戦略を総合計画の前期基本計画として位置付けている。

■柳川市文化的景観保存活用計画（平成20年）

全国に類をみない柳川市の水郷景観を柳川固有の風土・歴史・営みがつくる文化的景観と捉えている。この水郷景観の保存管理と市民生活による利用を含む活用に関する方向性を検討し、景観行政との連携を図りながら文化的景観の保存活用計画を策定することを目的としている。また、重要文化的景観の選定には、「景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち」という要件もある。

■柳川市都市計画マスタープラン

「水と人とまちが美しい 水郷柳川」を柳川の将来像とし、「柳川の命である水が美しい」「様々な人々のふれあいが美しい」「暮らしやすさと美しい風景が調和したまちが美しい」「市民が誇れる個性に満ちた水郷柳川」を目指している。本市の魅力は、水と緑、農の営み、大都市にはない自然環境に恵まれた住環境であると捉え、つながりのある豊かな水と緑の中で、歴史と文化が息づく快適な環境と美しい景観づくりを目指している。中でも先人の知恵と技術により継承されてきた掘割は、柳川の象徴であるとしている。地域の中における役割に応じた整備を行い、治水・利水・浄化の機能を維持するとともに、豊かな水環境を守り育て、水の環境を活かした都市づくりを目指すとしている。

■柳川市環境基本計画

「自然環境の保全」や「まちの景観や文化財の保全」などを基本施策とし、豊かな自然環境の保全や希少野生生物の保護などに取り組むとしている。特に「掘割環境保全」は重点施策の一つに挙げられ、「掘割を生かしたまちづくり行動計画」に掲げられた各施策を支援し、取り組んでいくこととしている。

■柳川市景観計画

基本理念を『「ゆつら〜っと」柳川時間の流れる風景づくり』とし、長い時間をかけて形づくられてきた自然とその上で育まれた歴史や文化と調和した暮らしの時間が流れる風景という財産を、「守り」「整え」「生かし」「育む」、としている。

また、エリア・地区ごとの景観形成方針と景観形成基準を設定し、具体的な景観形成方策を提示している。

以下に、名勝の指定範囲と景観計画の指定の範囲図を示す。景観計画では堀の際から 20mの範囲を「城堀周辺地区」として景観形成の基準を定めている。

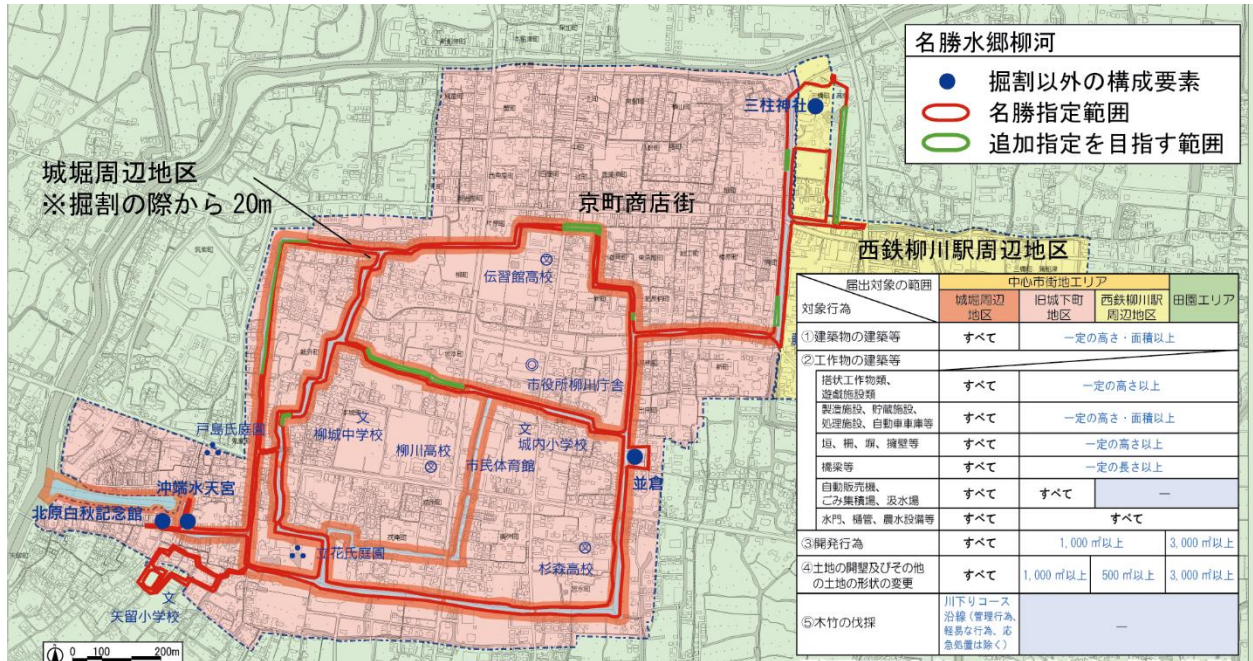


図 1-4 景観区域ごとの届出対象行為の基準

■掘割を守り育てる行動計画

この行動計画は、市役所内部の各部署で個別に行われてきた事業と市民・事業者等が行ってきた事業や活動を総括的にとらえ、同じ方針の下に、連携して掘割を守り育てていくことを目的としている。平成 19 年に施行された「柳川市掘割を守り育てる条例」を総合的かつ体系的に推進し、市と市民、事業者等が実施するソフト・ハード全ての施策を一体化させ、より実効性のあるものを目指す計画となっている。また、第 1 次柳川市総合計画の重点プロジェクト「自然と共生のプロジェクト」に即した行動計画として位置づけられている。

■柳川市観光振興計画

「魅力的な地域づくり」を基本方針の一つに掲げ、その施策展開として「統一的な景観形成」を挙げている。いつまでも住み続けたいと思えるような、訪れた人々が魅力を感じるような、個性あるまちづくりを目指すとし、掘割や川下りの活用が謳われている。

■柳川市地域ブランド戦略構想

掘割を基軸とするまちづくりが柳川をブランド化するそのものであるとし、ブランドイメージを「掘割の巡るまち、柳川」としている。そして、農漁村の景観保全、掘割とまち並みの保全などにより、柳川市を訪問すると、「心身ともに健康になる」イメージの構築が謳われている。

■柳川市歴史的建造物保存活用計画

本市固有の財産である歴史的建造物等の保存活用推進や歴史的環境の維持向上を図るため、主に旧城下町の武家住宅である十時家住宅及び渡辺家住宅の保存活用計画を示している。

(3) 関連法令・関連計画と本計画の関係

柳川市は、平成 20 年（2008）3 月に「柳川市文化的景観保存活用計画」を策定し、重要文化的景観選定に向けた基礎条件の整理を行っている。

一方で、市の上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン、また「柳川市景観計画」や「掘割を守り育てる行動計画」、「柳川市観光振興計画」などに基づき、様々な分野において水と暮らしに関する多様な施策が展開されており、これらの計画や事業との整合を図りながら検討を行っている。

以下に、関連法令及び関連計画の概要を示す。

表 1-2 各関連法令及び関連計画の概要

区分	法令及び規則	上位関連計画	目的	本計画に関連する内容
まちづくり	柳川市総合計画条例	第 2 次柳川市総合計画	市のまちづくりの大きな指針を示すもの	「水と人とまちが輝く 柳川」を将来像とし、掘割を活かしたまちづくりが謳われている
	まち・ひと・しごと創生法	柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	的確な人口見通しを立て、適切な施策を戦略的に実施するもの	市民の満足度向上と定住人口増加につなげるため、掘割の保全や川下りコースの景観向上が謳われている
	掘割を守り育てる条例	掘割を守り育てる行動計画	掘割の維持・継承、掘割を生かしたまちづくりに向けた市民意識の醸成	市、市民、及び事業者によるまちづくり推進の責務と、「掘割の日」の設置
都市計画	都市計画法	柳川市都市計画マスタープラン	都市の将来あるべき姿を定め、必要な規制、誘導、整備を行うもの	計画範囲は、第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域及び、商業地域である
文化財	文化財保護法 福岡県文化財保護条例 柳川市文化財保護条例	-	国、県、市指定の文化財について保存及び活用のため必要な措置を講じるもの	名勝指定範囲及び周辺において、立花氏庭園、戸島氏庭園、柳川城址等が文化財に指定されている
	柳川市文化的景観保存活用計画	-	干満の差の大きな有明海に注ぐ矢部川の下流域において、河川と水路とともに暮らす人々の営みによって成立してきた景観の保存、活用を図るもの	第 1 編において、北原白秋の目を通してみた柳川の水郷景観調査がなされ、第 3 編において保存活用のため、水路網の景観の保全、水のある生活の発見と継承が謳われている。
	柳川市歴史的建造物保存活用計画	-	本市固有の財産である歴史的建造物等の保存活用推進や歴史的環境の維持向上を図るもの	歴史まちづくりの基本方針を示し、特に旧城下町の武家住宅である十時家住宅及び渡辺家住宅の保存活用計画を示している。
景観	景観法 景観条例	柳川市景観計画	美しい水の巡る柳川らしい景観を守り育てるために必要な措置を講じるもの	計画範囲は、中心市街地エリアの城堀周辺地区で重点地区としての基準が設けられている
水路	河川法	-	河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生防止、河川の適正利用・維持を図るもの	河川法を踏まえ、水路の適正な維持・管理に向けた方針が定められている
	用排水路管理条例	-	水路管理の適正化	
	クリーン条例	-	空き缶、吸い殻等の散乱防止	
	準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	-	河川管理施設、許可工作物の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるもの	
観光	観光立国推進法	柳川市観光振興計画	観光地域づくりを計画的・戦略的に展開し、地域の活性化を図るもの	掘割や川下りの活用が謳われている
	観光地区建築条例	-	観光地区（筑後中央広域都市計画観光地区）内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めることで、環境の維持及び整備を図るもの	沖端地区の一部が観光地区に指定され、環境を害するおそれのあるパチンコ店、カラオケボックスなどの建築が制限されている

1-5. 計画の実施

本計画は、2019年4月1日に発効する。

第2章

柳川市及び名勝水郷柳河の概要

2-1. 北原白秋のみた柳河

(1) 詩人北原白秋の沿革と水郷柳河の風景

北原白秋（本名 北原隆吉）は、明治18年（1885）に福岡県山門郡沖端村（現在の柳川市沖端）に酒造業を営む北原家の長男として生まれた。沖端は有明海に開けた柳川城下の港町で、実家は近世以来の海産物問屋で「油屋」「古問屋」の屋号で知られており、明治に入り酒造業を本業とするようになった。

矢留尋常小学校から柳河高等小学校を経て藩校の流れを組む中学伝習館に進むと、東京専門学校卒業の若手教師の影響を受けながら同好の仲間と歌作、詩作を始め中央歌壇に投稿するようになった。

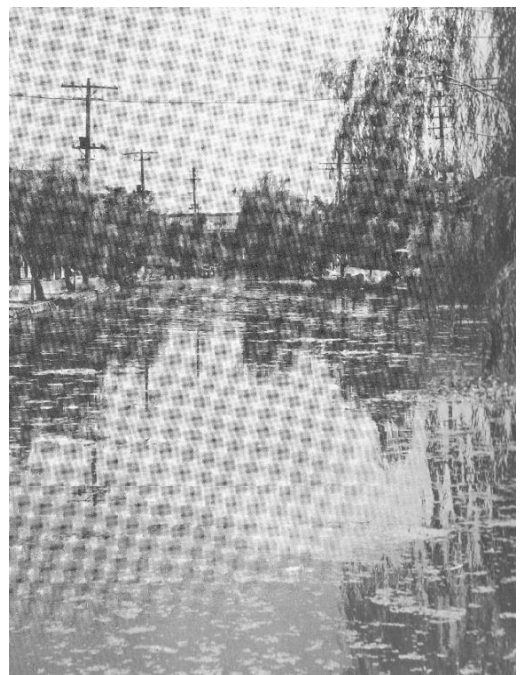
明治34年（1901）に沖端で大火があり北原家も類焼。父から文学への傾倒に反対を受ける一方で母を中心に家族の理解を受け、卒業間近の明治37年（1904）に退学し上京、早稲田大学英文科予科に入学し、『文庫』や『明星』を中心に精力的に文学活動に取り組んだ。

白秋は明治40年（1907）、東京二六新聞の企画「五足の靴」により与謝野寛、吉井勇ら五人で九州を旅行、旅先から送られた紀行文が新聞に連載された。旅の始まりと終わりに柳川に立ち寄り生家に滞在し、舟遊び等も行っている。上京後は父の理解を得、一行は帰郷時に歓待を受けた。

明治42年（1909）に出版された白秋の処女詩集『邪宗門』は文壇で高い評価を受けた。しかし、沖端の大火後傾いた家業が回復せず年末に生家が破産、詩集『思ひ出』所収の主要作品の多くが翌明治43年（1910）に制作された。明治44年刊行の第二詩集『思ひ出』により白秋は詩壇の第一人者となった。

明治45年（1912）には破産整理を終えた家族が上京し、白秋は一家を支える立場になると共に帰るべき郷里「柳川」を失った。また同年、姦通罪事件により収監された白秋は世間の厳しい批判を受け罪の意識から死を考える程に精神が追い詰められた。翌年、事件の当事者であった俊子と結婚、家族と共に三浦半島南端の三崎に移住、心境に変化が生まれ創作を再開した。結核を病んでいた妻のために一時小笠原に渡るも、すぐに離島し離別に至る。

白秋は貧しい生活の中で創作を続け、大正5年（1916）に才媛江口章子と再婚。大正7年（1917）に小田原移住後、鈴木三重吉の児童技術雑誌「赤い鳥」創刊時から童謡欄を



担当し、8年間の小田原時代に多くの童謡を創作した。翌年には生活が持ち直したが、大正9年（1920）所謂「地鎮祭事件」により章子と離別、大正10年（1921）に終生の伴侶となる菊子と再婚した。翌年に長男隆太郎、大正14年（1925）には長女篁子が誕生し、白秋は初めて安定した家庭生活を送ることになった。

童謡、民謡、歌謡の流行とともに国民的詩人としての地位を確立した白秋は、関東大震災の後、大正15年（1926）に上京し、昭和4年（1929）には『白秋全集』の刊行が開始された。白秋は求めに応じて樺太や満州、台湾、朝鮮をはじめ国内各地を旅行し、民謡や紀行集をつくった。また、昭和2年（1927）の日本新八景選定や昭和10年（1935）の朝鮮八景選定に関わっている。

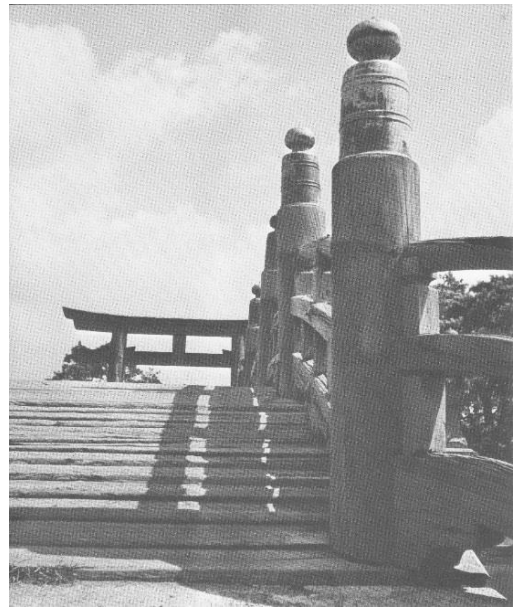
北原家が柳川を棄て上京した後、白秋は柳川を3回訪れている。一度目は昭和3年（1928）白秋43歳の時、生家破産以来19年振りに柳川に帰郷。大阪朝日新聞社の依頼で、福岡から仙台まで飛行機に搭乗した文士が機上から紀行文を新聞紙面に掲載する「日本初の芸術飛行」のため、福岡県太刀洗飛行場から大阪までの区間を受け持った。柳川の上空も飛行し、母校矢留小学校の児童が「ヤ」の人文字をつくった。昭和5年（1930）には八幡製鉄所所歌作成の依頼を受けて九州を訪れた際に柳川に足を伸ばしている。なお、同様の依頼は多く、白秋作詞の校歌、社歌が全国に見られる。

最後の帰郷は昭和16年（1941）、「海道東征」による福岡日日新聞文化賞授賞式のため家族と共に九州を訪問した後、柳河で開かれた「多磨」九州大会に出席、母の郷である南関も訪れた。

昭和16年（1941）に芸術院会員に推薦されるも病状が悪化。病床において創作活動と作品の整理を続け、昭和17年（1942）11月2日「新生だ」という言葉を残して杉並区の自宅で永眠、享年57。多磨墓地に埋葬された。

白秋が19歳まで過ごした柳川は九州山地から有明海に注ぐ筑後川と矢部川の河口に挟まれた筑後平野南西端にあり、矢部川水系の複数の自然河川と無数の水路が網の目のように広がり、掘割が巡る旧城下町を中心とした田園地帯である。第二詩集『思ひ出』には方言を交えて郷里柳川の風景や風俗が郷愁の念を持って描かれ、病床で書かれ絶筆となった『水の構図』の序文では「遺書にも似たこのはしがき」として「水郷柳河こそは、我が生まれの里である。この水の柳河こそは、我が詩歌の母體である。この水の構圖この地相にして、はじめて我が體は生じ、我が風は成った。・・・」と述べられている。

白秋文学の母体を形成した水郷柳川の風景は、二度と帰れぬ故郷となり詩人北原白秋を世に送り出



した。また、国民的詩人となった白秋は盲目の病床の中で水郷柳川の風景に還り、生涯を閉じた。

白秋の死後、柳川出身の芥川賞作家である長谷健を建設委員長とし全国的な募金運動が展開され、昭和23年(1948)に矢留小学校の隣接地に白秋詩碑が建立された。また、北原家の破産後に人手に渡った白秋生家は地元から始められた全国的な保存運動により昭和44年(1969)に復元保存され、遺品や遺稿など貴重な資料と共に公開されている。現在では、毎年命日の11月2日に開かれる白秋祭や1月25日の白秋生誕祭など地元をあげて白秋を偲び業績を顕彰する行事が行われているほか、「この道」や「ゆりかご」「からたちの花」「待ちぼうけ」など、白秋が子供たちのために創った多くの童謡はいまも全国で歌い継がれている。

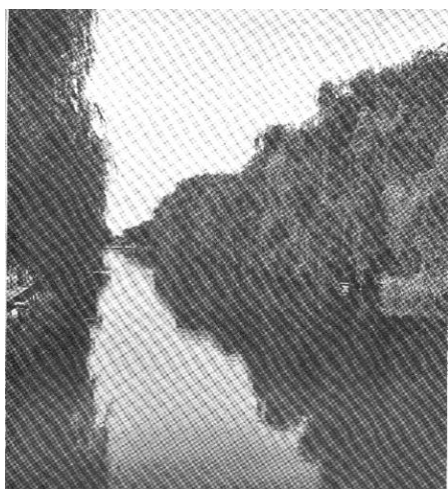
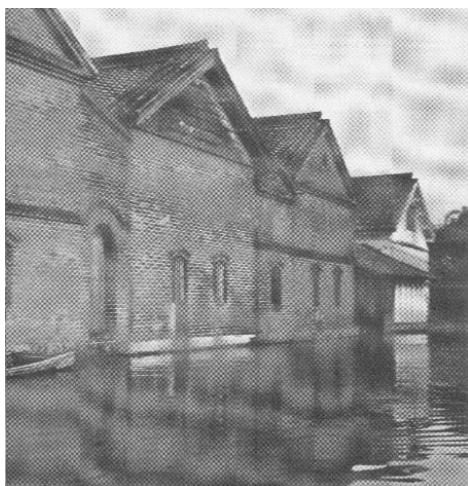


図 水郷柳河写真集『水の構圖』に収められた風景と現在の柳川の風景

2-2. 水郷柳河の沿革と名勝指定に至る経緯

(1) 筑後平野の干拓と水路網の発達

九州山地から有明海に注ぐ筑後川と矢部川の最下流に位置する柳川市では、海岸線が後退し陸地化が始まった約 2200 年前の弥生時代中期から古代にかけて市の北部にあたる地域に次第に人が住み始め、湿地を開拓するために溝を掘り、その土を盛り上げて水稲耕作に必要なかんがいと排水、生活用水の確保を担う掘割網を徐々に形成していった。中世には荘園経営のもとで耕地化が一層進み、市内外に残る条里の遺構や地名は古代、中世から現在まで引き継がれる土地の歴史を物語っている。

(2) 柳川城の築城と城堀の成立

戦国時代から江戸時代にかけて、城下町の建設とともに一部の水路が掘り替えられ、城堀として城をまもる役割を果たすようになった。掘割の周囲に広がる旧城下町は、城内・柳河・沖端の3つのまちによって構成される。

城内は、城を中心として武士団の居住地である曲輪が重層的にそれを取り囲んでいたが、近代の早い段階で城郭が消滅し、武家屋敷地も農地化した。戦後期に再度宅地化が起こるが、その構成は旧来の屋敷地とは全く異なるものとなっている。また、それに伴い掘割の幅員が狭くなり、そのいくつかは従来の体を成さなくなっているが、配置は概ね旧形を維持している。

柳河は、上町・中町・辻町・京町（旧瀬高町）と続く街道筋に沿って線状に町家地区が形成された。その後背地に社寺や下級武士の住まいが配置され、町人地と武家地が混在したまちが形成された。柳河地区に引かれた水路は、防衛の用途も兼ねた城内地区の大規模なものとは性質が異なり、生活利用を主たる目的とした幅の狭いものであった。また、柳河地区では、各町が通りを軸として両側に屋敷が並び、裏手に生活用の水路を持つことから、水路が町と町との境界としての役割も果たしていた。

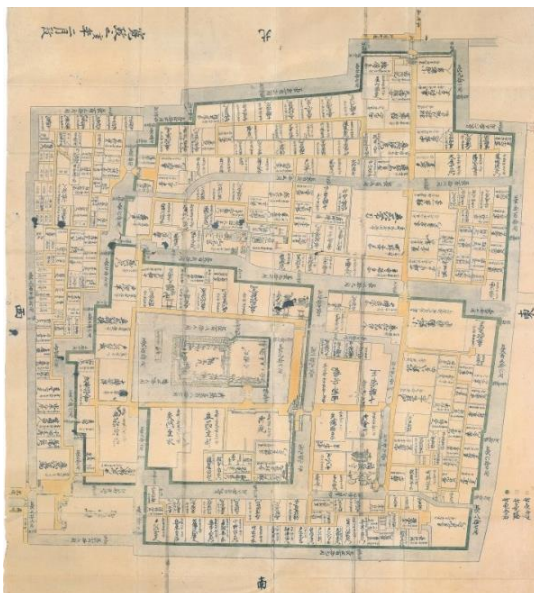


図 2-1 藩政期の柳川城（御家中絵図／寛政3年）

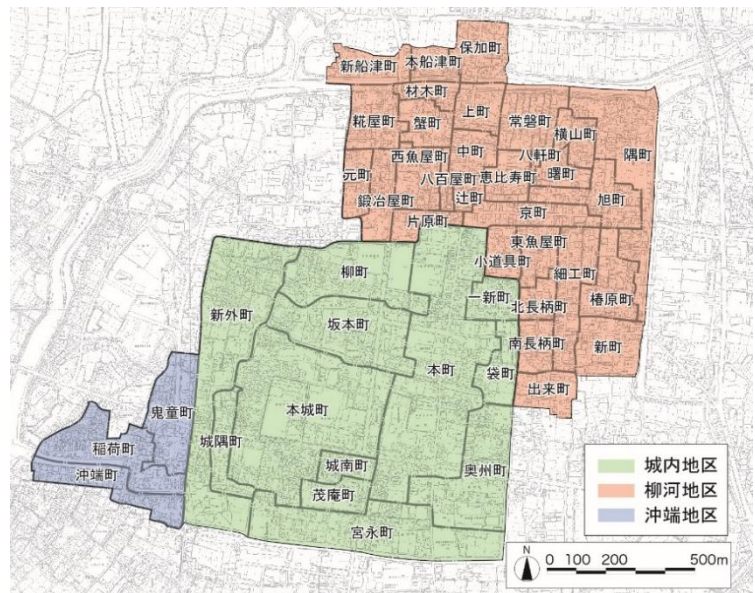


図 2-2 旧城下町における3つの地区

沖端は、古来より交易の重要な港であった。有明海でも屈指の漁業集落であり、有明海各地から鮮魚が運ばれてくる一大卸市場でもあり、藩政時代には町人、職人、武士、漁師といった様々な人々が暮らしていた。

(3) 水とともにある暮らし

明治期に入り、柳川城が城としての機能を失うと、掘割も城を防御する役割を失い、人々の暮らしの場としての性格が強まっていくこととなる。掘割に面する家々では小舟を所有し、移動手段として欠かせないものとなった。柳河の町部には農村から川船で野菜を売りに来たり、鹿児島、熊本、長崎などから海運で運ばれてきた物品をいかだで運んだりという水運の機能も発達した。

川遊びや川での漁も盛んになり、飲用、炊事、洗濯といった日常生活での水の利用は、昭和初期に上水道が普及するまで続いた。



図 2-3 大正期の水の利用（『水の構圖』より）

水郷柳河の上流から続くクリーク的环境は、かつては地域農民の共同作業による「堀干し」と「ドロ揚げ（ゴミ揚げ）」によって維持されていた。毎年冬の寒く乾燥した時期に堀の水を抜いて干し、底泥をさらえて水田に還元し、肥料に利用した。このように掘割は、あらゆる場面で地域の暮らしを支えていたのである。

(4) 水路の荒廃と市民による掘割の価値の再発見・再生

高度経済成長期に営農・生活の近代化が進み、底泥などの有機肥料は化学肥料に代わり、兼業化の進展によりクリークの更新に多大の時間と労力を費やすことができなくなった。こうして昭和 40 年代にクリークの荒廃が進み、柳川市の掘割においても汚染、狭小化、埋立て、暗渠化が進み、住民の維持管理や水との関わりが希薄になってさらに汚染が進むという悪循環が続いていた。昭和 52 年に、市は抜本的な解決策として、川下りの掘割以外の主要なクリークを三面コンクリート化して維持管理を容易にし、残りは埋め立てるという掘割の「埋立計画」を実施しようとした。しかし、当時の都市下水路係長であった広松伝氏は、この計画が地域に重大な危機をもたらすことを察知し、対抗策として住民参加によるクリークの浄化と浚渫をめざす「河川浄化計画」を策定し、さっそく翌年から実施する運びとなった。この運動は住民懇談会を重ねる中で住民の共感と参加を得て、4～5年のうちに大きな成果を獲得した。この理念は、平成 10 年に策定された「水の憲法」とも言われる「掘割を守り育てる条例」に、住民参加は「行政区等用排水路管理実施委員会」に、持続的な体制として引き継がれている。

(5) 水郷景観の保存活用施策

①名勝指定に向けた現況調査

柳川市では、特色ある水郷景観の名勝としての価値を把握するため、文化庁及び福岡県教育委員会の指導協力を受けて平成 12 年度に現況調査を開始した。調査は本市出身の詩人北原白秋の詩歌の源泉となった旧城下町の水路景観、城下町形成の母体である農村部の水路景観、干拓地の農村景観を対

象とし、主に水路の踏査により景観構成要素を把握した後、関係機関のヒアリングにより水系及び管理体系の把握と課題整理を行った。

同時期から文化庁記念物課において農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究が開始され、当地における詳細調査の試験的実施の結果、文化的景観としての価値評価がなされた。

②文化的景観としての価値の把握

平成 16 年、景観法の制定に加え、文化財保護法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 61 号）により文化的景観の制度が生まれた。文化庁は平成 16 年度から 17 年度にかけて全国 9 地域を対象に文化的景観の保存活用に係るモデル調査を実施し、柳川市の水路景観がその一つに選ばれた。平成 17 年 3 月に柳川市文化的景観保存活用事業実施委員会により『文化的景観保存活用計画～福岡県柳川市所在「柳川の水郷景観」保存活用計画～』が取りまとめられた。また、柳川市では平成 18 年度から平成 19 年度にかけて国庫補助を受け柳川市文化的景観保存活用計画策定事業を実施し、平成 20 年 3 月に『柳川市文化的景観保存活用計画』が策定された。左記二つの計画は、柳川の風土と歴史、人の営みが作り出した水郷景観を文化財として保全しようとする計画である。また、本計画策定に伴う諸調査・景観分析成果及び保存活用方針は、次項に述べる本市の景観行政推進施策に援用されている。なお、重要文化的景観選定に向けた取り組み検討は、平成 30 年度現在継続中である。

③柳川市の景観行政

福岡県では平成 16 年度から筑後地域の全市町村と協働して、広域的な観点から美しい筑後地域の景観をまもり、つくり、育てるための方策を検討し、平成 18 年 5 月に「筑後景観憲章」を制定、現在は矢部川流域景観テーマ協定づくりや景観モデル地区の形成に取り組んできた。

平成 17 年 3 月に旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の 1 市 2 町が合併した柳川市では、矢部川流域景観協議会に参加するとともに、平成 19 年 6 月に景観行政団体となった後も福岡県及び関係市町と連携し福岡県の矢部川流域景観計画策定に取り組み、景観形成に係る基本的な考え方を共有した。

この間、平成 18 年度には日仏景観会議柳川会議が「堀割景観の創生～見直そう！水と人とまちの関わり～」をテーマに開催され、日仏景観会議「柳川会議」アジェンダ「柳川堀割景観創生への指針」が市民及び関係者の出席者の署名のもと採択された。

また、平成 19 年度には柳川市都市計画マスタープラン策定への反映を目的とする「景観まちづくり座談会」による数次の検討結果が、20 年後の柳川の景観・水を描いた「柳川景観まちづくり提言書」にまとめられ、市民意向が以降の施策に引き継がれた。

これらの経過を踏まえ、柳川市では平成 24 年 3 月に柳川市景観計画が策定された。本計画は「『ゆつら一と』柳川時間の流れる風景づくり」を基本理念とし、「城堀周辺地区」「旧城下町地区」等を景観重要地区に選定し、地区毎に景観形成方針及び基準を定めた。

④水環境の保全

水郷景観の審美性に欠かせない要素として水環境の充実が挙げられる。本市の体系的水路において十分な水量の確保及び水質の維持向上は、重要な課題である。

1 市 2 町合併後の柳川市においては、旧柳川市の理念が引き継がれ、平成 19 年 4 月に「柳川市堀割を守り育てる条例」を施行し、施策推進のため平成 20 年度に「堀割を守り育てる行動計画」が策定された。「ほたるの飛び交う水郷柳川」を将来像に掲げ、現在は平成 26 年度から平成 35 年度まで

の第2次計画期間にあたる。計画中に「水郷景観の保全と創造」「水辺空間の保全と創造」等の景観施策も体系化され、水郷景観及び水環境の保全を一体的に推進している。

(6) 水郷柳河の名勝指定

これまでの水郷景観の保存活用の機運を受け、柳川市は水郷柳河の名勝指定に向けて平成25年度に関連調査を行うとともに、河川及び水路を初めとする景観構成要素の所有者及び管理者、関係機関等との協議を開始した。その後、同所有者及び管理者並びに占有者の同意が得られたことから、平成26年7月に意見具申を行い、平成26年11月21日に文化審議会の答申を受け、平成27年3月10日、詩人北原白秋の芸術感の源泉となった水景「水郷柳河」が、旧柳川城下町に広がる河川及び水路、北原白秋生家、神社、並倉を構成要素として国名勝に指定された。

(附) 水郷柳河の名称について

本市は「水郷柳川（すいごうやながわ）」として広く知られる観光都市である。名勝指定にあたり「水郷柳河（すいきょうやながわ）」の名称を用いた理由は、白秋の第二詩集『思ひ出』及び前述の『水の構圖』における白秋自身の言葉に拠ったためである。殊に水郷（すいきょう）の読みは、白秋が『思ひ出』をローマ字表記し出版した『OMOIDE』に求めた。名勝（文化財）の固有名詞として「水郷柳河（すいきょうやながわ）」を用いることとする。

2-3. 名勝指定の状況

(1) 名勝指定の状況

- ①指定名称 水郷柳河（すいきょうやながわ）
- ②所在地 福岡県柳川市沖端町 55 番地 1 外 125 筆地等
主に「柳河」「城内（御家中）」「沖端」の範囲内の河川、水路及び 4 件の施設（北原白秋生家、並倉、三柱神社、沖端水天宮）
- ③遺跡の種類 名勝
- ④指定年月日 平成 27（2015）年 3 月 10 日
- ⑤告示番号 平成 27 年文部科学省告示第 39 号
- ⑥指定面積 184,291.88 m²
- ⑦指定基準 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- ⑧指定理由 筑後川^{ちくごがわ}の河口付近にあたり、矢部川支流の沖端川^{おきのはたがわ}が有明海へと注ぐ低地には、「この道」・「揺籠^{ゆりかご}のうた」・「からたちの花」など多くの童謡の作詞で知られ、明治期から昭和初期にかけての日本の代表的な詩人として名高い北原白秋^{きたはら ぱくしゅう}（本名隆吉^{りゅうきち}、1885～1942）の故郷柳河と近接の漁村が広がる。白秋の生家が残る沖端の漁村及び若き日を過ごした柳河の旧城下の界隈を縦横に巡る掘割の水面、それらに臨んで深い影を落とす神社境内の樹叢などは、新進の詩人としての地位を確立した抒情小曲集『思ひ出』から、田中善徳^{ぜんとく}（1903～63）の撮影による写真に詩歌を付した遺稿『水の構圖^{こうず}』に至るまで、白秋が数多の作品に描き、それらを生み出す原点となった優秀な風致景観を構成している。
- 沖端の酒造家の長男として生まれた北原白秋は、村内の矢留^{やどみ}小学校を卒業したのち、旧城下の柳河高等小学校を経て福岡県立中学伝習館へと進学すると、次第に文学の道へと傾倒していった。明治37年（1904）に親友の自殺を契機として伝習館を退学し、上京後に早稲田大学高等予科文科へと進んだ。さらに、与謝野鉄幹・晶子が主宰する新詩社への入・退会の後、木下杢太郎^{きのした もくたろう}・吉井勇などとともに「パンの会」を結成し、明治44年（1911）には上田敏が絶賛した『思ひ出』により近代象徴詩の旗手として注目を集めるようになった。
- 白秋が通った矢留小学校の新校舎に隣接し、夏季には子どもたちが水浴に使った場所を含め、掘割の水面は旧沖端の漁村を縫うように巡る。その約6km上流の沖端川の二ツ川堰^{ふたつがわげき}から二ツ川^{ふたつがわ}へと入った分水は、旧城下の東辺から「御家中^{ごかちゆう}」と呼ぶ城内^{しろうち}地区の外郭を成す掘割へと注ぎ、地区内を縦横に走る掘割を経て、旧城下の南西隅付近から再び沖端川へと合流する。これらの掘割の水面は、古くから城下町・漁村に住む人々にとって、貴重な飲料水の確保及び往来・物資運搬に不可欠の場であったのみならず、白秋の作品の原点を成し、柳河の町を象徴する風致景観として大切にされてきた。
- 「北原白秋生家」は江戸後期の建造と伝わる商家造りの木造建築で、明治34年（1901）の沖端の大火で奇しくも焼け残った主屋・穀倉から成る。表通りに面する主屋から通り庭を経て裏庭へ出ると、城内地区の外郭の掘割から取水した水路に臨

んで石段があり、水面と緊密なつながりをもつ敷地の構成・風致に特質がある。白秋は、酒の^{かび}黴・精・匂いが漂う生家の独特の風情を25編の詩歌に託して詠んだ。城内地区の東辺の掘割に臨む「^{なみくら}並倉（^{なみくら}並倉）」は、明治期に創業した^{つるみそ}鶴味噌醸造の工場敷地及び建築・庭園から成る。主屋及び店舗は明治期の木造建築の佇まいを伝え、大正期の3棟から成る煉瓦造の倉庫建築は今なお趣室として使われている。白秋は^{たいわんも}臺灣藻の花が咲き乱れる掘割の水面に、並倉（並倉）の赤煉瓦の壁が西日を受けて照り映える光景を短歌に詠んだ。

旧城下の北東隅部に位置し、二ツ川に南面する「^{みはしらじんじや}三柱神社」は、江戸時代後期に柳川藩主立花氏が藩祖を祀るために造営した神社である。広大な境内には流鏑馬の馬場ともなる参道を中軸として、本殿・社務所をはじめ、藩主の茶所であった^{しょうこう}省耕園、手水舎等が残る。参道の南端に位置する大鳥居・欄干橋から西の二ツ川沿いの風景は、『思ひ出』の「柳河風俗詩」に所収の詩歌の描写と重なる。

「水天宮」は白秋が生まれ育った沖端の漁村の中心を成す神社で、毎年5月の水天宮祭に近隣から多くの参拝客が訪れる。江戸後期に遡る舟舞台囃子をはじめ、水天宮に伝わる習俗は、背後を巡る掘割の水面とともに沖端の漁村の風景の一端を表す。『思ひ出』・『水の構圖』には、それらを詠った複数の詩歌を収める。

白秋は、『思ひ出』において水郷柳河を「静かな^{はいし}廃市」と呼び、「さながら水に浮いた灰色の^{ひつき}樞」と表現した。明治末期に上京した白秋の詩作には、隅田川をパリのセーヌ川に見立て、河畔の西洋料理店を中心に浪漫主義に基づく詩宴を繰り返した「パンの会」に共通の作風がうかがえる。それは近代都市の水辺が持つ風景美の発見への胎動であり、その背景には、白秋が『思ひ出』の「わが生ひたち」に「遠く近く^{るぎん}瓏銀の光を放つてゐる幾多の人工的河水」と記したように、今や静かに廃れ行こうとしつつもなお光彩陸離たる郷里柳河の水景への強い懐旧の念があった。以上のように、水郷柳河の掘割の水面及びそれらに臨む神社境内の樹叢などは、童謡を含め白秋の詩作の源泉となった優秀な水景の風致を誇ることから、その観賞上の価値及び学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。（答申説明文より）

⑨所有関係

国土交通省（二ツ川（福岡県が管理））、柳川市（用悪水路）、柳川みやま土木組合（用悪水路（城堀））、公益財団法人北原白秋生家記念財団（北原白秋生家）、宗教法人三柱神社、宗教法人水天宮、鶴味噌醸造株式会社（並倉）

⑩管理団体

無し

(2) 指定範囲

名勝の指定範囲及び追加指定を目指す範囲を以下に示す。

指定範囲は、主要な掘割を中心とし、三柱神社、並倉等の構成要素を含む範囲となっている。

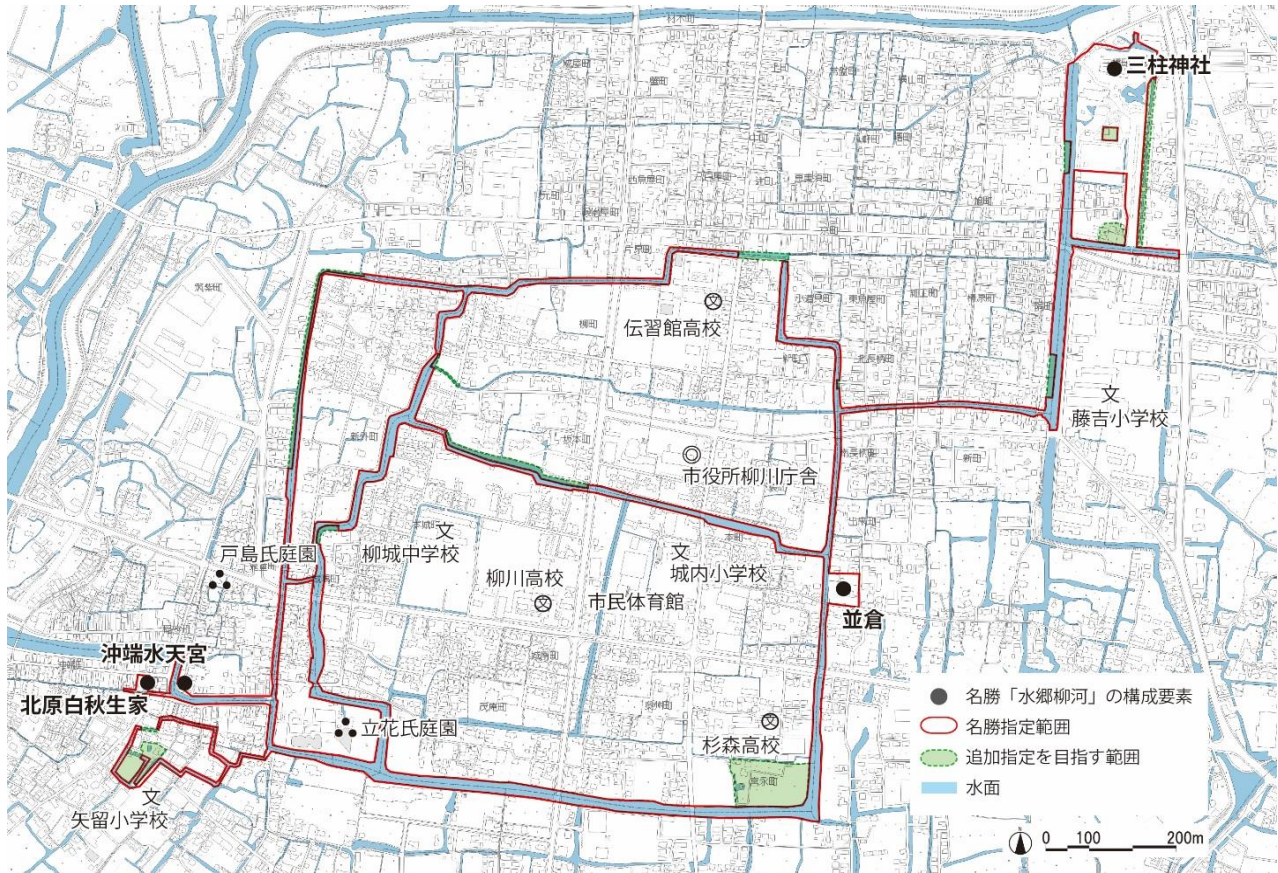


図 2-4 名勝指定範囲と構成

(3) 施設の概要

名勝の構成要素となっている施設の概要を以下に示す。

表 2-1 施設の概要

北原白秋生家		<p>明治・大正・昭和と生き、日本の近代文学に偉大な足跡を残した詩人北原白秋の生家である。白秋は代々柳川藩御用達の海産物問屋を営む旧家に生まれ、造り酒屋であった生家は、明治 34 年の大火で大半は焼失したが、この母屋だけが残り、昭和 44 年 11 月に復元された。</p>
並倉		<p>御家中と呼ばれる柳川城内郭の外堀と内堀との分岐点付近にある「鶴味噌醸造」の倉。大正期から昭和初期にかけて建築された通称「並倉」と明治後期に建築された倉などで構成される稼働中の味噌醸造工場である。往時から残る赤レンガが造り出す水の構図は、柳川を代表する水郷景観の一つとなっている。</p>
三柱神社		<p>文政 9 年（1826～）藩祖である立花家初代道雪公、初代柳川藩主立花宗茂公、宗茂夫人間千代の三柱を祀る宮で、日光東照宮の陽明門を象どった楼門、安芸の厳島を模した廻廊など名工の手による建造物である。平成 17 年に焼失し、現在復興中。</p>
沖端水天宮		<p>140 年続く沖端水天宮は、明治 2（1869）年に久留米水天宮から勧請（神仏の分霊を他の地に祭ること）され、同地区内にあった稲荷神社、弥劔神社（祇園社）の 3 社を合祀したもので、地元では「水天宮さん」と呼ばれている。</p>

(4) 指定に至る調査成果

既往調査の内容を以下に示す。

①調査の経緯

■三柱神社現況図作成

現況配置図作成

既往調査：三柱神社本殿・拝殿・楼門・唐門・回廊平面図（柳川市史）

三柱神社本殿平面図、省耕園平面図、省耕園展開図（柳川市史）

船着場門平面図（三柱神社）、手水舎平面図（柳川市史）

■並倉（鶴味噌醸造）現況図作成

現況配置図作成

既往調査：現況配置図（九州芸術工科大学歴史環境研究室）

並倉立面・断面図、現況平面図、復元平面図（九州芸術工科大学宮本研究室）

吉開家住宅平面図・展開図（柳川市史）

■水天宮現況図作成

現況配置図作成

未調査の歴史建造物の平面図等（水天宮本殿・拝殿、手水舎（仮称））

■北原白秋生家現況図作成

敷地内現況配置図作成

既往調査：北原白秋生家主屋平面図・展開図（柳川市史）

■二ツ川現況図作成

護岸状況、護岸植生状況調査

既往調査：景観計画策定に伴う調査成果図面（まちづくり課）

■準用河川及び水路現況図作成

護岸状況、護岸植生状況調査

既往調査：景観計画に伴う調査成果図面（まちづくり課）

■写真記録作成

景観構造、二ツ川、準用河川、水路、三柱神社、鶴味噌、水天宮、北原白秋生家、水利施設、橋梁、植生等

②文化的景観としての価値

『柳川市文化的景観保存活用計画』（平成20年3月）において、柳川固有の水路網の景観が有する本質的価値は以下のようにまとめられている。

旧城下町に成立する水路網の景観は、掘割に関わる祭事慣習が継承され、旧城下町を構成する城内、柳川、沖端それぞれ固有の景観が成立し、それらが掘割を中心とする水路網によって結ばれた景観である。

クリーク農村地域に成立する水路網の景観とは、クリークを利用した営みが継承され、クリークを中心に循環型の水系が成立していることを物語る固有の景観が成立し、これらの景観がナガレを骨格として有機的に結ばれる水路網の景観である。

干拓農村地域に成立する水路網の景観は、営農が営まれるとともに、水と人との戦いそして共存の歴史を物語る祭事慣習が継承され、農地とそれらを囲む旧堤防に沿った屋敷地によって構成される固有の景観が成立し、これらがイカリを中心とした水路網によって結ばれる景観である。

上記より、柳川固有の水路網の景観は、水と生活との関わりが深いという共通性のもと、地域の違いによって固有の生活が成立し、それらが全て一連の水系として繋がっているということが、柳川固有の水路網の景観が有する本質的価値である。

このように、名勝「水郷柳河」は、柳川市における共通性を持った3つの「水の景」の一部である「旧城下町に成立する水路網の景観」の上に成り立っている。

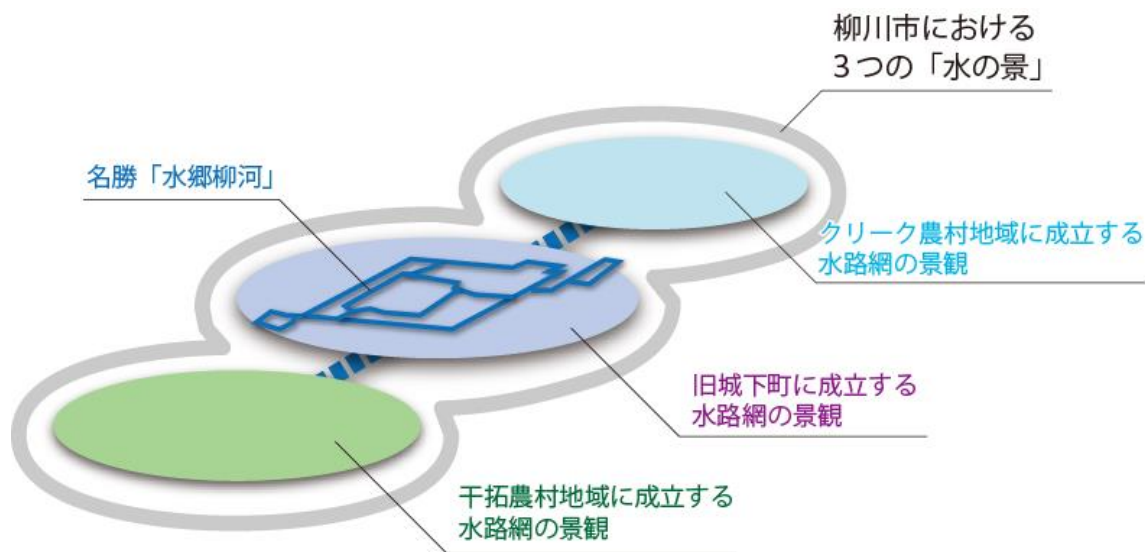


図 2-5 柳川市における3つの「水の景」と水郷柳河

2-4. 柳川市及び指定地の概要

(1) 柳川市の概要

①沿革

柳川地方に人が住み始めたのは、およそ2千年前と推定されている。そのころから人々は、有明海の湿地の溝を掘り、その土を盛り上げて開拓し、灌漑と排水を担うクリーク網を形成していった。市内外に残る条里の遺構や地名はその営みの古さを物語っており、この縦横に走るクリークは柳川地方の景観の特徴である。慶長6年(1601年)から田中吉政が、元和6年(1620年)から立花宗茂がこの地を治め、治水・干拓事業により2000町に及ぶ干拓地の造成など、今日に伝えられている地域の社会的、物的環境の基礎が整えられた。

明治4年(1871年)の廃藩置県により旧柳川藩は柳河県となり、明治22年(1889年)の明治の大合併で、現在の柳川市域は山門郡内に柳河町、城内村、沖端村、西宮永村、東宮永村、両開村、塩塚村、鷹尾村、有明村、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村の1町12村が、三潞郡内に浜武村、久間田村、蒲池村の3村が誕生。明治40年(1907年)に塩塚村、鷹尾村、有明村が合併して大和村に、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村が合併して三橋村が誕生。昭和12年(1937年)1月には浜武村、久間田村が合併して昭代村が誕生した。昭和26年(1951年)4月の昭和の大合併で、柳河町と城内村、沖端村、東宮永村、西宮永村、両開村の1町5村が合併して柳川町となり、翌年4月に市制を施行。また、同年6月には三橋村が、9月には大和村が町制を施行した。さらに昭和30年(1955年)1月、柳川市が三潞郡の昭代村、蒲池村を編入合併し、平成17年3月21日に柳川市、大和町、三橋町の1市2町が合併し、現在に至る。



図 2-6 位置図

[市の花]

藤



中山の大フジは、福岡県の天然記念物に指定されている名木で、市の重要な観光資源。「藤」の花言葉は「歓迎」といわれている。

[市の花]

花しょうぶ



凜とした花姿は、美しく気品が漂う花しょうぶ。旧市町の花として、市民に馴染みのある花。

[市の木]

柳



掘割沿いで、しなやかに風になびく柳の姿は川下りに風情を添える。かつての田園風景に欠かせない存在で、人々に憩いを与えている。

市章



柳川の頭文字「Y」をモチーフに、柳の葉と3曲線の水路で人をイメージ。3曲線は1市2町を表現。コバルトグリーンは自然を意味する。

②人口

柳川市の人口は、2015年（平成27年）10月に行われた国勢調査では67,777人となっている。人口推移は、昭和35年（1960）の86,888人をピークに減少に転じ、平成22年から平成27年までの5年間における減少数は3,546人、増減率はマイナス4.97%となっている。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年（平成57年）に43,200人まで減少すると予測されており、2015年（平成27年）からの人口減少率は36%と福岡県の60市区町村では41番目（低順位ほど減少率が高い）の減少率となっている。

表2-2 人口推移

年次	人口			世帯数	面積 (k㎡)	1k㎡ あたり 人口
	総数	男	女			
大正9年	59,443	—	—	—	—	—
大正14年	61,494	—	—	—	—	—
昭和5年	63,079	—	—	—	—	—
昭和10年	65,486	—	—	—	—	—
昭和15年	62,266	—	—	—	—	—
昭和22年	82,493	—	—	—	—	—
昭和25年	83,512	40,214	43,298	14,433	73.71	1,133
昭和30年	86,068	41,266	44,802	14,641	72.25	1,191.3
昭和35年	86,888	41,515	45,373	15,523	72.25	1,202.6
昭和40年	84,934	40,192	44,742	16,623	73.26	1,159.4
昭和45年	82,263	38,593	43,670	17,561	73.26	1,122.9
昭和50年	80,984	38,231	42,753	18,421	76.57	1,057.6
昭和55年	82,185	39,148	43,037	19,451	76.57	1,073.3
昭和60年	81,863	38,912	42,951	20,139	76.57	1,069.1
平成2年	80,531	38,065	42,466	20,819	76.90	1,047.2
平成7年	79,806	37,688	42,118	21,864	76.90	1,037.8
平成12年	77,612	36,407	41,205	22,586	76.90	1,009.3
平成17年	74,539	34,905	39,634	23,078	76.90	969.3
平成22年	71,375	33,497	37,878	23,333	76.88	928.4
平成27年	67,777	31,902	35,875	23,453	77.15	878.5

注) 1. 各年10月1日現在
2. 大正9年から平成12年までの数値は現市域のものを合算し算出している

資料：国勢調査

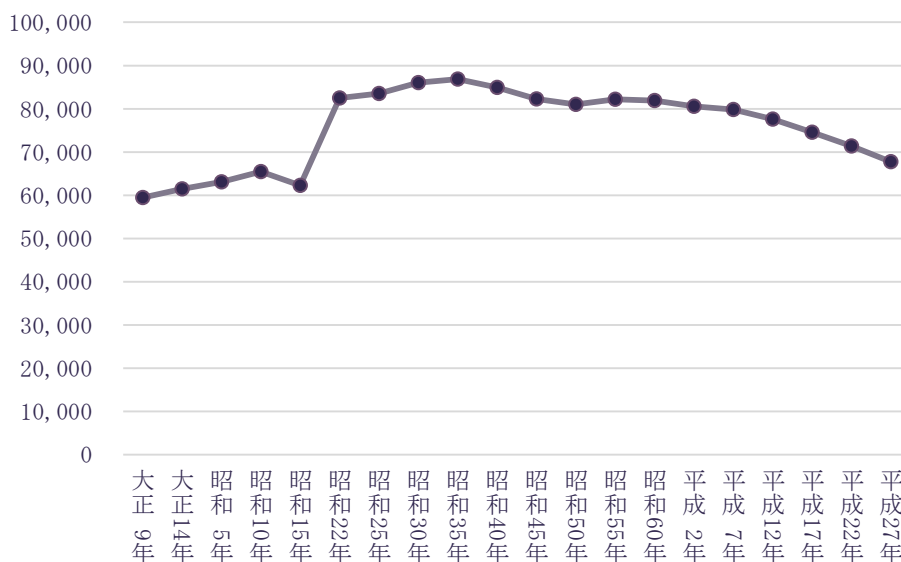


図2-7 柳川市の人口推移 (人)

③産業

柳川市の産業別就業人口を見ると、第1次産業と第2次産業の就業者数は減少傾向にあり、第3次産業は横ばいで推移していることがわかる。2010年(平成22年)では、第1次産業が3,799人(12.2%)、第2次産業が8,001人(25.7%)、第3次産業が19,301人(62.1%)となっている。

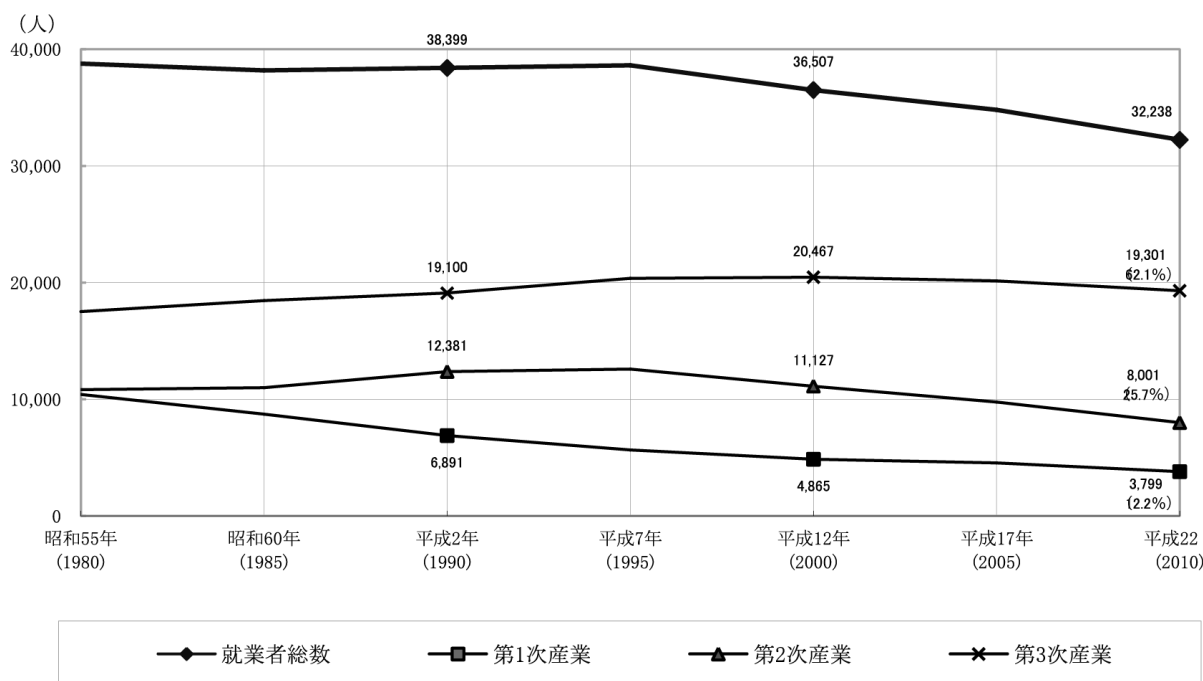


図2-8 柳川市の産業別就業人口(15歳以上)
資料：国勢調査

i) 漁業

潮の干満差が日本一、最大6メートルにも及ぶ有明海は、筑後川や矢部川など大小様々な河川が流れ込む栄養に富んだ海で、干潮時には広大な干潟が現れ、そこには有明海固有のムツゴロウやクツゾコ(舌平目)、アサリ、タイラギなどといった多種多様な魚介類が生息している。

特に、柳川市では有明海の特徴を利用し、支柱式による「ノリ養殖」が盛んに行われており、製品の『福岡のり』(乾のり)は市場でも高い評価を受けている日本屈指の高級海苔の産地である。また、クルマエビやガザミ(ワタリガニ)などの種苗を放流し、資源管理を推進するための栽培漁業なども行われている。

このように様々な自然の恩恵を与えてくれる有明海は「宝の海」と称され、漁業は柳川市の基幹産業となっている。



図2-9 有明海におけるノリ養殖

ii) 農業

柳川市は、福岡県の西南部に位置し、有明海に面する。本市の総面積は77.15km²、その内耕作地の占める割合は53.7%（41,30km²）となっている。また、本市の大部分は、古くから開拓・干拓された大小規模の干拓地が広がる海面干拓地帯で、多くの田畑等ゆるやかな傾斜で有明海に向かって広がっている。

さらに、柳川市は九州の穀倉地帯の一角を占めており、米や麦を中心とした栽培が行われてきた。しかし、米については、生産調整の影響から、近年作付面積が大きく減少している。一方、麦と大豆は順調に生産が伸び、平成16年度の算出額では、麦が県内第2位、大豆は県内第1位となっている。また、最近ではナス・レタス・イチゴ・アスパラガスなどの野菜やぶどう・イチジクなど多種多様な作物が栽培されている。

このように、柳川市の農業は、米・麦・大豆の栽培を中心に、さらに多品目の作物栽培にも力を入れ、現在も市の基幹産業となっている。



図 2-10 柳川市の特産品

iii) 商工業

商業・サービス業は、商店数・従業者数ともに平成6年以降停滞傾向にある。さらに、近隣市町に郊外型大規模小売店舗が進出したことも一因として、地元購買力が流出しており、小売業商店数・年間販売額はともに減少傾向にある。特に商店数は、平成9年から平成19年までの10年間で約22%の減少している。本市の工業について、工業集積地はなく、工場は、市内に点在しており、平成7年頃をピークに従業者数・工場数・製品出荷額のいずれの指標も減少している。

iv) 観光業

2014年(平成26年)に、合併後過去最高となる125万人を突破した。外国人観光客においても2009年(平成21年)以降、増加傾向が続いている。また、観光客の訪問理由で最も大きいものは「川下り」となっており、今後ますます、掘割を活用した産業の活性化が期待されている。

また、柳川市では「観光振興計画(H21)」の中でも、観光振興を地域づくりの柱とするため、掘割や川下りの活用を推進している。観光動態調査(H28)によると、平成28年は熊本地震の影響で減少したものの、平成27年までの5年間の観光客数は右肩上がりとなっている。



図 2-11 川下り観光の様子



図 2-12 観光入込客の推移

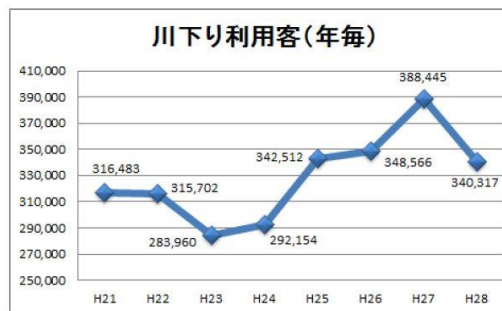


図 2-13 川下り利用客の推移



図 2-14 北原白秋生家入場者数の推移

④交通

i) 鉄道の発達

明治以降には、柳川は筑後地域の政治・経済・文化の中心地として栄えた。さらに昭和に入ると、昭和6年に国鉄佐賀線（昭和62年3月に廃線）が旧城下町の北部に隣接して開通し、同12年には西日本鉄道の前身である九州鉄道が旧城下町の東部に隣接して開通。鉄道は、いずれも旧城下町の外周部を通る路線で、西日本鉄道は、県庁所在地である福岡市と直結するなど、市の交通条件の整備も進んでいる。

現在、柳川市には、6つの鉄道駅があり、鉄道は市民や来訪者の有効な交通手段となっている。また車窓からは、柳川の農村景観、まちの景観、漁村景観など様々な顔を楽しむことができる。

中でも平成27年9月に新駅舎をリニューアルオープンした西鉄柳川駅は、西鉄天神大牟田線の特急停車駅であり、柳川市の玄関口としてシンボリックな存在となっている。



図 2-15 田園の中の西鉄沿線



図 2-16 西鉄柳川駅

ii) 幹線道路の発達

城下町であった柳川には、江戸時代以降、柳川城と他都市との間を結ぶ街道が発達した。特に、現在の国道道は、久留米柳川往還（県道久留米柳川線）、三池街道（国道208号）、瀬高柳川往還（国道443号）を継承し、沿道では、まち並みや神社、橋、追分、道標、掘割など歴史的な景観を見ることが出来る。これら街道に由来する現在の幹線道路は、全て旧城下町である市街地中心部の札ノ辻（柳川市辻町）に接続し、さらに歴史的にも町部の生活道路はこの幹線道路から派生している。近年建設されたこれら幹線道路のバイパスは、いずれも市街地を通過せず郊外を迂回するように計画されたため、旧城下町の街路景観が保全されている。

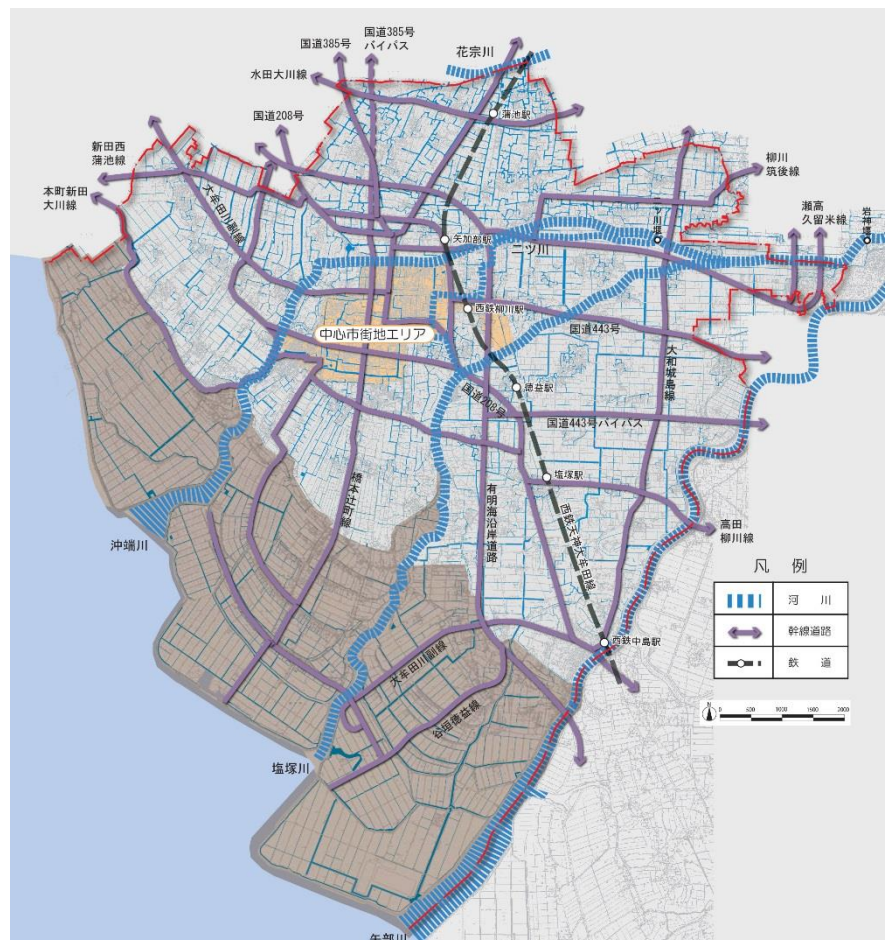


図 2-17 柳川市の公共交通網

一方で郊外の景観に目を向けると、平成 20 年に開通した国道 208 号バイパス（有明海沿岸道路）は、田園地帯の景観に変化を与えた。さらに、古くから主要な都市間を結ぶ国道 208 号などの幹線道路は、市民も来訪者も利用する都市活動に欠かせない軸であり、また有明海沿岸地域を結ぶ陸上輸送の大動脈として、現代の経済活動を支える重要な社会基盤となっている。



図 2-18 国道 208 号



※破線は未供用
※平成 28 年 3 月 31 日現在



図 2-19 有明海沿岸道路

図 2-20 位置図

iii) 現在の公共交通の状況

現在柳川市では、西鉄バス(株)・西鉄バス久留米(株)・堀川バス(株)の 3 社が路線バスを運行している。利用者の減少と共に路線の廃止や運行本数の削減が進んでいる状況がある。路線バスが運行していない地域では、コミュニティバスを運行しているが、平成 26 年度の利用状況は、1 日平均約 74 人となっている。鉄道との連携も不十分で通勤通学の手段としての機能を十分に果たしていないという課題もある。

鉄道は、西日本鉄道株式会社が運行する西鉄天神大牟田線の西鉄柳川駅が三柱神社の近傍に位置しており、特急停車駅でもあるため、市民の通勤・通学や観光客の足として利用されている。特急電車は 1 時間に 2 本程度のペースで運行している。

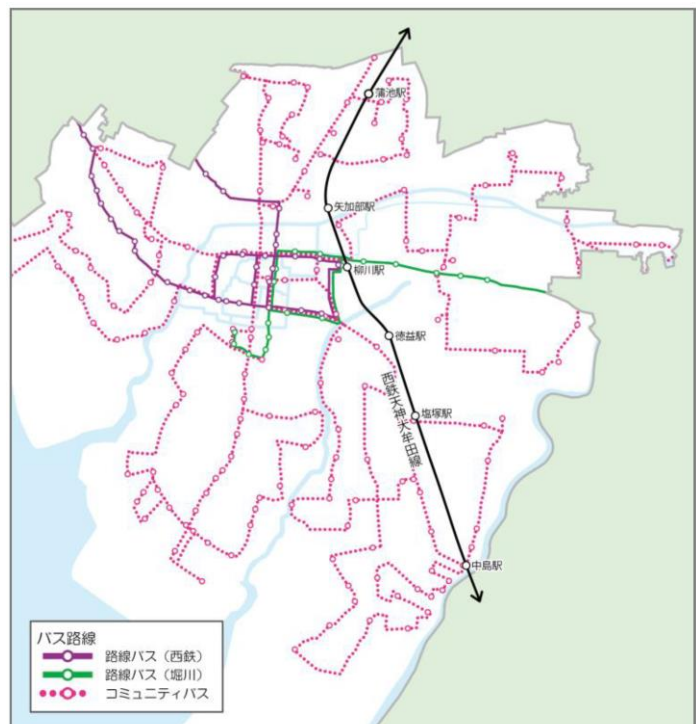


図 2-21 柳川市の公共交通網
(平成 27 年 1 月 5 日現在)

⑤主要施設等の分布

名勝指定範囲周辺の主要な施設分布を以下に示す。

柳河地区、沖端地区および旧城下町周辺である城内地区には行政機能のほか、柳川市の観光の核となる施設が多く集中していることがわかる。

特に観光施設は、掘割沿いに多く点在しており、川下りとともにこれらの観光施設を訪れる観光客が多い。

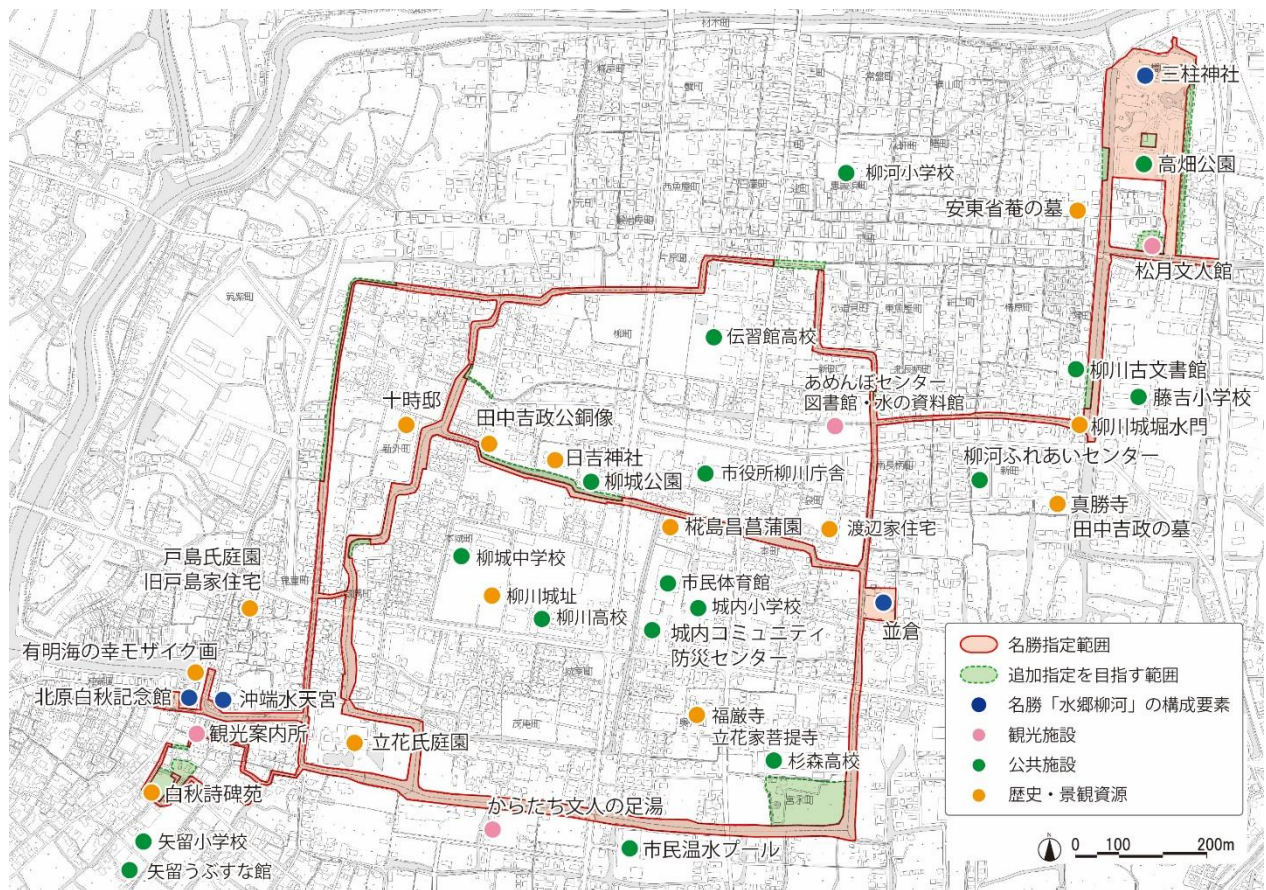


図 2-22 主要施設等の分布

⑥柳川市内に所在する指定文化財

本市には、指定や登録を受ける文化財が市内各地に点在している。その中でも、国指定名勝の立花氏庭園及び戸島氏庭園は、歴史まちづくりの核となることが期待される重要な柳川固有の歴史的建造物等である。

本市の指定文化財は、不動産の指定文化財として、国指定では、戸島氏庭園、登録有形文化財(建造物)の鶴味噌並倉北・中・南棟が挙げられる。県指定では、有形文化財(建造物)の旧戸島家住宅、史跡の安東省菴墓、北原白秋生家が挙げられる。市指定では、八幡神社本殿、三島神社石造鳥居、江越八幡海岸灯台、鷹尾神社石鳥居といった有形文化財(建造物)のほか、史跡として柳川城本丸跡、慶長本土居跡、鷹尾城跡、塩塚城跡などが挙げられる。風習や行事などでは、県指定として三柱神社のどろつくどん、日子山神社風流、今古賀風流が挙げられるほか、市指定では秋祭風流及び仁寿平、藤吉風流が無形民俗文化財となっている。自然環境に関しては、中山の大フジが県指定天然記念物として挙げられるほか、市全域がカササギ生息地として国指定天然記念物となっている。全市的な分布状況をみると、旧柳川城下町であった中心市街地、鷹尾神社が置かれ鷹尾城が築かれた鷹ノ尾に集中している。また、農村部で筑後地方を代表する民俗芸能である風流が、複数指定を受けていることが特徴的である。

建造物としては、鶴味噌並倉北・中・南棟、旧戸島家住宅、北原白秋生家、八幡神社本殿があり、旧城下町に集中している。旧城下町には、国指定名勝の戸島氏庭園と松濤園があり、これらは歴史まちづくりの核となることが期待されている。

また、柳川固有の典型的な伝統建築物として、武家住宅が複数存在する。県指定の旧戸島家住宅をはじめ、渡辺家住宅、十時家住宅、荒巻家住宅、栗原家住宅、由布家住宅、米多比家住宅の7棟がある。中でも渡辺家住宅と十時家住宅は、指定に値する貴重な武家住宅である。生垣に固まれる屋敷地の中に式台五間を有する屋敷建築、庭園、庭などで構成されている。

表 2-3 指定文化財の一覧

番号	名称	区分	種類	
1	短刀 銘 吉光 附 腰刀拵	国	国宝	工芸品
2	劍 銘 長光	国	重要文化財	工芸品
3	大友家文書 附 文書袋 5口 矢根木型等 3箇	国	重要文化財	書籍
4	鷹尾神社大宮司家文書	国	重要文化財	書籍
5	立花家文書 一、立花家文書 9,113通 一、柳川藩立花家文書 5,511通 附 柳河藩志	国	重要文化財	書籍
6	立花氏庭園	国	名勝	
7	戸島氏庭園	国	名勝	
8	水郷柳河	国	名勝	
9	カササギ生息地	国	天然記念物	
10	鶴味噌並倉北棟	国	登録有形文化財	
11	鶴味噌並倉中棟	国	登録有形文化財	
12	鶴味噌並倉南棟	国	登録有形文化財	
13	旧戸島家住宅	県	有形文化財	建造物
14	三尊預修板碑	県	有形文化財	考古資料
15	どろつくどん	県	無形民俗文化財	
16	日子山神社風流	県	無形民俗文化財	
17	今古賀風流	県	無形民俗文化財	
18	安東省菴墓	県	史跡	
19	北原白秋生家	県	史跡	
20	中山の大フジ	県	天然記念物	
21	三島神社石造鳥居	市	有形文化財	建造物
22	江越八幡海岸灯台	市	有形文化財	建造物
23	菊池氏一字一石塔	市	有形文化財	建造物
24	鷹尾神社石鳥居	市	有形文化財	建造物
25	因福寺宝篋印塔及び石造阿弥陀如来立像	市	有形文化財	建造物
26	八幡神社本殿	市	有形文化財	建造物
27	木造十一面観音坐像 〈付〉木造増長天像、木造多聞天像	市	有形文化財	彫刻
28	木造南山土雲坐像	市	有形文化財	彫刻
29	因福寺六地藏	市	有形文化財	彫刻
30	地藏菩薩	市	有形文化財	彫刻
31	豊原六君像板碑	市	有形文化財	考古資料
32	島信之の碑	市	有形文化財	考古資料
33	鷹尾城主田尻親種墓碑	市	有形文化財	考古資料
34	徳益山越阿弥陀三尊像板碑	市	有形文化財	考古資料
35	牛の宮	市	有形文化財	考古資料
36	江波大納言家紀公昌御霊位	市	有形文化財	考古資料
37	地福寺六地藏・板碑・宝篋印塔	市	有形文化財	考古資料
38	三柱神社欄干橋擬宝珠	市	有形文化財	工芸品
39	藤吉風浪宮棟札	市	有形文化財	歴史資料
40	秋祭風流及仁寿平	市	無形民俗文化財	
41	藤吉風流	市	無形民俗文化財	
42	柳川城本丸跡	市	史跡	
43	豊原一里石	市	史跡	
44	慶長本土居跡	市	史跡	
45	塩塚城跡	市	史跡	
46	蒲池氏百八人塚	市	史跡	
47	津留城跡	市	史跡	
48	鷹尾道祖之御瀬	市	史跡	
49	間垣橋	市	史跡	
50	鷹尾別府印鑰神社	市	史跡	
51	田尻惣馬旧居跡	市	史跡	
52	旧矢部川本流改修田	市	史跡	
53	鷹尾城跡	市	史跡	
54	枇杷園遺跡	市	史跡	
55	佐留垣城跡	市	史跡	
56	中島城跡	市	史跡	

(2) 指定地の環境

① 地理的環境

柳川市は、福岡県南部の筑後平野に位置し、有明海に面している。総面積約 77 k m²の大部分は古くからの干拓地のため、市内のほとんどが平坦な低地である。南に面する干満差日本一の有明海は、多くの河川が流れ込むため、日本一のノリ漁場となっている。寒暖の差が比較的少ない気候で、福岡市中心部の天神まで約 50 km、西鉄電車で約 45 分の場所に位置する。

名勝水郷柳河は、柳川市の中心よりやや北寄りに位置する。



図 2-23 柳川市の位置

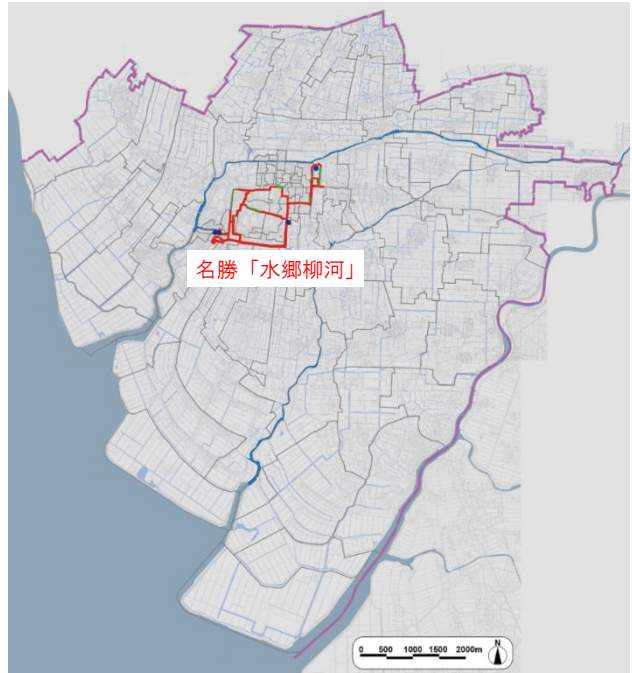


図 2-24 柳川市における名勝水郷柳河の位置

② 地形・地質的環境

柳川市は、有明海北東沿岸部に広がる筑紫平野の南部に位置する。筑紫平野を俯瞰すると、佐賀県側から順に六角川、嘉瀬川、筑後川、矢部川などが有明海に向けて流下しており、これらから運搬される土砂と、最大で干満差 6 m とされる潮動により有明海沿岸地域に広大な沖積平野が形成されている。この沖積平野は、成因からも理解されるように有明粘土に代表される軟弱地盤により構成されており、柳川市の表層地盤は元来この軟弱地盤を主体としているが、柳川城跡や宅地などは人工的な盛土が施されており、旧柳川藩により干拓された埋立地が海に向けて分布している。このように、自然地盤と人工地盤の組み合わせにより表層の土質が変化することが柳川市一帯の特徴と言えるが、標高にしておよそ 0~7m 程度と変化が小さく、市

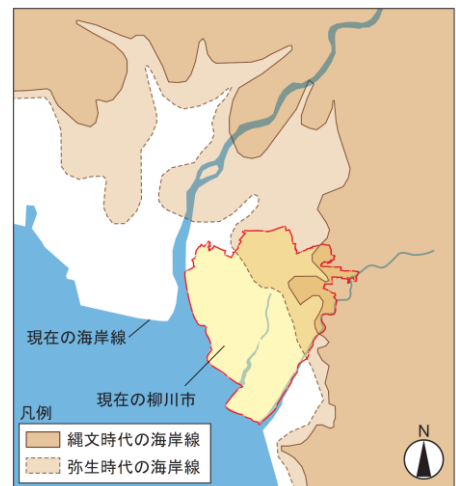


図 2-25 縄文・弥生時代の海岸線
(「ミュージアム九州」第 12 巻第 2 号を参考として作成)

域全体として平坦な地形であると言えよう。また、この地域には、江戸時代に築造された人工水路が網状あるいは格子状に巡らされており、特有の水郷景観を呈している。

柳川市の地盤は、砂や粘土などから構成される沖積層を表層として、その下位には洪積層が厚く堆積しており、文献によると古第三紀層の砂岩や頁岩を基盤とするが、その着岩深度は概ね 200m 以深と推定されている。

層相および堆積環境として、最大 6m に達する有明海の干満差により、干潮時と満潮時とで堆積基準面が大きく変化することから、広大な干潟をはじめとしてこの地方独特の堆積環境が形成される。その特徴は、強い海流による堆積物の運搬、浸食、堆積作用であり、上げ潮時に強い潮流が発生して底土を巻き上げ、その結果、懸濁した泥水を発生させるとともに、干潟前縁部と水路には濃縮された砂質堆積物が残留する。懸濁した泥水は、河川から流入した泥とともに潮流によって湾奥に運ばれた後に堆積し泥干潟を形成する(海成粘土の堆積)。その一方で、干潟前縁部や水路跡などには砂質堆積物が残されるため、干潟堆積物には粘性土だけでなく、砂質地盤も多く発達する。有明海湾奥(岳地の地下には、縄文海進の際に形成された干潟の堆積物が存在しており、これが有明粘土である。有明粘土層は極めて軟弱な粘土層で、海棲の貝殻片を含有することに特徴づけられる。また、この層は地下水位の低下や構造物の新築に伴い、しばしば地盤沈下を発生させる原因になることで知られている。有明海底および周辺海岸(岳地の地下に広く分布し、層厚は概ね 10~15m、最大では 30m 程度である。有明粘土層は、シルトを主体としているものの、レンズ状断面をもった砂層を挟むことがある。

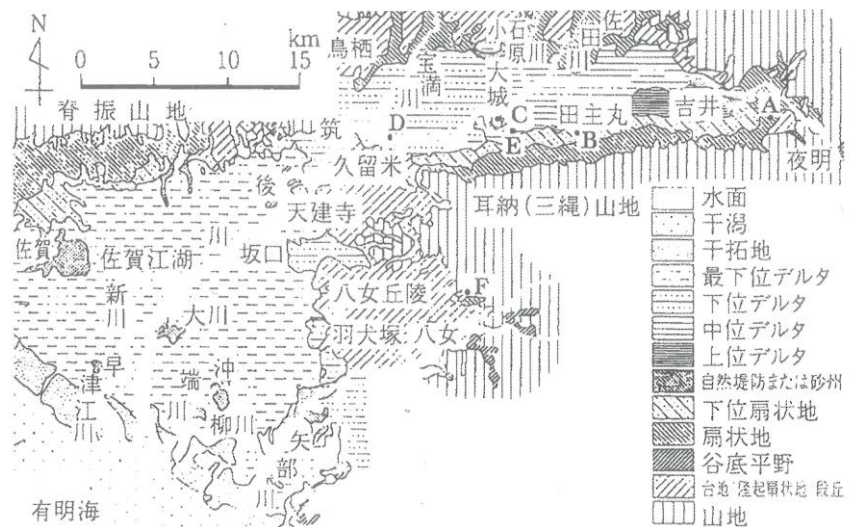


図 2-26 筑後平野の地形分類図 (出典：福岡県の地学めぐり)

③ 歴史的環境

柳川市の「まち」の形成は、戦国時代この地の豪族であった蒲池氏が、今の城内地区に城を築いて筑後の拠点にしたことに始まると言われている。その後 1586 年に豊臣秀吉の九州征伐における立花山城の戦いがあり、関ヶ原の戦いを経て 1601 年田中吉政の入国により柳川の「まち」の原型となる城下町を形づくっていった。現在も残る掘割の形や町割りはこの頃に整えられた。旧城下町では、当時の掘割の大部分



図 2-27 寺町の風情を残す小路



図 2-28 旧城下町の掘割



図 2-29 中島の朝市のにぎわい



図 2-30 中島の街道筋のまち並み

が昔の名残をとどめ、柳川のまちに独特の風情を添えている。

江戸時代、立花宗茂とその後の藩主は、領内に 13 の「在町（農村部に成立した商工業集落）」を指定。在町の中で現在もにぎわいをみせる中島は、南北に貫流する矢部川の右岸に位置する港町として、また東西に横断する三池街道の市場町として繁栄した十字路の町である。現在も中島は、地元根付いた、歩いて買い物ができる身近な商いの場として、にぎわいのある漁村の営みにふれることができる。市街地では、内堀や外堀が巡り、柳川城址や武家屋敷など史跡や歴史的建造物が残されている。

田園地帯では、条里制の地割りを継承する箇所や圃場整備が行われていない昔ながらの農村集落が見られる。

有明海沿岸に広がる干拓地をつくった本土居の堤防も残り、特に両開地区では江戸期の堤防を良好な状態で見ることができる。また、集落ごとに数多くある社寺は、地域のランドマークとなっている。

そのほか、現在の国県道も久留米柳川往還、矢部往還、肥後街道（三池街道）、瀬高柳川往還を継承し、歴史的景観が今も残っている。

弥生～	有明海浜の湿地帯に掘割を掘り、稲作が始まる		
古代～中世	湿地の開拓、荘園開発		
戦国～16世紀	蒲池氏が柳川城築城		
江戸	天正 15 年 (1587)	立花宗茂が柳川城に入城	
	慶長 6 年 (1601)	田中吉政の筑後入部、柳川城改修	
	元和 6 年 (1620)	立花宗茂が筑後柳川に再封、立花家による城下町の整備	
明治	明治 18 年 (1885)	北原白秋、沖ノ端の酒造業北原家に誕生	北原白秋の時代
	明治 37 年 (1904)	白秋、上京し早稲田大学高等予科に入学	
	明治 40 年 (1907)	「五足の靴」により帰郷	
	明治 44 年 (1911)	第二詩集『思ひ出』刊行	
昭和	昭和 4 年 (1928)	白秋、柳河・沖ノ端に 19 年ぶりに帰郷（芸術飛行）	
	昭和 16 年 (1941)	白秋、最後の帰郷（福岡日日新聞文化賞受賞、多磨九州大会）	
	昭和 17 年 (1942)	白秋永眠	
	昭和 18 年 (1943)	『水の構圖』刊行	
	昭和 23 年 (1948)	白秋詩碑建設	
	昭和 35 年 (1960)～	高度経済成長期（上水道の普及、生活排水増大等で汚染が進行）	
	昭和 36 年 (1961)	川下り開始	
	昭和 44 年 (1969)	北原白秋生家復元、公開	
	昭和 52 年 (1977)	掘割を暗渠化する計画「都市下水路計画」が持ち上がる	
	昭和 52 年 (1977)～	「河川浄化計画」	
	昭和 55 年 (1980)	市民の手による掘割の再生、浄化を完了。維持管理体制が組織される	
平成	平成 11 年 (1999)	「柳川市掘割を守り育てる条例」（「水の憲法」）制定	
	平成 20 年 (2008)	「柳川市文化的景観保存活用計画」策定	
	平成 24 年 (2012)	「柳川市景観条例」制定、「柳川市景観計画」策定	
	平成 27 年 (2015)	「水郷柳河」国名勝指定	

④水環境

柳川には取水口を異にする 6 つの水系があり、水郷柳河はそのうち、沖端川と塩塚川の間に位置する二ツ川水系に属している。柳川の灌漑の特徴的な点として、水源となる矢部川の上流に廻水路が設けられていること、灌漑地では用排水路の代わりにクリークが発達していること、排水河川が感潮河川であるため排水樋門が設けられていることなどが挙げられる。

二ツ川は江戸時代初頭に田中吉政によって開削された、いわば柳川城内の生命線といえる導水路である。柳川城を防衛する内堀及び外堀、城下町を構成する網目状の堀、さらには外堀の周囲や下流の農村部へ導かれ、水田の灌漑用水として沖端川と塩塚川に挟まれた広大な領域をカバーしている。

取り入れ口は主要地方道大和・城島線が沖端川を渡るあたりの二ツ川堰であり、分水された水は西へ向かい城堀に到達する前に百町東、百町西、十明、正行、蒲船津、今古賀の 6ヶ所の左岸取水門から旧三橋町方面の灌漑地に配水される。南北に向きを変えた二ツ川から隅町 2ヶ所、新町 2ヶ所、江曲、藤吉の 6ヶ所の取水門を通して城堀や市街地に導水される。市街地では表に通り、裏に堀が交互に配されて、東西、南北方向に網の目のように堀が張り巡らされ、かつては生活用水に利用されていた。二ツ川の水は沖端川と塩塚川へ、城堀の水は沖端の二丁井樋から沖端漁港に排出される。

(3) 法規制等の状況

名勝指定範囲及び周辺に係る法規制等の状況を以下に整理する。

① 都市計画法

柳川市は、市域全体が「柳川都市計画区域」に指定されており、用途地域については、適正な制限のもとに計画的な土地利用を図る必要がある市街地を中心に住宅、商業等の用途を定めている。

名勝指定範囲及び周辺は、主に第1種・第2種住居地域、第1種・第2種中高層住居専用地域となっており、三橋京町通り線及び三橋筑紫橋線の沿線、立花氏庭園周辺に一部商業系の用途がかかっている。

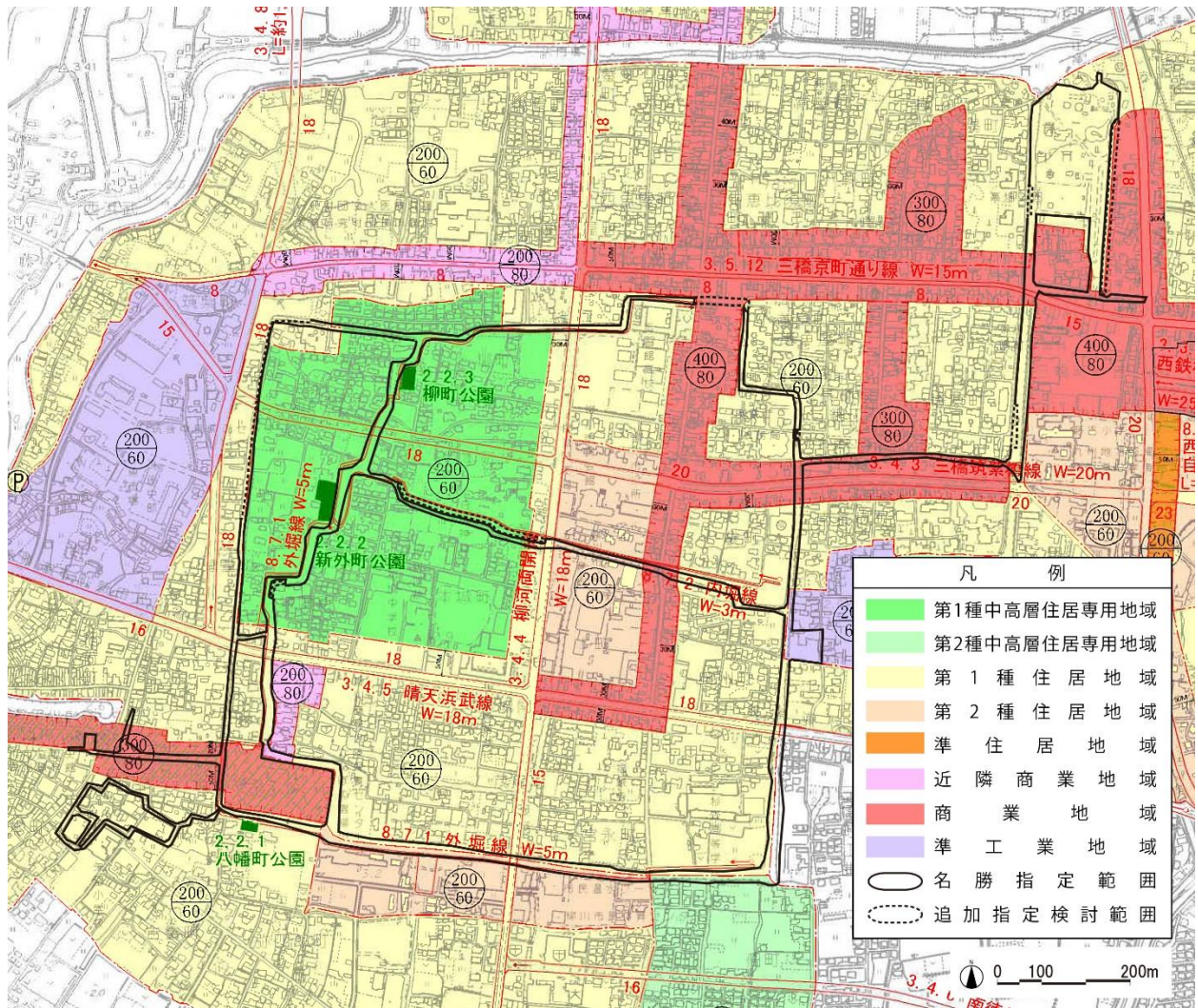


図 2-33 名勝指定範囲周辺の用途地域

②景観法

柳川市では、美しい水の巡る柳河らしい景観を守り育てるために、「柳川市景観計画（平成 24 年）」を策定し、区域ごとに届出対象行為及び景観形成基準を定めている。しかし下図の通り、名勝指定範囲は4つの区域にまたがっており、異なる基準が適用されているため、名勝指定範囲の中で景観形成の水準を明確にしていく必要がある。

③河川法

名勝指定範囲となっている河川及び水路の河川法上の種別を以下に示す。

三柱神社周辺から城堀水門までは一級河川の二ツ川であり、城堀部分及び三柱神社東側の水路は用悪水路である。外堀部分は昭和末期より準用河川として指定されていたが、平成 30 年 3 月に解除され、河川法の適用外となった。

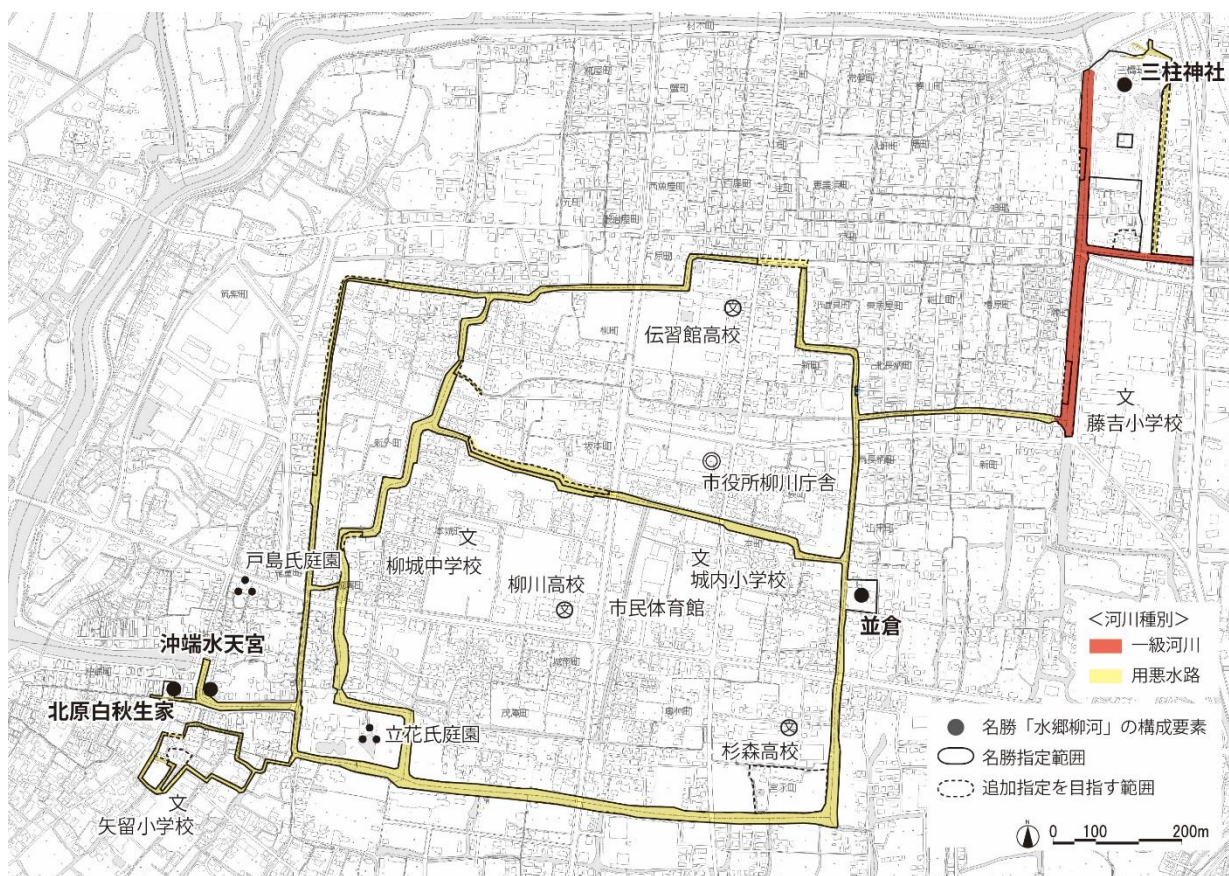


図 2-34 名勝指定範囲の河川種別

④掘割に関する条例等

柳川市の条例として、「掘割を守り育てる条例」をはじめ、様々な条例が定められている。「用排水路管理条例」では水路の適正な管理が、「クリーン条例」では空き缶・吸い殻などの散乱を防止し水路の清潔化が担保されている。

(4) 所有状況

名勝指定範囲となっている河川及び水路の所有状況を以下に示す。

一級河川二ツ川は国有、城堀はほとんどが柳川みやま土木組合の所有である。白秋生家周辺、矢留小学校周辺等、一部は市有である。

名勝の追加指定を目指す範囲の掘割は、多くが筆界未定となっている。

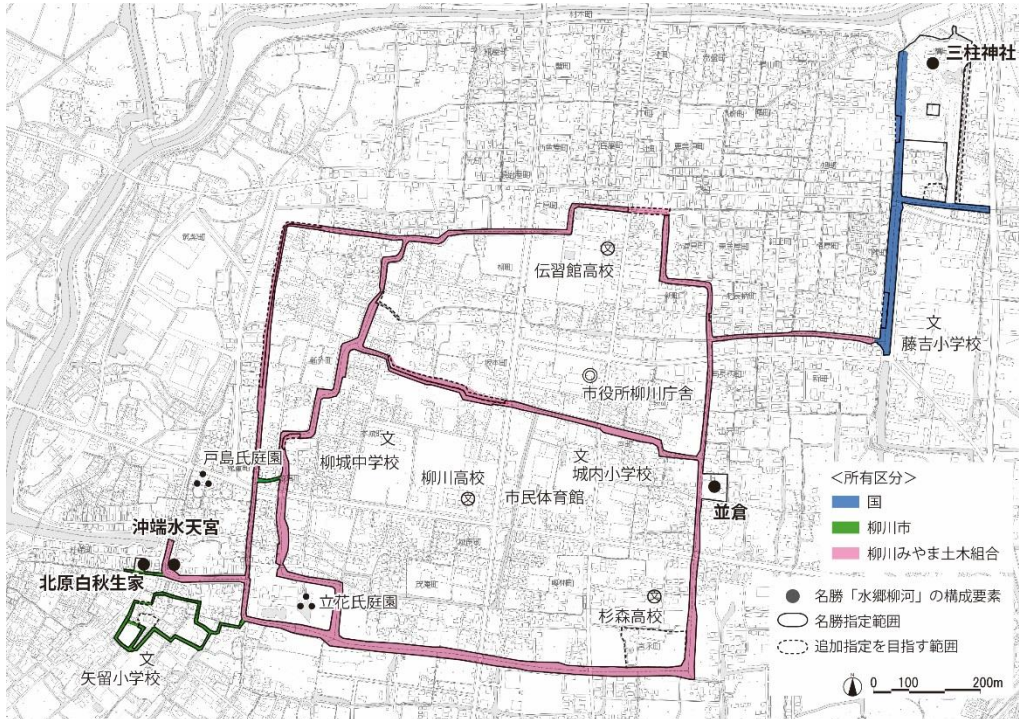


図 2-35 名勝指定範囲の所有状況

(5) 管理状況

名勝指定範囲となっている掘割の管理状況を以下に示す。

一級河川二ツ川は県が管理者となっている。三柱神社東側の水路は市が、城堀は柳川みやま土木組合が管理を行っている。

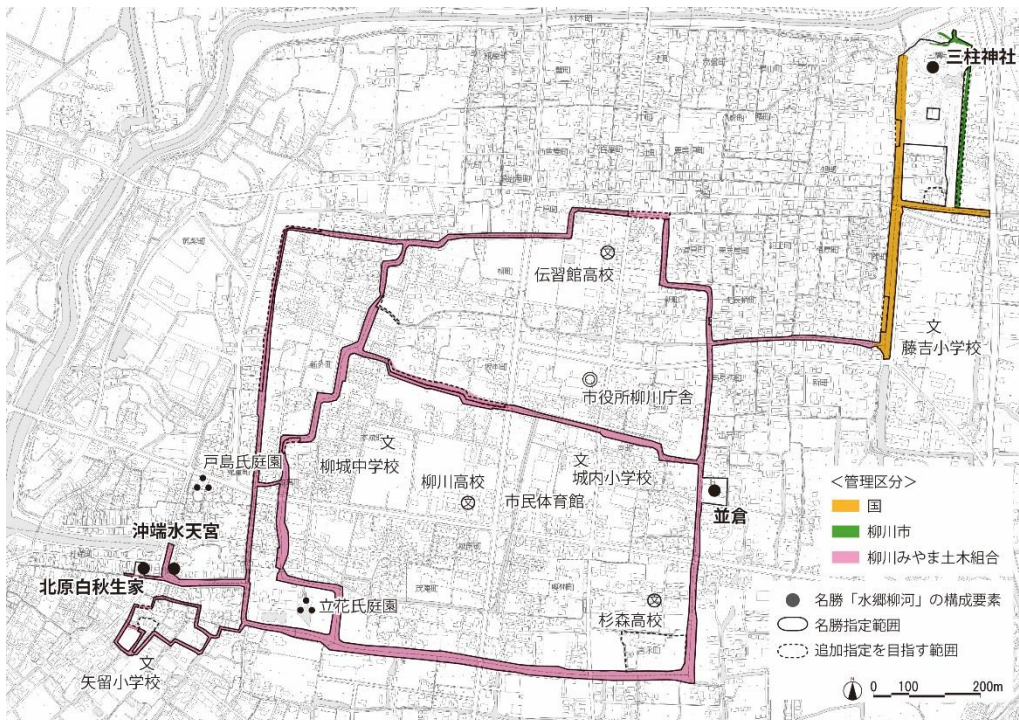


図 2-36 名勝指定範囲の管理状況

(6) 利活用の状況

現在、掘割の利活用としては、川下りを中心とした観光利用が主である。掘割の周辺においては、「白秋道路」や「水辺の散歩道」等の散策路が整備され、市民の散策の場として親しまれている。

また、以下に示すような行事が一年を通して行われ、市民及び来訪者のハレの場としても活用されている。

表 2-6 掘割における行事等の開催状況

祭り	期日	場所	内容
城堀の堀干し 川開き	2月	城堀	2月の大潮の頃、水門橋の堰タイを閉じ、沖端の二丁井樋を開けて城堀の水を落とし、10日位堀干しをする。堀底を日にさらし、清掃して新しい水を満たし、川開きが行われると、春の川下りがスタートする。 
雛祭り さげもんめぐり 流し雛祭り	2月下旬～ 4月3日	城堀 :古文書館前	家々には雛壇と伝統的な“さげもん”が飾られ、さげもんめぐりをする。最後は子供たちの願い事を書いた短冊を舟から流す“流し雛”と水上パレードがある。  
潮干狩り	4月～5月	有明海	有明海は宝の海。豊かな干潟は様々な貝や生き物を育み、春の大潮には、船で沖に出た人々は姿を現した広大な干潟で貝掘りを楽しむ。今では貝の種類も量も少なくなったが、それでも変わらない春の風物詩だ。 
川祭り	4月～5月	農村集落	クリークに水が満たされると、農村集落では川祭りが行われる。わら細工の徳利や盃、飾り物を笹竹に吊るし、堀端に立てて、子供たちが水難に遭わないように祈願する子供のための祭りだ。半農半漁の干拓集落では藁の蛸が飾られる。 
沖端水天宮祭	5月3日～5日	沖端水天宮	水の神を奉る沖端水天宮の祭りで、神社横の掘割に6艘の船をつないで拵えた三神丸の舟舞台で、笛、太鼓、三味線のお囃子や踊りが奉納される。子供囃子は愛らしく、子供を水難事故から守る願いが込められている。 
堀の一斉清掃	5月 第4日曜日	全市 町内会の堀	堀の再生運動を引き継いで、全市を挙げて堀の清掃を行う。町内会ごとに近所の堀を担当するが、環境保全のボランティア団体なども参加する。日常的には川下りコースを観光協会の船が清掃している。 
鷹尾神社の沖祭り	旧暦6月13日	有明海	有明海で漁をするこの地域の漁師たちの祭りである。鷹尾の海と呼び習わした有明海の沖洲に、竹や葦で祭壇を作り、お供え物をして海上の安全と豊漁を祈願する鷹尾神社の由緒ある祭りである。 
ソーラーボート大会	8月初旬	城堀 川下りコース	クリーンな代替エネルギーとして太陽電池を使った手作りのソーラーボート競技会。川下りコースを周回し、柳川の水辺環境に親しみ、太陽と水の恩恵を楽しむ夏のイベントとなっている。2008年から「水の祭典」となる。 
有明海花火フェスタ	8月下旬	両開	むつごらうランド周辺で行われる花火大会で、数千発の打ち上げ花火、ギネスブック認定の名物“ナイアガラ”など、柳川の夏の一大イベントとなっている。 
白秋祭	11月1日～3日	城堀	柳川沖端出身の文豪北原白秋の命日にちなんで行われる。提灯や行灯で飾られたドンコ舟が行き交う華やかな夜の水上パレードでは、白秋の童謡が演奏され、船上と堀端の人々との交流が深まる。白秋詩碑苑で式典もある。 

* 一部柳川市発行の観光パンフレットを参照。写真撮影：加藤仁美

2-5. 施設の現況

(1) 北原白秋生家

①沿革

北原白秋生家は、幕末から明治にかけての建築と考えられている。代々屋号を「油屋」「古問屋（ふっどいや）」と称する海産物問屋であったが、白秋の父の代に、柳川地方でも一、二を争う酒造業を営むようになった。当時の北原家は、一町三反という広大な敷地を有し、母屋と酒蔵との間には掘割があった。明治34年の沖端大火災で母屋と穀倉を残し大半を焼失したが、昭和期の白秋の顕彰活動の高まりにより復元された。



②構成要素の状況

建築物は、母屋、隠居部屋、穀倉、汲水場、御手洗の5棟からなる。昭和44年11月に復元され、平成元年2月には母屋に付属していた隠居部屋も復元された。

生家南側の庭部分には、景石、踏み石、階段等の石の構造物が往時のまま残されている。堀に面した部分には屋根付の汲水場が設けられており、「水の構圖」にも登場する同様の汲水場の姿を今に伝える要素となっている。樹木は、朱欒（ザボン）、からたちなど、白秋の詩歌にちなんだものが植えられている。



外構部分には、母屋北西部に標柱2基、案内板1基、消火栓がある。また母屋北西部及び西部、南西部を堀が囲み、母屋北西部の堀には通用門がある。

北原白秋生家南部には指定範囲に含まれる水路が東西に走り、水路南岸の市立歴史民俗資料館（通称「北原白秋記念館」、指定範囲外）との間に連絡橋が架けられている。

③保存状況

②に挙げた構成要素は概ね良好に保存されている。

④活用状況

現在、市の施設として母屋、隠居部屋が一般公開されており、堀を挟んで南側にある「北原白秋記念館」と一体となった活用がなされている。

白秋生家には、白秋の著書や遺品、柳川の風物にゆかりの深い資料が展示され、記念館には、水郷柳河の民俗資料や白秋の詩作に関する詳細な解説がなされている。



図 2-38 北原白秋生家 庭園部分の構成要素分布

(2) 並倉

①沿革

並倉は、明治4年に同地に移住した吉開家の二代当主治吉により明治24年(1891)に設立された吉開鶴味噌の麹室として大正期から昭和初期にかけて建設された。並倉の西面水路は柳川城外堀であり、醸造所で生産された米・ムギ・太白味噌は並倉の前で船に積まれ、掘割を巡り、汽車や汽船に積み替えられて全国に配送されていた。

今日ではレンガ造りの外観を保全したまま内部の改装が行われ、冷蔵・温蔵室として利用されている。

並倉北棟・並倉中棟・並倉南棟はそれぞれ平成12年に国の登録有形文化財に登録されている。



②構成要素の状況

並倉と通称される3棟の木骨煉瓦造瓦葺の蔵は、内部の改装を経て良好な状態で保存されている。このほか水際で並倉と屋根を連ねるクミバ及び明治39年建築のオケヤゴヤのほかドウググラやコメグラ等の醸造所に伴う建造物があり、並倉と共に使用されている。また、オケヤゴヤ南西部の水路敷きには文化財案内板が置かれている。敷地北東部には創業家の住宅建築が所在し、座敷



付きの庭園には池や築山を中心として景石やマツ・イヌマキ・モミジ等の樹木が配され、季節毎に風光明媚な風景を呈している。庭園外周は塀に囲まれ水路及び敷地外部からは視認できない。庭園北東部に通用門が開き東面道路から通用道が引かれている。通用門北東脇に観音堂があり屋敷地の由来を刻む石碑が建てられている。

③保存状況

「並倉」を含む醸造所内の建造物はいずれも老朽化し、特に屋根の劣化が顕著であり雨漏り及び雨漏りに伴う木部腐朽が進行している。また「並倉」及びクミバ・オケヤゴヤの西面水路護岸が弛緩し、「並倉」西外壁面に歪みが生じている。このほか、老朽化したオケヤゴヤの屋根が平成 28 年熊本地震の被害を受けたため平成 29 年度に修理されている。創業家の住宅は近年内部が改築されたが外観は維持されている。住宅付きの庭園は、所有者により定期的な剪定等の管理が行われており良好な状態で維持されている。

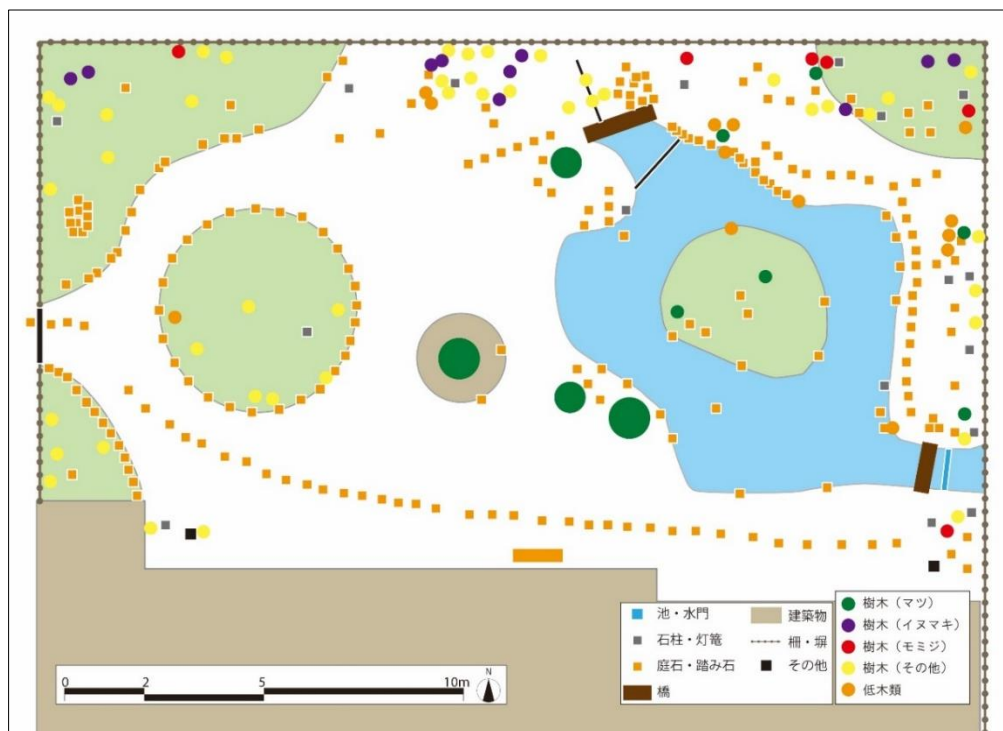


図 2-39 並倉 庭園部分の構成要素分布

④活用状況

3 棟の蔵「並倉」及びクミバ・オケヤゴヤ等の建物が西面水路と共につくる水景は「水の構圖」に掲載された姿を保ち、川下りの大きな見どころの一つであり、本市を代表する水郷景観として写真や映像・イラストで紹介されることが多い。水上からのみならず、醸造所南西部の指定地内水路に架かる木橋「壇平橋」から観賞することができる。並倉が所在する鶴味噌醸造株式会社は現在操業中の醸造所であり、卸売りのほか醸造所内部で味噌の小売も行っている。なお、創業家の住宅及び付随する庭園については所有者の個人住宅であるため内部の一般公開は行われていない。

(3) 三柱神社

①沿革

「三柱神社」の名称は、初代柳川藩主立花宗茂、岳父戸次道雪、宗茂室間千代姫の三神を祀ったことに由来する。天明3年(1783)、七代藩主立花鑑通が柳川城内三の丸長久寺境内に社を建立したことが起源とされ、日吉神社近くへの遷座を経て、文政9年(1826)に現在の場所に社殿が建立された。江戸時代後期に建設された神社建築が保存されているため、柳河藩の建築水準がいかに優れていたかを示す貴重な資料となっているが、平成17年に放火による火災が発生し、拜殿・唐門・楼門・回廊を全焼している。

②構成要素の状況

広大な敷地の中に、三柱神社、柳川護国神社、道了神社、八十巨神社、太郎稲荷大明神と複数の神社が所在している。このうち柳川護国神社は指定範囲外である。また大正期に建築された社務所に隣接し、藩主の休息所として建てられ藩の接待所としても使用された省耕園が所在する。さらに藩主の船着場と伝わる「御手水舎」や手水を取る「手水舎」がある。鳥居、灯籠といった神社に関連する構成要素が多いが、公園的な利用もされているため、ベンチ、案内板、歌碑・石碑等の活用に資する要素も多い。歌碑は三柱神社縁の白秋歌碑であり石碑は主に近現代の記念碑である。柳川護国神社東部には忠霊塔が所在している。

神社北東部にある船着場「御手水舎」は「水の構圖」に登場した写真と同じ姿を保っている。また神社南

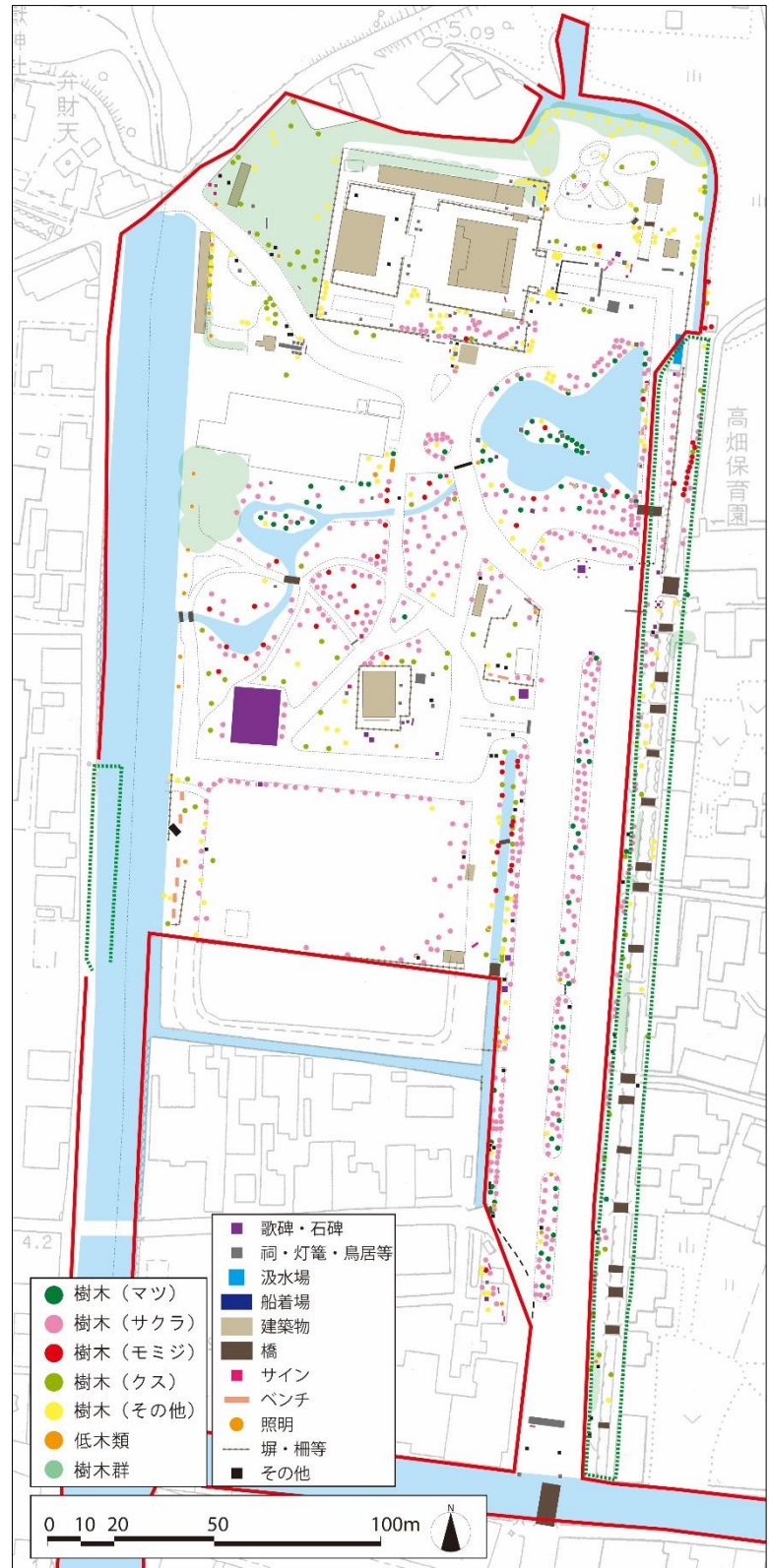


図 2-40 三柱神社境内の構成要素分布

部の二ツ川に架かる泰平橋（通称「欄干橋」）は木造から鉄筋コンクリート造に建替えられたものの形態意匠は左記の「水の構圖」所収の写真と変わらない。同じく泰平橋北に建つ大型の銅製鳥居は「思ひ出」「水の構圖」所収作品の題材となり戦時供出により失われたが戦後に再建され往時の風景が維持されている。なお、泰平橋欄干四隅の青銅製擬宝珠は戦国時代末期の柳川城に伴う遺物で市指定有形文化財（工芸品）である。

神社内には池泉式の主庭園、北端部の十二代藩主鑑寛公由来の「御笠山」、省耕園南庭の3庭園が所在する。また、東部の二ツ川沿いに市営「高畑公園」が所在している。

樹木は、神木となっている樹齢の高いクス等の他、マツ、モミジ、サクラ等の高木が樹叢を形成している。クス等からなる神社東部に延々と続く樹叢は二ツ川の水面と共に特色ある水景をつくっている。参道中央のマツ並木は江戸末期に東京湾警護にあたった藩士が持ち帰り移植した伝承があり神社南部の大半を占める参道景観の主要な要素であるが、近年マツクイムシにより枯死した一部の樹木が伐採処分されている。神社北部、また三柱神社本殿北部から西部、さらに省耕園西側の駐車場周辺、省耕園（社務所）南西部、柳川護国神社西部等は、実生木も多く、樹木が過度に繁茂している。敷地東側の参道や、護国神社北側、池泉式の主庭園南部にサクラが植樹されている。

③保存状況

平成 17 年の火災により焼失した拝殿・唐門・楼門・回廊については、現在復旧に取り組みされており、これまでに拝殿が復元された。また、平成 28 年熊本地震により本殿南側の瑞垣及び船着場・省耕園・社務所・石造鳥居・石燈籠・玉垣が被害を受け、平成 29 年度末までに復旧された。本殿は屋根の腐朽や蟻害の影響がみられる。境内社の社殿や旧宮司邸「旧鷹尾家住宅」の老朽化が著しく倒壊した建物もみられるほか、船着場南北の水路沿いに伸びる境内北東部の玉垣に倒壊や弛緩箇所が顕著にみられる。参道中央の松並木ではマツクイムシによるマツの枯死が課題である。

④活用状況

神社の南側に観光業者の敷地があり、川下りの出発点として利用されているため、三柱神社にも観光客が多く訪れている。祭礼行事としては、3月の春季大祭（桜祭・流鏝馬）と10月の秋季大祭（おにぎえ）が行われている。「おにぎえ」の御神幸行列には旧柳川城下の町人町である柳河地区の各町から奉納される福岡県指定無形民俗文化財「どろつくどん」の山車が連なり参道や「欄干橋」を進む。

(4) 沖端水天宮

①沿革

沖端水天宮は、明治2年(1869)に久留米水天宮から勧請され、同地区内にあった稲荷神社、弥剣神社と3社を合祀したもので、「水天宮さん」と呼ばれ親しまれている。

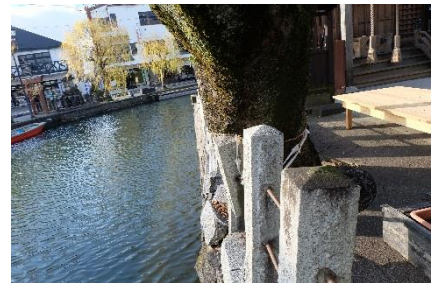


②構成要素の状況

建築物は、神社の拝殿と本殿、社務所の3棟で構成される。伝承によると拝殿及び本殿は昭和10年の建築である。本殿外周は木堀で囲まれている。

外構部分には、鳥居、手水場等の神社に関連する要素のほか、水天宮の解説板、掲示板、地域により設置されたバンコ(ベンチ)、花壇等の活用資する要素もある。社務所北西隅には指定地の水路に架かる稲荷橋の前身の橋の親柱が据え置かれている。

樹木は、拝殿前のエノキの大木と、敷地東側のヤナギの2本のみである。エノキは柳川市名木・古木に指定され木製の標柱が建てられている。



③保存状況

建築物はこれまで屋根等の修理が行われ、良好な状態で保存されている。エノキは神木として祀られているが、根茎の成長が著しく、堀の護岸や石柵をき損している。

④活用状況

毎年5月3～5日の沖端水天宮祭では、6隻の船を繋いだ台船の上に舟舞台を設けた「三神丸」が掘割に浮かべられ、江戸後期から伝承され子ども達が演奏する舟舞台囃子や演芸が上演され賑わうほか、社務所では水難除けの瓢箪型のお守りが販売される。

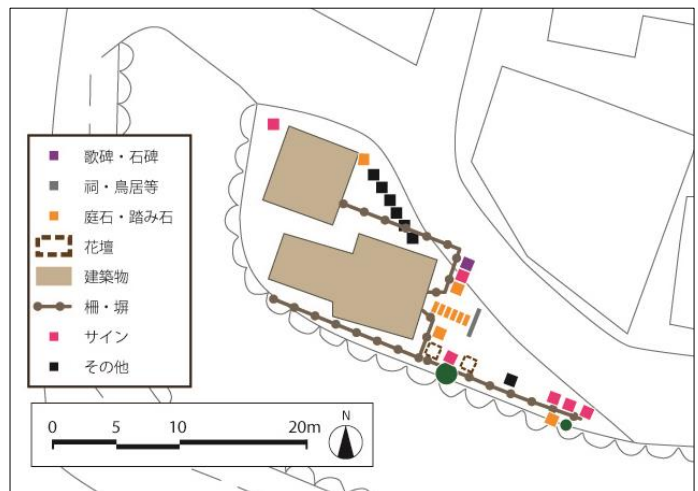


図 2-41 沖端水天宮の構成要素分布

周辺は川下りの下船場であり、立花氏庭園や北原白秋生家、名物の鰻せいろ蒸しを提供する飲食店、土産物店などが立ち並ぶエリアに立地しているため、観光客の参拝も多い。

第3章

水郷柳河の価値と構成要素

3-1. 水郷柳河の価値

(1) 水郷柳河の本質的価値 —白秋が見出した近代的風景美の源泉—

名勝水郷柳河の風致景観は、白秋の言説において、「静かな廃市」、「さながら水に浮いた灰色の柵」、「遠く近く瓏銀の光を放ってゐる人工的河水」といった言葉で表現される。「静かな廃市」・「灰色の柵」とは、かつての城下町としての役割を失い、当時どこか退廃的な雰囲気呈していた柳河の市街地全体を指し、「人工的河水」とは言うまでもなく、その中を流れる掘割を指す。

上京のため郷里を離れた白秋は、かつての城下町としての賑わいを失いつつも、市井の人々の生活の場としての趣を残す柳河のまちを「静かな廃市」と表現し、掘割を取り巻く自然や歴史、暮らしといった様々な要素を総体として観賞対象に昇華させた。白秋作品における「水郷」のイメージは、その後全国に知られることとなり、後世の多くの作家や芸術家に影響を与えとともに、川下り観光に代表される今日の景勝地としての評価の確立へとつながっている。また、昭和期の掘割の保存運動において、主要な掘割のみならず、人々の生活に密着した小水路に至るまでを保存の対象としたことの原因となり、結果として今日まで、掘割が水路としての機能を保ったまま残されている。その視点は、現代の私たちへと受け継がれ、柳川のまちに暮らす市民の誇りを支えている。

このように、水郷柳河の本質的価値は、時代の移り変わりとともにある柳河の風致景観の中に白秋が近代的風景美を見出したことにあり、さらに、白秋が鑑賞の視点を示すことにより、近代都市の人工的な水辺に対しての風景美を、人々が発見する契機をもたらしたことにある。そうした意味で、水郷柳河はわが国の人々の風致景観に対する観賞眼の発展に寄与したと考えられ、学術上・観賞上の価値が高い。

(2) 水郷柳河の継承を支える文化的景観

水郷柳河の現在の風致景観は、都市基盤としての城下町の掘割や掘割に影を落とす神社等の樹叢といった有形要素の上に、水とかかわりながら暮らし続ける人々の営み（無形要素）が展開する構造の上に成り立っている。これらは、主に柳川城の城下町の範囲に展開しており、柳川城が築城された時代、そして白秋が生きた時代から現代へと形を変えながら引き継がれている、いわば「文化的景観」とも呼ぶことのできるものである。以下にその構成を示す。

① 柳川の都市形成を示し、現代まで続く水利システムを支える都市基盤

柳川地域は、古くから熊本・福岡・佐賀といった大都市間を結ぶ交通の要所であり、地理・地形条件が水郷柳河の形成にも深いかかわりを持っている。旧城下の掘割は、治水、利水、城の防衛等を目的として城下一体に網の目のように張り巡らされ、現存する地割を含め都市の骨格となっている。城下町には往時の土塁等も点在し、かつての様子を今に伝えている。

掘割は、干拓地であったこの地域に豊かな農業用水をもたらす、堰や樋門などの「もたせ」により、大雨の際に雨水を一時遊ばせて内水氾濫を防ぐ遊水機能や雨水を貯めて干害を防ぐ貯水機能、地盤沈下を防ぐ地下水涵養機能などを有する高度な都市施設として、現代に至るまで地域の暮らしを支え続けているとともに、水郷柳河の骨格を形作るものである。

②水とともにある暮らし

柳川の掘割は、特に市民の生活に密接した施設であり、現存する地割の基礎が築かれた17世紀初頭以降、白秋が生誕した19世紀後半までの約300年間に、水と住民とが共生する固有の生活景の舞台となった。城堀としての役割を終えた後は、ドンコ舟を使用した交通手段としても重要な役割を果たし、この地における産業の発展にも寄与した。明治・大正期を経て昭和初期頃までは、飲用水、洗濯、炊事、水遊び、フナ・エビ・シジミ等の漁、夕涼みなど、様々な場面において住民の生活に関わっており、豊かな生活景が生み出された。

昭和初期に上水道が普及すると、掘割に生活雑排水が流されるようになり、水環境の悪化とともに水と人々の関わりも希薄になった。その後、掘割の暗渠化計画に反対する形で市民による保全活動が始まり、「水の憲法」とも呼ばれる「掘割を守り育てる条例」が制定されるに至った。

現在は、年に一度の堀干しや清掃活動など、住民による手入れが行われ、一定の水質が保たれている。そして、農業用水を除き、飲用や水遊び等の水の直接的な利用はほぼ失われたものの、川下りや水辺の散策、堀に面した家屋や庭における夕涼みなど、堀を眺め、水に親しむ行為は、形を変えながらも柳川の人々の生活を彩り続けている。

3-2. 価値を構成する要素

(1) 価値を構成する諸要素

本名勝の価値を構成する諸要素の概要を以下に示す。

A. 価値を構成する有形の諸要素

価値を構成する有形の諸要素は、掘割を中心とする指定範囲の内外に所在する。白秋の詩作に登場するもののうち、現在も変わらずに所在しているものを、「価値を構成する有形の諸要素」として以下に挙げる。

表 3-1 価値を構成する有形の諸要素

構成要素	概要	指定範囲内	指定範囲外
掘割・町割	掘割及び町割は、現在の柳川のまちの骨格となっており、柳川城及び城堀の成立、拡張、変遷を伝える現存遺構として重要である。現在もなお機能を果たしている。	○	○
米多比隅	柳川城内郭外周に築かれていた土塁のうち唯一旧態を伝える遺構。樹叢に覆われた小丘2基が近接する。宮永町所在。		○
土塁	藩政期の土塁跡が掘割沿いに点在している。往時の水辺景観を伝えるものとして重要である。		○
柳川城址	永禄年間に築かれ、堅城として300余年続いた柳川城の跡。天守閣は現在の柳城中学校校庭にあたる。白秋が柳河を称した「廃市」の象徴である。本丸跡は市史跡に指定されている。		○
三柱神社	藩政期から白秋の幼少期、また白秋帰郷の頃までに造営、建築された白秋の生家や神社境内地、水辺の建物が象徴的な工場である。生家以外は当時の機能を受け継いでいる。柳川の水景を構成する要素として重要である。	○	
並倉		○	
沖端水天宮		○	
北原白秋生家		○	
立花氏庭園	柳川藩11万石を治めた立花家の庭園。元文3年(1738)から「御花畠」と呼ばれる藩主別邸が設けられていた地に、明治43年(1910)、伯爵となった立花家により別邸と庭園「松濤園」がつけられた。国指定名勝。		○
旧戸島家住宅	寛政年間(1789～)に築造され、藩公の茶室となっていたもので、建築物は県指定文化財。築山山水の庭園は国指定名勝となっている。		○
武家屋敷	旧城下町に現存する武家住宅のうち、掘割や路地と一体的に水景を構成するものに十時家住宅(新外町)及び渡辺家住宅(袋町)等がある。建物と合わせて生垣や庭を含む屋敷地がよく残り、掘割から分岐した生活水路が接する重要な遺構である。		○
矢留大神宮	矢留大神宮は矢留地区の産土神で、白秋生家に近接し幼少期の白秋が親しんだ境内地の風景が残る。白秋詩碑苑は大神宮参道に面した公園で白秋没後間もない昭和23年に帰去来碑が建立され、以降現在まで白秋祭が行われてきた水郷都市柳川の象徴。周囲の細かな生活水路は指定範囲に含まれている。		○
白秋詩碑苑			○
その他の施設	三柱神社欄干橋の袂に残る懐月楼跡は藩政期の遊郭の名残で水際の情景が白秋作品に描かれている。その他、往時の水景を伝える社寺境内地や樹叢等が指定地の掘割沿いや連続する水系に沿って点在している。		○

表 3-1 価値を構成する有形の諸要素

構成要素	概要	指定 範囲内	指定 範囲外
水路護岸	石積み、コンクリート、土坡等の水路護岸は、名勝指定範囲及びその周辺に張り巡らされた掘割の全域を覆っており、水の流れを支える要素として重要である。	○	
汲水場	屋敷地や路地等の陸上の生活空間から掘割の水面に開かれた階段状の施設である。取水の場や洗い場であり、船着場でもある。水路管理に必要な施設でもある。建設時期や用途により石造、木造、コンクリート造と多様である。水と人との関わりを表す要素として重要である。	○	
船着場	三柱神社や大神宮等に小屋を持つ大型の船着場がみられる他、主に川下り舟を停泊させるための船着場が掘割の各所に点在している。木製のものが多く、一部はコンクリート製である。	○	
橋	掘割を横断する道路としての役割の他、水路幅員を狭くすることにより水流の確保や水量の調整を行う「もたせ」の機能を持った橋も所在する。	○	
水門、堰	水門及び堰は水路を機能させるための水利施設。幹線の城堀に造られた水門は水路幅を絞り水量や水流を調整するための「もたせ」の機能を持つ。外堀外縁部には城外の農村部に水を送る取水口に水門が設けられ、また水系の要所に多様な堰が置かれている。旧城下町の水門の多くは橋台を兼ね上部に橋梁を持つ。改築された施設がみられる一方、旧状を止める柳川城水門（新町、椿原町）や弥兵右衛門橋（本城町、坂本町）等の石積の水門は重要である。	○	○
蜘蛛手棚	かつては掘割や有明海における漁業のために使用されていた。現在指定範囲に所在するものは使用されておらず、往時の様子を伝える目的で設置されている。	○	
水神・祠・神社等	掘割の近傍に、水神や祠、恵比須神社等、水に関する信仰を表す要素が点在している。		○
樹木	遊歩道等の並木、住宅の庭木、神社の樹叢等、掘割に影を落とす樹木が指定範囲外を中心に所在している。水郷柳河の観賞上の価値を支える要素として重要である。	○	○

■有形の諸要素の変容パターン

名勝の価値を構成する有形の諸要素については、時代を経ても築造当時のまま現存しているもの、改修等を経て形や使い方が変容したもの等、様々である。以下にその変容のパターンを示し、①材料・材質、②用途・機能、③形態・意匠の3つの視点より価値を捉え、保存活用方針を検討する上での参考とする。

表 3-2 有形の諸要素の変容パターン

パターン	概要	価値を捉える視点		
		①材料・材質	②用途・機能	③形態・意匠
i) 築造当時から改変されずに維持されている要素（在来工法による修復が行われている要素）	<p>・柳川城の築城時代や、白秋の暮らした時代に形成された工作物の一部は、「材料・材質」、「用途・機能」、「形態・意匠」のいずれも維持している。</p> <p>（例）空石積みや土坡の護岸、石製・木製の汲水場等</p> 	○	○	○
ii) 在来工法以外によって改変された要素	<p>・掘割護岸の多くや汲水場の一部は、経年劣化や付随する土地での建築行為に伴い、補修や改修が行われている。それらは、「材料・材質」「形態・意匠」は失われているが、水利システムを支える「用途・機能」は維持している。</p> <p>（例）コンクリート製の護岸や汲水場、橋等</p> 	×	○	×
iii) 在来工法以外によって改変されたが、修景された要素	<p>・修景整備された護岸や自然素材を用いて新設された汲水場等は、ii)に加えて名勝の観賞上の価値を支える「形態・意匠」を有しており、風致景観に寄与するものとして評価することができる。</p> <p>（例）練石積みや擬石、化粧石を用いた護岸</p> 	×	○	○
iv) 築造当時から改変されずに維持されているが、本来の用途を失った要素	<p>・本来の「用途・機能」を失っているものの、築造当時の「材料・材質」や「形態・意匠」を維持するものとして、現在の風致景観に寄与している。</p> <p>（例）蜘蛛手棚、現在使われていない汲水場 等</p> 	○	×	○

B. 価値を構成する無形の諸要素

白秋の生きた時代に行われていた祭事や掘割の維持管理行為は、現在まで引き継がれている。

なお、無形の諸要素は名勝指定範囲の内外において展開しているものであるため、下記表においては指定範囲内外の区別を行わない。

表 3-3 価値を構成する無形の諸要素

構成要素	概要
おにぎえ	「大賑わい」を語源とした三柱神社の秋季大祭である。御囃子と共に山車の上で独特の踊りを繰り広げる「どろつくどん」が城下町を練り歩き、秋の風物詩となっている。
三柱神社春季例祭	三柱神社正参道での流鏝馬、境内の桜がライトアップされる桜祭りなどが行われる。
沖端水天宮祭	水の神をまつる沖端水天宮の祭りである。
水落とし	毎年冬季に堀の水を堰き止め、堀の清掃や護岸の修理等が行われる。堀の水を入れ替え、水環境を維持する役割を果たしている。現在は2月頃、10日間前後の期間で行われている。

(2) 水郷柳河の継承に寄与する諸要素

水郷柳河における水の営みは、水系においてつながりのある旧城下町や漁村とも深いかかわりがある。それらの市街地において、水と人々との関わりが継続してきたことが水郷柳河の継承を支えており、有形・無形の諸要素を「水郷柳河の継承に寄与する諸要素」として位置づけ、名勝と一体的に保存活用施策を検討していくものとする。

表 3-4 水郷柳河の継承に寄与する有形の諸要素

構成要素	概要
柳川の市街地 (旧城下町、漁村)	旧城下町及び漁村は、名勝指定範囲と同様に、掘割がまちの骨格となっており、その上に連綿と続く人々の営みと共に水郷柳河の風致景観を支えている。

表 3-5 水郷柳河の継承に寄与する無形の諸要素

構成要素	概要	
日常における親水行為	散策	掘割沿いに設けられた「水辺の散歩道」等の遊歩道は、地域住民や観光客の散策の場となっており、現代的な水とのふれあいとして重要である。
	夕涼み	掘割沿いの住宅等において、堀を眺めながら夕涼みを行う風景は、水と親しみながら暮らす生活の風景として重要である。
	川下り	掘割を巡る川下り舟は、柳川市の観光の目玉となっており、船頭による解説や唄により、水郷柳河の成り立ちや白秋の視点を伝える役割を果たしている。
掘割の維持管理に関する行為	清掃活動	「クリーン大作戦」等の大規模な清掃活動から、日常の清掃活動まで規模は様々である。
白秋等の顕彰活動	白秋祭	北原白秋の命日にちなみ、水上パレード等の催しが行われる。掘割沿いの住宅や遊歩道の人々が花火等で船上の人々を楽しませ、交流の風景を目にすることができる。
	その他顕彰活動・教育活動	北原白秋を始め、柳川ゆかりの文人を顕彰する活動や、地域の子供も達への教育活動等は、水郷柳河の価値を伝えていく上で重要である。

(3) その他の諸要素

C. 保存活用に有効な要素

後世の顕彰活動に係る歌碑等は、価値を伝えるための役割を果たしている。また、掘割沿いの遊歩道や照明等、親水機能や観賞機能に寄与する要素等も、名勝の保存活用に有効な要素である。

歌碑、句碑、解説サイン、遊歩道、照明 等

D. 保存活用にあたって調整が必要な要素

名勝指定範囲及び周辺には、名勝と無関係の工作物、駐車場等が所在し、景観整備や保存活用上調整が必要である。また、名勝とは無関係であるが住民生活の基盤である橋梁や配管等の公的要素も点在する。

駐車場、橋梁、配管 等

第4章

計画推進にあたっての課題

4-1. 水利システムの維持及び水質の保全に関する課題

水郷柳河の価値を支える基盤として、掘割の水の流れがある。現在も農業用水として利用されているが、水源は洪水調整ダムに頼っており、水が不足する状態が続いている。水質の面では、生活排水の多くが掘割に直接排水されており、市街地や集落の水質汚濁の主な原因となっている。公共下水道の整備や浄化槽の設置を推進していく必要がある。また、掘割に投棄されたゴミが景観上及び衛生上問題視されており、掘割の清掃が清掃は地区単位においても実施されているが、高齢化等により継続が困難になりつつあり、担い手の確保が必要である。

生態系の面では、掘割にブラックバス、ブルーギルなどの外来種が生息しており、タナゴ類やメダカなどの貴重な水生生物への影響が危惧されている。植生においても、近年、外来種である水草、ブラジルチドメグサが市内の水路で繁殖をはじめ流水に影響を与えており、対策が必要である。

4-2. 価値を構成する要素の保存及び整備に関する課題

掘割沿いには汲水場や船着場等の工作物が多く所在し、伝統的な家屋においては庭の配置等から水との関わりを感じることができる。一方で、家屋の新築等の際に、汲水場の撤去やフェンス柵の設置など、堀との関わりが失われる例が散見される。名勝の価値を構成する有形要素の保全を含めた景観保全を進めていく必要がある。

また、掘割の護岸は、経年や樹木の成長、災害などにより、部分的なき損が発生し、各年代において補修や改修が行われている。現時点においてもき損が発生している箇所が多くあるが、費用面や工事の難しさから大規模な改修は実施できておらず、平成28年熊本地震や平成29年九州北部豪雨等の影響で、職人の確保ができないことも課題である。今後は、問題個所を把握するための調査を定期的に行い、計画的に補修を進めていくとともに、樹木の成長等により護岸の孕みやき損が生じている場合の対処方針を定めておく必要がある。

護岸の改修にあたっては、水路としての機能維持を最優先としつつも、場所毎の特性に応じ、景観に配慮した材料・工法の選択を行っていく必要がある。特に、風致景観が良好に維持されている場所においては、名勝の観賞上の価値を損なわない整備が必要である。また、き損が激しい箇所の大規模改修については、優先順位を付けた上で年次計画を立てておく必要がある。

堀に影を落とす樹木に関しては、水景を彩る要素としての保全が必要である一方、成長した根茎が護岸に影響を及ぼしている場所や、神社等の樹叢にカラスやサギが大量に飛来し、糞害などが発生している場所もあるため、適切な維持管理が求められる。

4-3. 観光やまちづくりへの活用に関する課題

現在観光川下りが行われているのは、内堀及び外堀の南側部分が主であり、その他は来訪者にはあまり馴染みのないエリアとなっている。暗渠となっている部分や、水深の関係で川下りが難しいエリアもあるが、より広範囲における活用可能性を今後探っていく必要がある。

また、市街地から掘割へのアクセス路が少なく、「水辺の散歩道」「白秋道路」「愛鳥遊歩道」といった遊歩道は、住民の散歩コースとしての利用が主であり、観光客の利用は少ない。川下り以外にも、

歩いて巡る水郷柳河の新たな魅力を発信するとともに、十時家住宅、渡辺家住宅等の周辺に所在する歴史・文化資源との連携も必要である。

掘割は地域住民の生活空間と近接しているため、観光客に暮らしの価値を伝え、マナーリングを行っていくことで、観光圧力が地域住民の暮らしに影響を及ぼさないよう配慮していく必要がある。

4-4. 管理・体制に関する課題

掘割に面している敷地は、法際を基準として敷地境界が引かれており、所有者及び管理者がわかれている。そうした中で、敷地境界が明確化しておらず、管理主体が不在であるため草木が繁茂し、荒れた印象となっている場所もある。また、掘割の中の工作物等については、占用許可が必要となるが、届出が行われていないものもあり、老朽化した工作物の更新や撤去等を含む適切な維持管理が行われていない場所に関する管理主体及び体制の明確化が必要である。

今後の管理・運用体制の維持及び構築に向けては、名勝指定範囲の近隣に住む住民や市民に、水郷柳河の価値が十分に認識されていない現状にあるため、地域の子どもたちへの教育や、地域住民への意識啓発が必要である。

第5章

基本理念・基本方針

水郷に展開する「水の構圖」の継承

—白秋が見出した風景美を支える水と人の営みを未来へ—

(1) 白秋が見つめた柳河の「水の構圖」

北原白秋の遺作となった写真集、「水の構圖」。当時の柳河の風景が、白秋の詩歌と田中善徳の写真によって生き活きと表現され、水郷として今日に至るまでの評価を得る素地をつくった作品とも言われている。

白秋が当時切り取ろうとした柳河の「水の構圖」とは、一体どんなものだろうか。城が廃された後、掘割の水が農業用水や飲用水、洗濯用水として利用され、交通・運搬の手段として柳河の産業を支え、夕涼みや魚獲りの場として人々の暮らしを彩っていた時代の中で、白秋が様々な作品において描いたのは、市井の人々の暮らしぶりやその中に垣間見える豊かな感情、そして、四季の移ろいの中に息づく風物の美しさであると言えよう。

かつての掘割のあり方は時代を経て変容し、現代においては掘割との直接的な関わりは薄れたものの、水辺の暮らしの中で掘割を眺めたり、散策したりといった新たな水とのかかわり方や意識、また、水の流れを維持するための活動は現在も続いている。こうした柳河の水辺と人々の姿には、白秋が切り取り、また描こうとした普遍的な美しさが今なお息づいており、それこそが現代に至るまで連綿として続く「水の構圖」であると考えられる。

(2) 本計画の目指すもの —水と人の営みにより織りなされる現代の「水の構圖」—

本計画が目指すべき保存活用とは、水郷柳河に今なお展開するこの「水の構圖」を未来へと継承していくことに他ならない。それはすなわち、観賞対象としての風景の美しさを維持していくことに加え、それを支える都市基盤や水の流れ、そして人々の営みを継承していくことである。農業用水や都市における水量の調整といった本来の掘割の機能の維持を第一としつつ、名勝の近傍において水と関わり続ける人々の営みが永続的に続いていくことを前提として進めていくものである。

また、水辺の風景が変化する中で、白秋の見立てた「水の構圖」に通じる普遍性を維持するためには、水辺の散策路や汲水場といった、水との近接性を促す仕組みを維持、創出していくとともに、本名勝の有する価値を行政・地域住民・来訪者といった様々な主体が共有し、名勝との共生関係を築いていくことが望ましい。

さらに、掘割と人々の営み、そしてその風景を眺めるいわば観賞者との相互関係の保全は、いわゆる水郷柳河という文化的景観として、本名勝を骨格として面的に広がる城下町エリア全体の総合的な価値の保存につながる概念であると位置づけることができる。本計画に基づく名勝水郷柳河の保全が、単に指定範囲における有形要素の現状変更に対する保存策に留まるのではなく、その場で展開する無形の要素である人々の営みに対しても、今後の保存活用における方向性を示すものであることが望ましいと考える。

本計画では、以上のような考えのもと、「水郷に展開する『水の構圖』の継承」を基本理念とし、その実現に向けた方針及び方策を定めるものとする。

5-2. 基本方針

基本理念の実現に向け、本計画の基本方針を以下のように設定する。

(1) 機能の継承—水の流れと水質の維持、生活環境の保全—

水郷柳河の基盤となっているものは、人々の生活・生業を支える水の流れである。築造当時から続く農業用水としての役割の継続は、受益地一帯に広がる農地の保全と同義であるため、市の農業施策と連携して推進する。同時に、掘割の近傍に暮らす人々の生活環境として、さらには生物の生息環境としての水環境・水質の維持・改善を行い、かつて白秋が暮らしていた時代の水との近接性を少しでも取り戻していけるよう努める。

(2) 風景の継承—水と人との関係性の継承と景観の保全—

水郷柳河において、護岸の改修や掘割沿いの建築物の建替え、遊歩道整備等により風景を構成する要素は変遷を遂げているが、そうした中で観賞上の価値を支えているのは、掘割沿いに変わらずに人の生活があることや、掘割周辺に暮らす人が水を意識して暮らし続けていることに他ならない。

今後も掘割の中や近傍に所在する汲水場、遊歩道、船着場等、水とのかかわりを支える要素は可能な限り保全し、住民が水に親しみながら暮らし続けていくことや、来訪者が水とのかかわりを享受できる環境の創出を目指す。

また、名勝として評価されている水景の風致を今後も維持していくため、名勝を構成する個々の要素の保存に加え、掘割と一体となって風景を構成する周辺景観の保全を、景観法に基づき行う。

(3) 視点の継承—白秋の視点を多様な主体が享受できる整備・活用—

白秋が確立した「鑑賞の視点」を、地域住民や来訪者が今後も享受していくため、現在柳川市の観光を支えている川下りに加え、掘割周辺のまち歩き等を推進し、より多様な魅力を伝えていくものとする。そのために、城下町、漁村等のまちの成り立ちや歴史的背景を踏まえた解説を行うとともに、そうした視点での整備を行っていく。

また、水郷柳河を効果的に活用していくために、関連の深い周辺の歴史文化資源とのつながりにも配慮した整備・活用を図っていく。市の地域づくりや観光に関する施策や上位・関連計画との連携・調整を図りながら、地域の活性化に貢献しうる整備・活用を推進する。

(4) 「水の構圖」の継承を支える体制の構築

水郷柳河を将来にわたって保存活用していくためには、行政、民間事業者、市民、来訪者など様々な主体が水郷柳河の価値を理解し、特に行政や市民が保存管理を適切に担っていくことが必要となる。そのための教育普及活動を行うとともに、市内及び地域の連携体制を確立する。

市民への啓発としては、現在行われている白秋の顕彰活動等を継続していくとともに、名勝の価値をより多くの人々に周知し、市内外から水郷柳河を支えるサポーターとなる市民や観光客を増やしていくことを目指す。

また、現在行われている市民による水路の維持管理活動等を継続していけるよう、若い世代や地域外のボランティア等の担い手の確保についても取り組んでいく。

5-3. 保存管理・活用・整備の考え方

本計画における「保存」の対象は、狭義の意味では文化財保護法に基づく保存対象であり、原則として名勝指定範囲内（掘割と隣接する敷地境界から内側の範囲）に所在する構成要素とする。それらの現状を変更する行為については、文化財保護法に基づく協議・申請が必要となるとともに、保存のための日常的な管理や修理等の事業を行っていくものとする。保存管理の考え方や協議・申請の詳細については6章に、保存に向けた整備については8章の前半に整理する。

一方で、「活用」の対象となるのは、掘割と一体となって風景を形成する範囲であり、上記保存対象を含めた周辺まで広がる柳川の市街地の範囲である。基本理念にも示したように、名勝水郷柳河の価値を支えるものの一つは人々と水辺との関わりであり、民間用地・公共用地の双方において、水辺に暮らし、関わりあうためのハード・ソフト両面の取組を実施していくものとする。活用に関する考え方及びソフト面の取組に関しては7章に、活用に関するハード面を中心とした整備については8章の後半に整理する。

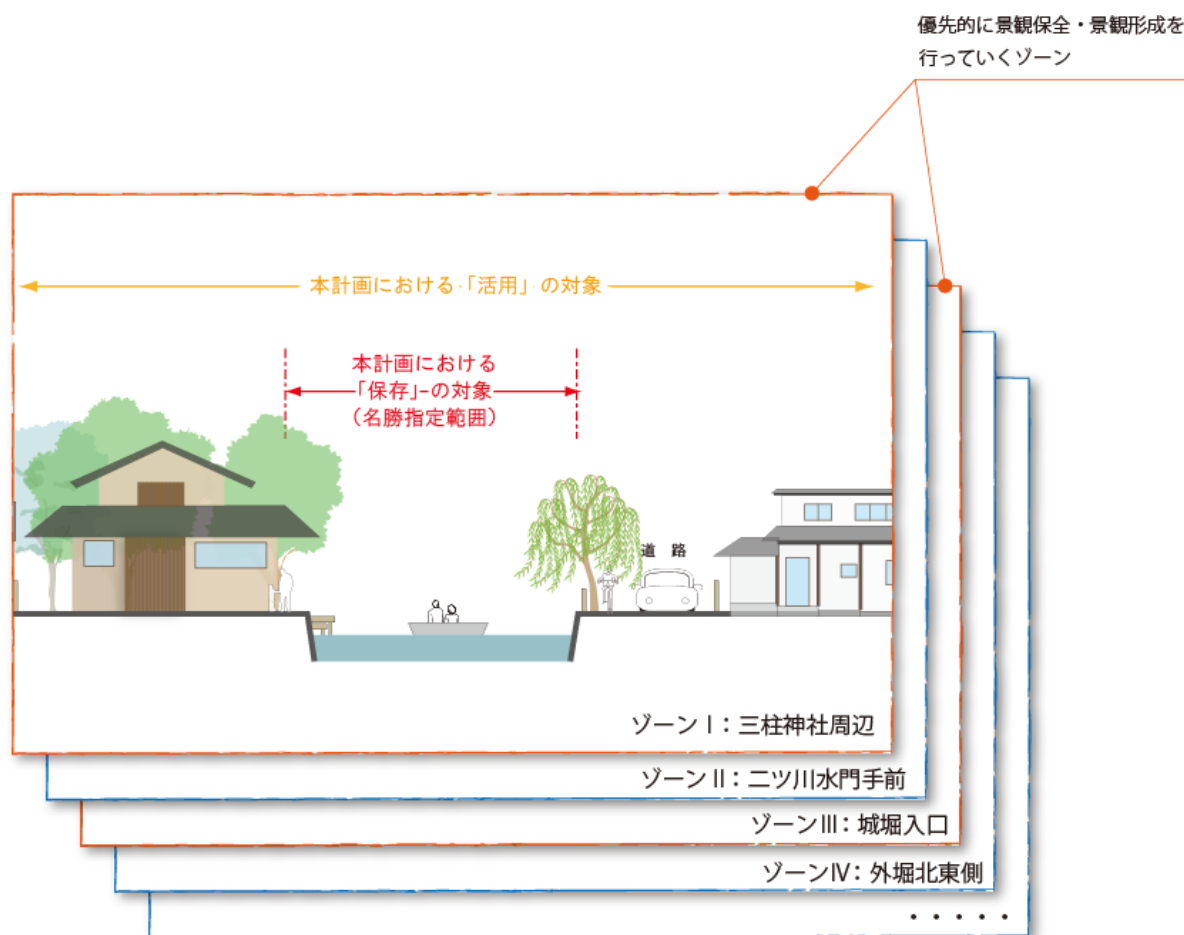


図 5-1 保存・活用・整備の考え方

第 6 章

保存管理

6-1. 基本的な考え方

(1) 保存管理の考え方

白秋の詩作の源泉である掘割は、農業用水及び治水の目的で利用され続け、また地域住民の暮らしと密接に関わっていることから、所有者や管理者をはじめとする多様な関係者が、日常の手入れを適切に行うとともに、構成要素の経年劣化や災害、生活による改変、開発行為等によるき損に対して、名勝の価値を損なわないよう適切な保存措置を行っていく必要がある。

以下に、基本的な考え方を整理する。

①優秀な水景の風致の保全

名勝指定範囲となっている掘割をはじめ、4件の施設の敷地内や掘割沿いの樹木等を適切に維持管理し、優秀な水景の風致を保全していくものとする。

②構成要素の保存

藩政時代の土塁や在来工法を用いた石積みなど、構成要素の「材料・材質」、「用途・機能」、「形態・意匠」のいずれか又は全てが維持されているものは、可能な限りそれらの保存を図る。ただし、水路の機能維持や地域住民の暮らしの変化への対応を目的とした改変については、名勝の価値を損ねない範囲で許容する。

③水質の維持

掘割を流れる水の水質を維持・向上させるための日常の維持管理を続けていくとともに、流量・流速を確保し、生物多様性に配慮した整備に努める。

④文化財保護法上の申請や協議等の徹底

名勝指定範囲において、構成要素の保存に影響を与えられとされる行為については、文化財保護法に規定される現状変更として位置づけ、申請や協議等の対象とする。その上で、行為の主体者との十分な協議を通じて、名勝の風致景観への影響をプラスの方向へと転じることができるよう努めるとともに、もしマイナスの影響が想定される場合には最小限に抑制できるようにする。

⑤経過観察及びそれに基づいた修理等の対応

指定地の継続的な経過観察を実施するとともに、市民からの情報や要望を収集し、き損箇所等に対して速やかに修理等の対応を行っていくものとする。

(2) 構成要素ごとの保存方針

構成要素に関しては、以下の方針に基づき保存を行っていくものとする。個々の構成要素の中には、水路護岸のように広域にわたっているものもあるため、6-2に示す地区区分のいずれに該当するかも鑑み、個々の保存手法を設定する。

表 6-1 構成要素毎の保存管理方針

構成要素	保存管理方針
掘割・町割	<ul style="list-style-type: none"> 掘割・町割の形状は開発行為の制限等により可能な限り保存を行う。 調査研究により築造時の掘割や町割のラインが判明した場合は、状況に応じて復元整備を検討する。
米多比隅	<ul style="list-style-type: none"> 原則として現状のまま保存を行う。 土塁上の樹林地の管理を適切に行い、根茎等により遺構をき損することがないように配慮する。
その他の土塁	
三柱神社	<ul style="list-style-type: none"> 神社、醸造施設、資料館としての現在の使い方を維持していく一方で、特に歴史的建造物に関しては、観賞対象としての外観を保存していく。 植栽管理等を適切に行い、建築物等と一体となった良好な景観づくりを行う。 建造物の修理が必要な際は可能な限り現在と同じ工法を用いるとともに、材料を保存する。
並倉	
沖端水天宮	
北原白秋生家	
武家屋敷	<ul style="list-style-type: none"> 今後の名勝追加指定または他の文化財指定の可能性を視野に入れ、可能な限り保存を行う。
矢留大神宮	
白秋詩碑苑	
その他の施設	
水路護岸	<ul style="list-style-type: none"> 水路としての機能を保持するため、定期的な清掃や点検を行う。 修理を行う際には基本的には現在と同じ工法で行う。 現代的な工法を用いる場合は可能な限り景観に配慮する。
汲水場	<ul style="list-style-type: none"> 現在ある汲水場は可能な限り保存するとともに、老朽化した場合は更新を行う。
船着場	<ul style="list-style-type: none"> 現在ある船着場のうち、利用されているものは可能な限り保存し、老朽化した場合は更新を行う。 利用されておらず、老朽化したものは撤去を検討する。
橋	<ul style="list-style-type: none"> 石製等の築造当時の素材や工法を残す橋は、安全性に問題のない範囲で可能な限り保存する。 橋の架け替えを行う際は、周辺景観との調和に十分配慮する。
水門、堰	<ul style="list-style-type: none"> 流量の調整等の機能の維持を最優先としつつ、更新等を行う際は周辺景観への配慮を行う。
蜘蛛手棚	<ul style="list-style-type: none"> 原則として現状のまま保存を行う。
水神・祠・神社等	<ul style="list-style-type: none"> 掘割の近傍に所在する水神・祠・神社等は、地域の歴史文化や水との関わりを示すものとして現状のまま保存する。
樹木	<ul style="list-style-type: none"> 水景を形作る要素として重要な要素であり、掘割に影を落としている樹木については、可能な限り保存する。 過度に繁茂し、掘割上の見通しを妨げたり、根茎が成長し水路護岸に影響を与えたりしないよう、定期的な剪定等の適切な維持管理を行う。 <p>※植栽管理については6-3を参照するものとする。</p>

6-2. 保存管理の対象と地区区分

(1) 保存管理の対象

名勝水郷柳河の保存管理にあたっては、まず名勝指定範囲が対象となり、適切な保存管理を行うための方策を定める必要がある。

また、芸術上または観賞上価値が高いものと定義される名勝の特性上、名勝指定範囲と一体となって風景を構成する範囲についての保存管理も一体的に行っていく必要がある。特に、名勝の骨格をなす掘割から視認できる範囲については風景の一部としての保存管理を、周辺に広がる空間については緩衝地帯及び柳河の都市形成を示す範囲として、調査研究及び良好な景観保全を行うこととする。

(2) 地区区分

上記の観点から、保存管理の対象範囲を以下のように区分する。

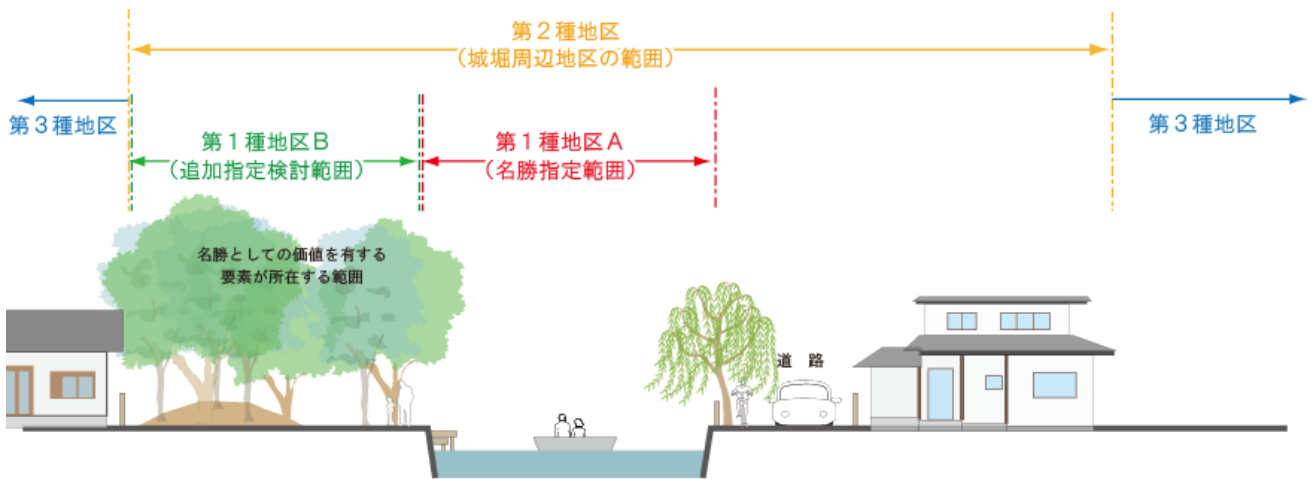


図 6-1 地区区分の概念図

① 第1種地区

「水郷柳河」としての風致景観上の価値を構成する要素が所在する範囲を第1種地区とする。

< 第1種地区A >

名勝指定されている範囲を第1種地区Aとする。

文化財保護法に基づいた保存対象となる範囲であり、原則として現状維持を基本として保存管理を行う。

< 第1種地区B >

「水郷柳河」としての価値を構成する要素が所在する範囲のうち、名勝指定されていない範囲を第1種地区Bとする。

第1種地区Bは、法規制上は第2種地区または第3種地区に該当するが、今後の追加指定を視野に入れ、可能な限り第1種地区Aに準ずる取扱いとする。所有者の同意等、必要な条件が整い次第追加指定を行うとともに、白秋の作品に謳われた風景や施設を含む範囲についても、今後継続して調査研究を行い、追加指定を検討する。

②第2種地区

第1種地区に隣接し、名勝指定されている掘割から視認できる範囲を第2種地区とする。具体的には、柳川市景観計画における重点地区である「城堀周辺地区」の範囲である。

第2種地区においては、景観法及び柳川市景観計画に基づき、名勝指定地の隣接地として良好な景観・環境を維持・創出する。

③第3種地区

第1種～第2種地区の周辺に広がり、名勝指定地と深い関連性を持つ城下町・漁村の範囲を第3種地区とする。かつての柳川城址及び城下町、漁村などが広がる範囲である。

将来的な保存・活用・整備にあたって、文化的景観の観点から、重要文化的景観への選定などの面的な保存を行っていくために、景観保全や景観誘導を進める。

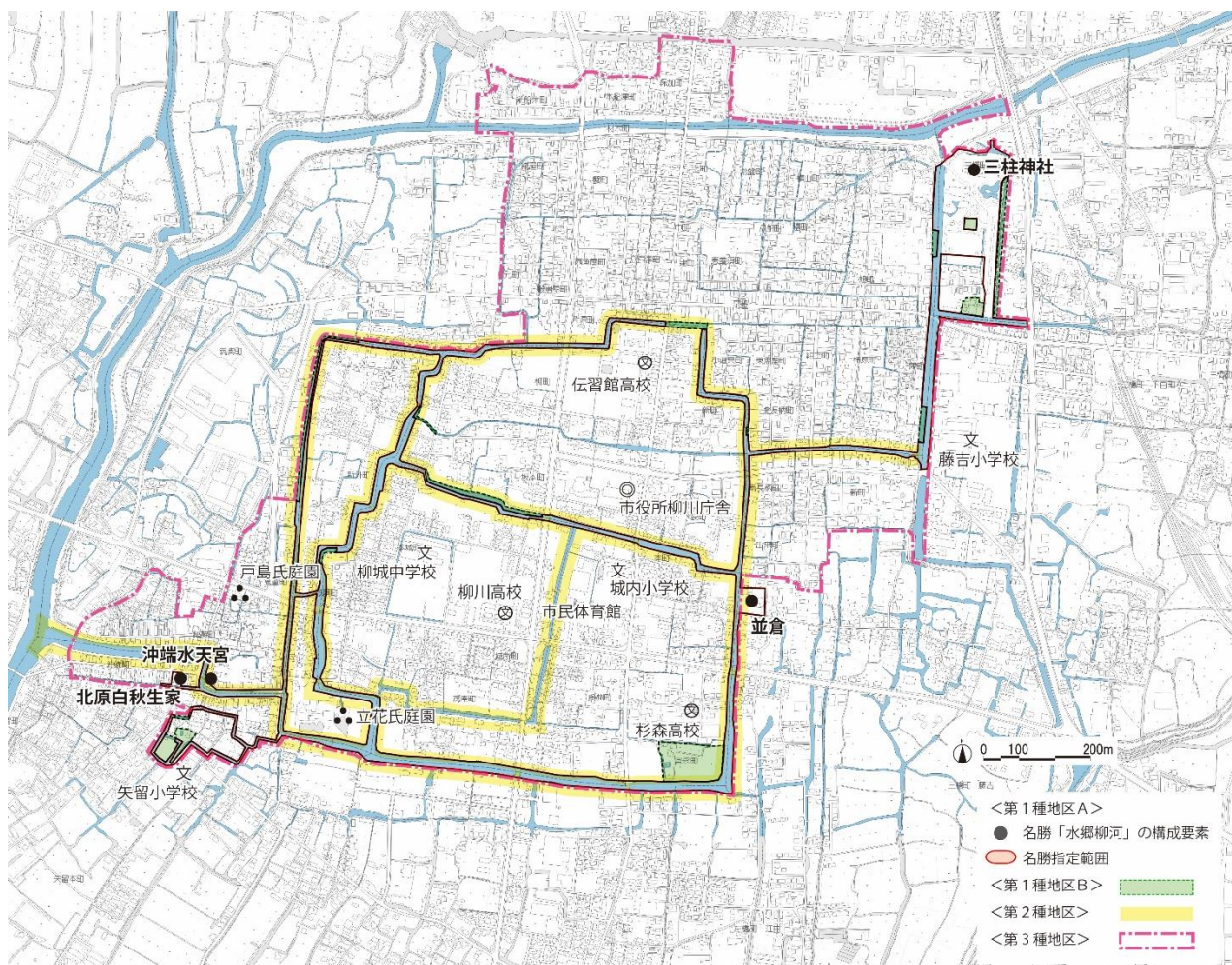


図 6-2 地区区分

6-3. 日常的な維持管理

ここでは、指定地において現状変更の対象とならない日常的な維持管理の方針を示す。

(1) 水路・水利施設の維持管理及び水質の維持・向上

- ・石積みやコンクリートの護岸については、緩みや孕み、ひび割れ等が発生していないか定期的な目視確認を行う。
- ・河川・水路の水の流れを良好に保つために、定期的な堀の清掃を行うとともに、二ツ川からの導水地点や水路の分岐点に設置されたポンプの点検、水門等の水利施設の点検を定期的に行う。
- ・現在毎月行われている水質検査を今後も継続する。

(2) その他の施設管理

- ・名勝に関連する標識、説明板、護岸沿いの柵等の施設の点検を定期的に行う。
- ・掘割沿いの遊歩道の清掃を定期的に行うとともに、舗装のひび割れや倒木等による危険箇所の点検を行う。

(3) 植生管理

① 日常的な植生管理

- ・掘割沿いの樹木が繁茂し、水路上の見通しが悪くならないよう必要に応じて剪定、刈込を実施する。
- ・庭木の手入れ等、個人レベルでの美化活動を推進する。
- ・水路護岸の前面に設けられた植栽帯において高茎草木、蔓植物、低木などが繁茂しないように、また荒地雑草の繁茂を抑制し、草丈を適切に維持するために、適宜、刈取や除草を実施する。
- ・倒木が確認された場合には名勝の風致の保護や災害回避の観点から、名勝指定範囲外へと搬出することを原則とする。

② 危険木の除去、護岸に影響を与えている樹木の伐採及び強剪定

- ・幹や枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし、伐採又は強剪定を行う。
- ・主幹が著しく傾斜し、転倒の恐れがあると判断される枝葉は、必要に応じて枝おろしを実施する。
- ・水路護岸が根などの影響で損壊する恐れがあると判断される場合には、護岸の保存を前提として伐採する。

③ 樹林管理

三柱神社、米多比隅等の樹林地に関しては、立木密度が過密である場合には、計画的に択伐を行う。

6-4. 現状変更の取扱い（第1種地区）

（1）現状変更の制限

文化財保護法第125条には、名勝指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と定められており、その総称を「現状変更」と呼ぶ。

現状変更の原因者は柳川市、福岡県教育委員会、文化庁と協議した上で、市教育委員会に移譲された許可権限の他は、すべて文化庁長官の許可を受けなければならない。原因者が各省庁の長以外の国の機関である場合は、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

また、現状変更は、名勝の価値を十分に踏まえた上で検討し、実施しなければならない。そして、いずれの場合も名勝の構成要素の保存に影響を及ぼさないことを原則とする。将来の活用整備や都市計画上の変更等で大規模な現状変更が生じる場合は、文化庁や福岡県教育委員会の指導を受け、柳川市文化財専門委員会や景観審議会等において、有識者の意見を聞きながら計画の検討を行う。

（2）現状変更にあたる行為

現状変更は、工事等下記の事項が該当する。①については本項（4）に示す基準を満たさないものに関しては現状変更を認められないものとする。また、②についても原則として現状変更を認められないものとする。

①名勝の現状を変更する行為

- a. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変
- b. 道路の新設、改修及び修繕
- c. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却
- d. 工作物の新設、改修、修繕、移転又は除却
- e. 公園施設の新設、改修及び修繕
- f. 地下埋設物の新設、改修及び修繕
- g. 木竹の植栽、伐採
- h. 発掘調査及び保存整備

②名勝の保存に影響を及ぼす行為

- i. 水面の埋立及び開削等の地形の改変
- j. 掘割の暗渠化
- k. 掘割の水質に影響を及ぼす行為
- l. その他名勝の保存に影響を及ぼす行為

(3) 許可申請を要しない行為

名勝の現状変更には制限があるが、文化財保護法第 125 条第 1 項には、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。

この条文に基づき、次の①に示す行為については文化庁長官の許可を要しないものとする。また、本計画においては、次の②に示す行為についても許可申請を不要と定める。そして、いずれの場合も柳川市及び福岡県教育委員会と事前協議することが望ましい。

①維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- a. 名勝がき損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該名勝をその指定当時の原状に復するとき
- b. 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- c. 名勝の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

②日常的な維持管理の行為

- a. 植生等の維持管理行為
 - ・植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈り等）
 - ・公園灯・解説施設等の清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修
- b. 河川・水路の維持管理行為
 - ・日常的な堀の清掃行為
 - ・護岸の点検等の維持管理行為
 - ・水落としによる定期的な清掃・点検行為
- c. 既存建物の維持管理行為
 - ・外壁または屋根の塗装等の小規模な修繕
 - ・内装および屋内諸設備の補修及び修繕
 - ・塀や船着場、汲水場などの工作物の簡易な修繕

(4) 現状変更の取扱基準

現状変更の取扱基準は、以下に示すとおりとする。なお、現状変更の欄において紫色に網掛けされた行為については、後述する(7)に示す軽微な現状変更該当するものであり、市教育委員会が許可を行うことができる。

事前協議を行うものに関しては、名勝の保存に影響を及ぼさないよう工法等が選択されるよう、市教育委員会との協議の中で調整していくものとする。また、以下に該当しないものについては、市教育委員会と協議の上判断する。

表 6-3 現状変更の取扱基準

現状変更等	河川及び水路	施設	特記事項
a. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変	・水路護岸の改修や保全措置のために必要な場合に限り認める。1)		1)護岸の改修のためにやむを得ない場合の造成及び遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更を指す。
b. 道路の新設、改修及び修繕	・新設については原則として認めない。2) ・遊歩道等の活用施設、管理道路等の構成要素の管理のための施設については、事前協議を行うものとする。 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。		2)既に都市計画決定された道路の新設に関しては、十分な調査を行い、構成要素の保存に影響のないよう配慮する。 ※施行令第5条第4項第1号ハに該当
c. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却	・原則として新築、増築は認めない。 ・水路上に張り出した建築物の移転又は除却は認める。	・原則として認める。ただし、特に掘削から傍観できる範囲の建築物については、既存景観との調和に十分配慮する。3)	3)施行令第5条第4項第1号のへに該当する小規模建築物を除く。
d. 工作物の新設、改修、修繕、移転又は除却	・工作物の新設は原則として認めない。ただし、公共・公益上必要な場合は事前協議等を行い、景観的影響が最小限となるよう配慮する。 ・改修、修繕、移転又は除却は認める。	・原則として認める。ただし、事前協議等を行い、景観的影響が最小限となるよう配慮する。	※施行令第5条第4項第1号ハに該当
e. 公園施設の新設、改修及び修繕	・原則として認めない。	・新設は原則として認めない。ただし、公共・公益上必要な場合は、事前協議を行う。 ・改修及び修繕は事前協議を条件として認める。4)	4)十分な調査を行い、構成要素の保存に影響のないよう配慮する。
f. 地下埋設物の新設、改修及び修繕	・原則として認めない。 ・公共・公益上必要な場合は、事前協議を行う。	・原則として認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物は、事前協議を行う。5)	5)十分な調査を行い、構成要素の保存に影響のないよう配慮する。 ※施行令第5条第4項第1号ホに該当
g-i. 木竹の植栽	・原則として認める。ただし、護岸に影響を与えない範囲とし、事前協議を行う。		
g-ii. 木竹の伐採・抜根	・構成要素の保存に影響を及ぼす木竹の伐採または危険防止のために必要な樹木の伐採・抜根に関しては、事前協議を行う。6)		6)名勝の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採・抜根は、その影響が最小限となるよう配慮する。 ※施行令第5条第4項第1号トに該当
h. 発掘調査及び保存整備	・名勝及び関連する文化財の保存・整備や状況把握に関わる調査は認める。		

：市教育委員会が許可を行うことができる軽微な現状変更

(5) 軽微な現状変更

文化財保護法第125条の規定による現状変更の一部については、文化財保護法施行令で定めるところにより、市教育委員会が行うこととすることができる。その内容は、条件付きで、小規模建築物の新築、増築又は改築、工作物の設置、改修若しくは除却、道路の舗装若しくは修繕、電柱、電線、ガス管、水管又は下水道管の改修、建築物等の除却、木竹の伐採等である。(※文化財保護法第184条、※文化財保護法施行令第5条第4項)

6-5. 文化財保護法に係る諸手続き

(1) 文化庁長官への届出を要する行為

以下に示す行為については、文化庁長官への届出が必要となる。

表 6-2 文化庁長官への届出を要する行為

事項	手続者	受理者	提出期限	根拠法令
①管理責任者の選任	所有者及び管理責任者	文化庁長官	20日以内	文化財保護法第119条第2項
②所有者または管理責任者の変更	新所有者または新管理責任者		20日以内	文化財保護法第120条
③所有者または管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者または管理責任者		20日以内	文化財保護法第120条
④滅失・き損・亡失・盗難	所有者または管理団体		10日以内	文化財保護法第33条
⑤指定地内の土地の所在、地番、地目または地積の異動	所有者		30日以内	文化財保護法第115条第2項
⑥復旧	所有者		着手の30日以前	文化財保護法第127条第1項

(2) 文化庁長官への許可を要する行為

名勝の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合は、行為を行おうとする者が文化庁長官への許可申請を行う必要がある。

6-6. 災害時の対応

(1) 災害発生時の対応

本名勝において起こりうる災害には、風水害、地震等の自然現象によるものと、放火等による火災や破壊行為等の人為的要因によるものが想定される。災害の発生を確認した場合、人身の安全を第一としつつも名勝の適切な保存に配慮した緊急的・応急的措置を講じることとする。

被害の発生について関係機関に連絡するとともに、緊急・応急の対応方針等について早急に相談・協議することが必要となる。その後、緊急的・応急的措置を行った部分については随時観察を継続して安全等の確認をしつつ、本格的な復旧について検討を進める。また、二次的災害の発生を防止するほか、応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立入防止策等の資材についても日常より準備・保管しておく。

特に台風等の来襲時には、暴風・豪雨の予兆が見られる段階と、これらが収まってきた段階において巡回・点検により状況を確認するとともに、被害の拡大及び二次的災害の防止、及び緊急的・応急的措置の必要性について確認する。

さらに、これらの発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておく必要がある。この体制整備においては、市教育委員会を中心とする緊急時の対応体制を整えておくとともに、普段から市内組織・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び名勝における復旧の考え方・方法等について意識を共有しておく。

(2) 災害発生の予防的措置

掘割の周辺には、著しく成長し倒壊の危険のある樹木等、災害の発生する危険性の高い場所が点在する。そうした場所においては、点検の上で防止のための補強又は伐採を必要に応じて行うこととする。これらの防災のための措置を施す場合においても、周辺の景観に与える影響について十分考慮する必要がある。

人的要因による災害の防止については、定期的な巡回・点検を行うとともに、市民・地域住民の連携協力による名勝の保存に取り組むことで対応する。

6-7. 周辺環境及び景観保全の方向性（第2種・第3種地区）

第2種地区、第3種地区においては、開発行為に関して、周知の埋蔵文化財包蔵地については文化財保護法、それ以外については都市計画法、景観法、農地法といった個別法令等に基づく規制で対応する。

第2種地区は名勝指定範囲である河川及び水路と一体となって水景を形作るとともに、護岸等の保存に密接にかかわる範囲であることから、景観計画に基づく景観誘導を図りながら、第一種地区に準ずる保存措置を講じていくための仕組みの検討を継続的に実施していく。

第3種地区においては、柳川市景観条例に基づく届出対象行為が大規模なものに限定されていることから、全ての開発行為を事前に把握し誘導を図ることが困難である。そのため、今後はエリア内に網の目の様に広がる水路網を含めた面的なネットワークが形づく文化的景観の保全という観点に立脚し、より名勝と一体となった保全を図るための施策検討を行っていくとともに、行為対象者の意識の向上を図っていく活用施策との連携が必須となる。

また、掘割の周辺に所在する樹木のうち、樹齢が高く地域に親しまれている樹木に関しては、護岸等に影響を与えていない場合は今後景観重要樹木への指定を行い、法に基づく保全を図っていくことが考えられるが、その多くが民有のものであり、維持管理や保全措置に対する助成制度等を検討する必要がある。

さらに、両地区に共通して、住民及び来訪者に対する名勝の価値とその保全に関する周知啓発を図ることによって、自発的な保全意識の向上を図っていくものとする。

6-8. 調査研究の方針

今後は、名勝の性格や関連遺構の残存状況等を確認するための調査研究を進めていくことが必要である。地区内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法第92条～94条に基づき保護及び調査を行う。また、それ以外については文化財保護法第95条に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地についての資料の整備、その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めるものとし、包蔵地の調査によって得られた本名勝及び関連史跡等に関する資料を積極的に収集し、今後の保存整備や活用整備に活かしていくものとする。

特に、名勝指定範囲周辺は柳川城築城時代の土塁等の遺構が埋蔵されている可能性が高く、江戸期の都市形成の過程を示すものとして重要である。今後は、史跡又は文化的景観としての面的な保存を視野に入れた調査研究が必要である。

また、関連する庭園や建造物（建物、水門等の水利施設）については、今後の追加指定を視野に入れ、計画的、継続的な調査研究を実施するものとする。

6-9. 追加指定の方針

第1種地区Bについては、今後の調査研究により、名勝としての価値が認められる場合は、所有者の同意等の条件が整い次第追加指定の手続きを行う。

今後優先的に追加指定を行っていく範囲は以下に示すとおりである。

(1) 指定範囲と同様の価値を持つ掘割及び一体的な空間を構成する範囲

- ・名勝指定範囲に隣接する掘割
- ・水と関わりの深い庭園 等

(2) 掘割と一体となって水景を構成する武家屋敷跡等

- ・十時家住宅、渡辺家住宅等の武家屋敷
- ・米多比隅 等

6-10. 土地の公有化の方針

名勝に指定されている河川及び水路は国・柳川市・柳川みやま土木組合のいずれかの所有となっており、公有化が完了している。

4件の施設のうち、三柱神社・沖端水天宮・並倉については、神社及び醸造業という現在の機能を将来にわたって維持していくことが、水と人との関わりという本名勝の価値を保存することと同義であり、所有者がその機能を継続できる限り、公有化は行わないものとする。また、北原白秋生家については、所有が（公財）北原白秋生家記念財団となっており、同じく所有者がその機能を維持できる限り、公有化は行わないものとするが、所有者がその機能を維持できなくなった場合は、公有化を検討する。

追加指定を検討している施設のうち、十時家住宅、渡辺家住宅といった公共空間としての活用が期待できる施設についても、今後必要に応じて公有化を検討する。

参考資料

※文化財保護法第 184 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

※※文化財保護法施行令第 5 条（第 1～3 項省略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第7章

活用

7-1. 活用の考え方

「活用」とは、「そのものの性質や働きが十分に発揮できるように使うこと」と定義されるが、そうした意味において、水郷柳河では、掘割の周りに人々が暮らし続けることも、「活用」の一つであると考えることができる。また、それを基盤として、市民や来訪者が掘割の価値を認識し、水とともにある柳河のまちを楽しみ、関わり続けていくことが水郷柳河における「活用」のあり方である。

平成 30 年度に実施した市民ワークショップでは、参加者が北原白秋の「水の構圖」をモチーフとして、現代の柳河における「水の構圖」とは何かを考えた。その中では、白秋の時代から変わらない風景を大事にしたいという意見、現代における水との関わりを肯定的に捉える意見に加え、失われゆく故郷の風景に対して危惧する意見も少なからず挙げられた。

掘割の周りに人々が暮らし続け、来訪者がその風景を観賞し続けるためには、掘割がここにあることの意味、掘割の傍で暮らし続けることの豊かさや価値を、現在の地域住民が改めて認識し、将来世代や移住者、水郷柳河を訪れる人々に伝えていくことが必要となる。そのための活用の方法を、次項において整理する。

7-2. 活用の方法

(1) 水郷柳河の価値を地域住民に伝えるための活用

① 周辺住民や市民に向けた普及啓発活動の継続

掘割周辺の住民に向けては、名勝指定に関するチラシやパンフレット等を作成し、制度の周知を図る。また、今後掘割周辺に移住してくる住民向け説明資料等の作成や、市ホームページによる情報発信を行い、掘割周辺に住むことの価値や守ってほしいルールについての普及啓発を行う。



景観づくりに関する普及啓発冊子

② 水郷柳河に関する学習プログラムの実施

地域の小中学校、高等学校における地域学習において、水郷柳河や北原白秋に関する学習プログラムを充実させていく。また、出前講座、高齢者大学、家庭教育学級等の社会教育事業との連携を強化し、住民が楽しみながら学習できる社会教育プログラムの場としての活用を図る。



小学校における教育プログラム
(他都市事例)

(2) 現代的な水とのかかわりを生み出すための活用

① 掘割におけるアクティビティの継続・発展

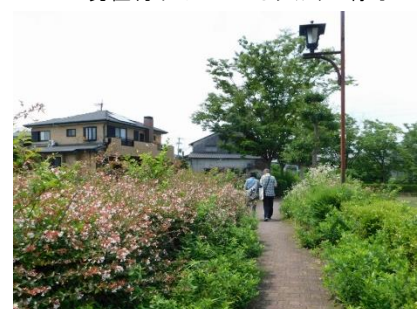
これまで行われてきた川下りは、来訪者が気軽に水と触れ合うことのできるアクティビティとして重要な役割を果たしているほか、舟を利用した学校行事や地域学習により、地域住民の意識醸成にも寄与している。また、環境学習を目的としたスポーツアクティビティの大会等も行われており、こうした水と直接親しむイベントを今後も継続して実施していくとともに、日常的なスポーツアクティビティの場としての活用を行うことができるよう、事業者等の参画の可能性を検討する。



現在行われている大会の様子

② 散策等の掘割沿いのアクティビティの推進

遊歩道として整備されている「水辺の散歩道」や「白秋道路」において、観光客が名勝指定範囲の近傍に所在する歴史・文化資源を歩いて回ることのできる観光を推進する等、地域住民や来訪者の水辺の散策を促す。



掘割沿いの散策

③ 掘割を手入れする活動への市民参加の継続・発展

現在行われている市民による清掃活動を今後も継続するとともに、地域住民のみならず市民、柳川を応援する市外在住者の参画を推進する。



清掃活動の様子

(3) 水郷柳河の価値を来訪者に伝えるための活用

① ホームページ・パンフレット等による情報発信

柳川市や柳川市観光協会による既存のホームページや観光パンフレットに、水郷柳河としての解説を付加していく。また、独自の案内パンフレットやマップを作成し、公共施設、観光案内所、旅館・ホテル等、市内または周辺地域の主要施設のほか、県内の駅、高速道路のサービスエリアといった観光の拠点となる場所において配布し、広く情報発信を図る。



柳川市観光協会HP

② 解説機能の検討

北原白秋の生涯や詩作を紹介する施設である北原白秋生家や北原白秋記念館、掘割の水環境を紹介する展示室が設置されているあめんぼセンター等の既存施設において、名勝水郷柳河としての解説を新たに設置するとともに、インバウンド客の対応のための解説施設の多言語化を行う。また、水郷柳河におけるガイド機能の中核を担っている川下りガイドのサービスの充実、多言語対応に向けた講習会の実施や、まち歩きガイドの育成も検討する。

解説機能の強化に向けては、築造当時の掘割の風景を再現するAR・VR機器の導入等も検討する。



ARを用いた解説（他都市事例）

第8章

整備

8-1. 整備の考え方

(1) 整備の考え方

① 保存整備と活用整備

水郷柳河における整備は、5-3に整理した通り、保存のための整備と活用のための整備に大別される。本章においては、保存のための整備の手法を8-2に、活用のための整備の手法を8-3に整理する。

② 優先的に景観保全・景観形成を行っていくゾーンの設定

名勝の価値を構成する要素の保存状況、開発行為等の状況、観光等への活用状況等から、以下のよう、一定のゾーン毎に景観保全や景観形成を行う優先度を設定する。

A：優先的に景観保全・景観形成を行っていくゾーン

B：現状を維持しながら、親水性や快適性を高めていくゾーン

なお、ゾーン設定は下図に示すとおりである。詳細は附属資料に示す。

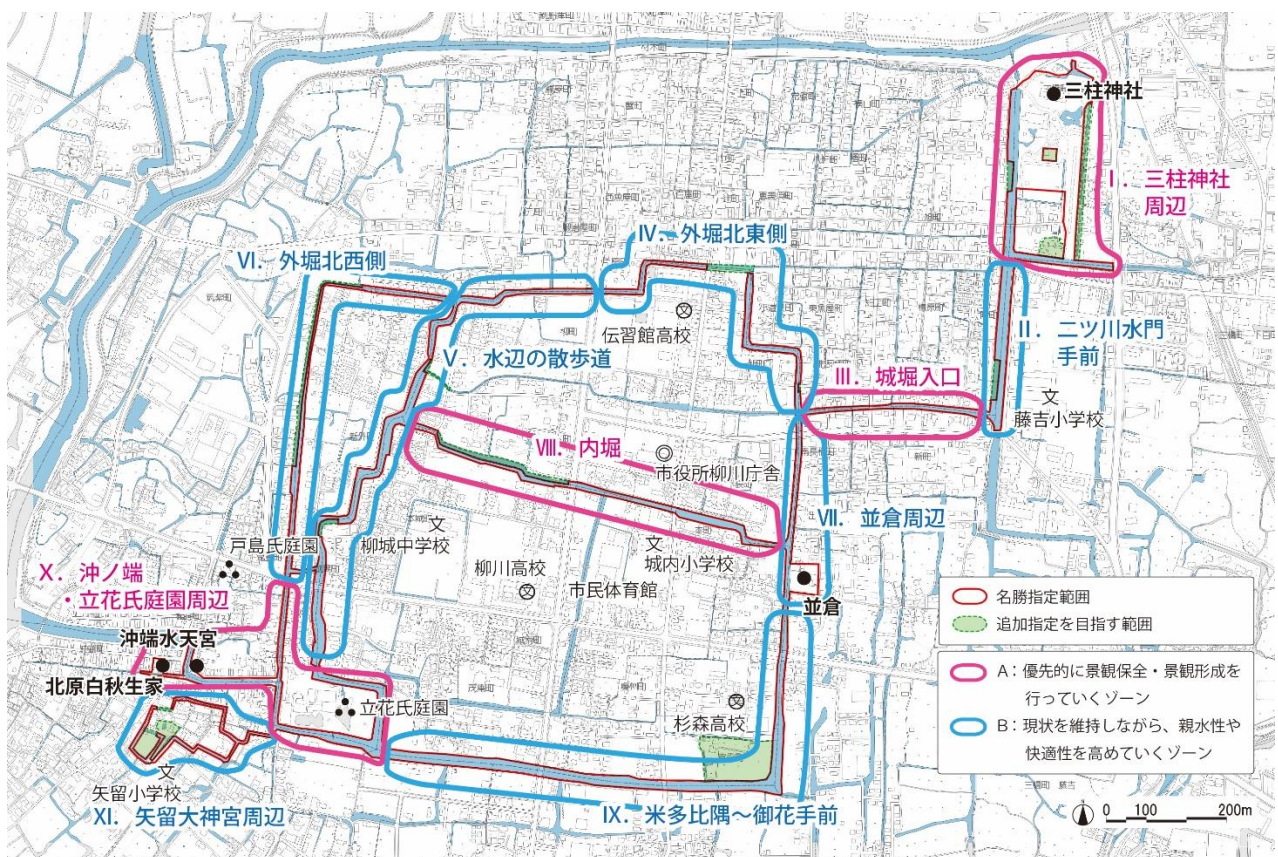


図 8-1 ゾーンの設定

(2) 整備の方針

① 保存のための整備

i) 有形の諸要素の保存に向けた修理

本質的価値を構成する有形の諸要素の保存修理を行う場合は、可能な限り当該する箇所の履歴や景観的特徴を踏まえ、材料・工法等の検討を行うものとする。また、有形の諸要素に関して、材料・材質、形態・意匠、用途・機能のいずれか若しくは全てを築造当時または白秋の時代から継承している場合は、可能な限りそれを保存する。

ii) 樹木の計画的管理に向けた整備

掘割沿いの樹木は、堀に影を落とし掘割の風景を形作る構成要素としての保存面と、掘割や歩道の安全管理面の双方の視点から計画的管理を行っていく必要がある。特に、掘割の近傍において大木化し、護岸の孕みやき損を生じさせている樹木や、掘割における川下り船の通行を阻害している樹木に関しては、日常における軽度の枝落としや、1～2年程度の短い周期における剪定にとどまらず、公共事業として長期的なスパンでの強剪定等を20～30年ほどの周期で循環的に行っていくものとする。

② 活用のための整備

i) 民間用地における親水性を高めていくための整備

掘割沿いに住み続けていくという水郷柳河としての活用を実現していくために、水郷柳河らしい暮らしを続けていくため、汲水場をはじめとする水辺空間の整備を積極的に行う。

また、親水性を高めていくための整備として、周辺の景観づくりが挙げられる。長期的な視点から見て、目指すべき風景を設定し、それに近付いていくような整備及び誘導を図っていく。目指すべき風景は、全体的な方向性としては柳川市景観計画及び掘割を守り育てる行動計画の目指す方向性と同様であるが、詳細な手法や整備の優先度はゾーン毎に異なるため、附属資料に詳細を示す。

ii) 公共空間における親水性を高めていくための整備

掘割沿いの公共空間においては、散策や観賞といった堀に親しむ行為をより推進していくための整備を、観光施策等と連動しながら行う。

iii) 水郷柳河の価値を伝えていくための整備

第7章に示した価値を伝えるための活用方策と連動した解説施設等の整備を行う。

8-2. 保存のための整備の方法

(1) 掘割に関する整備

①水路護岸

水路護岸の整備にあたっては、以下の考え方にに基づき材料・工法の選択を行う。

- i) 当該箇所の歴史性（築造当時の工法等）を踏まえた護岸形式を選択する。（※）
- ii) 土地の造成等により改変が進んでいる場合や築造当時の工法が分からない場合は、当該箇所の状況に応じ、石積み護岸もしくは木柵等、地区の歴史性及び景観に配慮した護岸形式を選択する。
- iii) やむを得ない事情により上記①②を適用できない場合に限り、現状復旧にとどめてよいが、出来る限り景観に配慮したデザイン及び色彩を選択する。

(※) 当該箇所の歴史性を踏まえた護岸形式の考え方

「御家中絵図」（図 8-3）や「町小路絵図」では、本丸・二の丸・三の丸及び曲輪と呼ばれる区画の範囲とともに、当時築かれた土塁の位置、土地の区画が示されている。また、「柳河明證圖會」等の絵図（図 8-4）においても、石垣や土塁の位置が示されており、こうした歴史資料から、築造当時の護岸形式を推測することができる。

以下に、築造当時の工法と、一部改変を経た現在の工法の分類別に、今後の望ましい改修の方針を示す。

表 8-1 築造当時及び現在の工法別の改修方針

築造当時の工法	現在の工法	今後の改修の方針
空石積み	空石積み（在来工法）	在来工法を用いた石積み護岸への改修（復元的整備）を行うことが望ましい。
	練石積み	
	コンクリート（擁壁・ブロック等）	
土坡	土坡	護岸の強度、安全性等に問題がなければ土坡のままとする。補強が必要な場合は木柵を用いた根固めを行う。 ただし、隣接地の利用にあたり、水際に建築物を建設する等で護岸の補強が必要な場合は、石積み護岸としても良い。
	木柵	改修が必要な場合は、原則として引き続き木柵を用いる。 ただし、隣接地の利用にあたり、水際に建築物を建設する等で護岸の補強が必要な場合は、石積み護岸としても良い。
	練石積み	護岸の状況に応じ、石積み護岸もしくは木柵での改修を行うことが望ましい。
	コンクリート（擁壁・ブロック等）	

※なお、水路護岸の整備にあたっては「柳川市公共事業景観ガイドライン（案）」においても整備の指針が示されているため、今後整合を図る。

②水路附属物

防護柵、配管等の水路附属物の整備にあたっては、「柳川市公共事業景観ガイドライン（案）」における指針を参照するものとする。

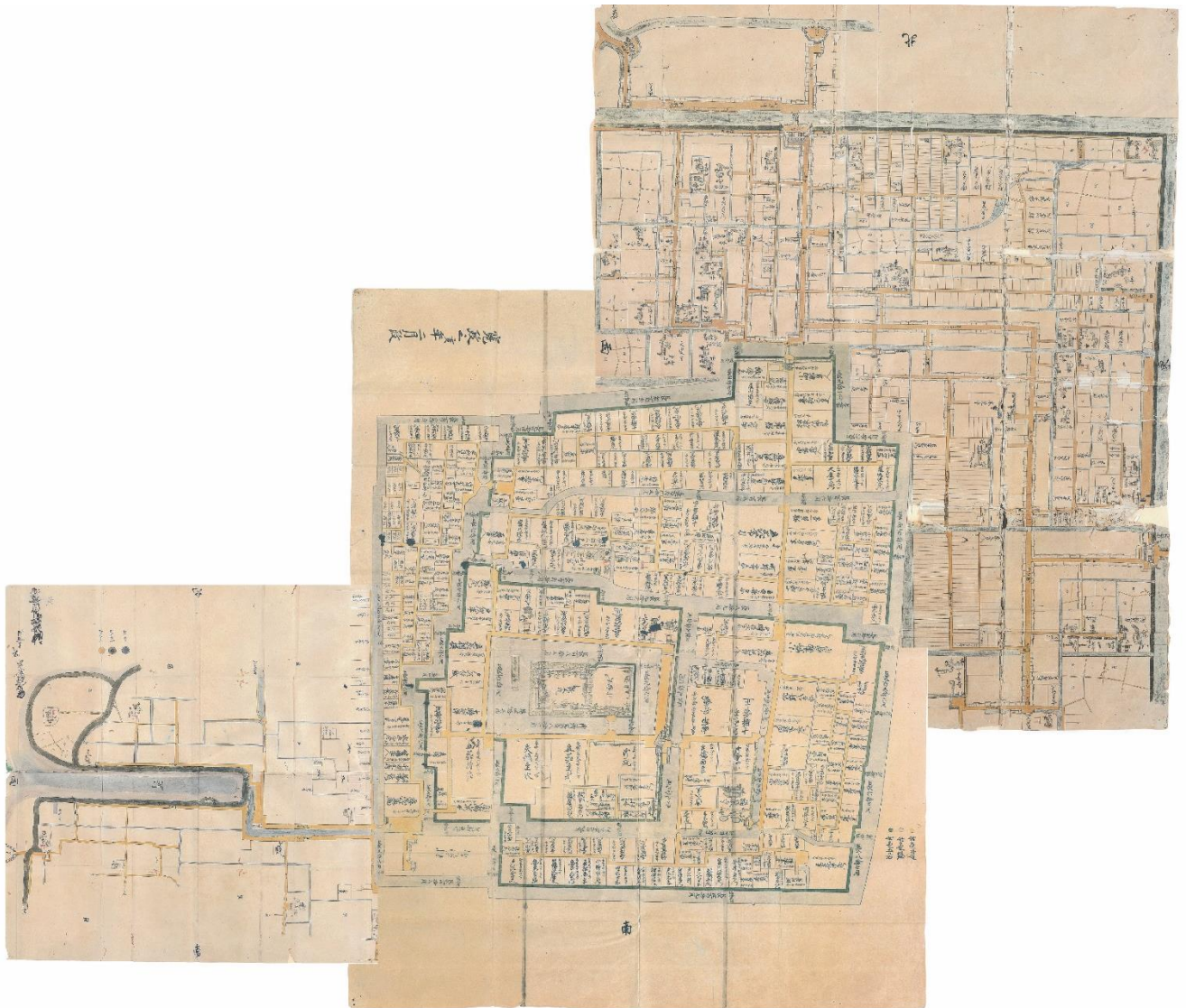


図 8-2 寛政年間の絵図

(左より「沖端町御絵図」寛政 2 年、「御家中絵図」寛政 3 年、「町小路絵図」寛政 3 年／緑色の部分が土塁)

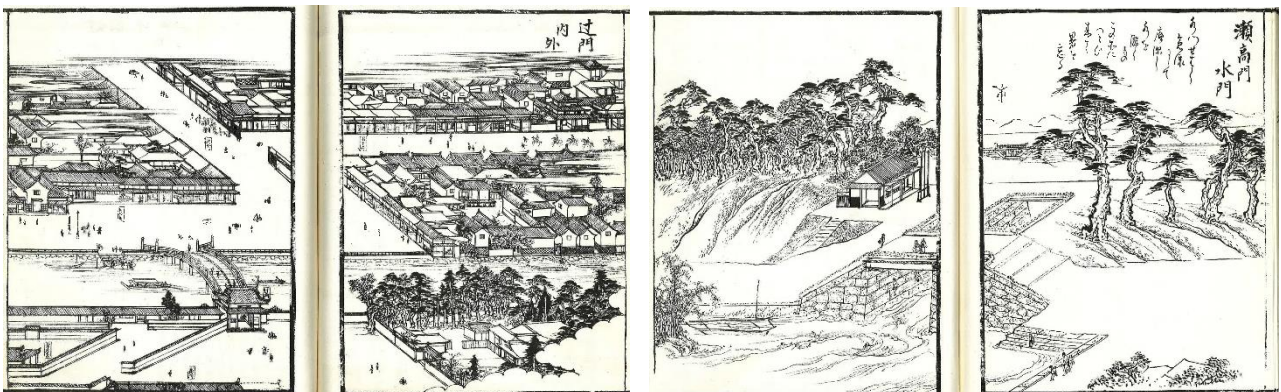


図 8-3 柳河明證圖會における石積みや土塁の表現 (左：辻門内外、右：瀬高門水門)

2.4 水路に関する事業

- ・ 水路は基本的に風景の中で背景（地）となるよう整備がされるものです。
- ・ 水路護岸および水路付属物に関する景観への配慮事項を表-8に示すように設定します。
- ・ 水路護岸の望ましい形式については、表-9に示すように設定します。
- ・ 景観保全ルートにおける検討では、事業主体や管理者とまちづくり課が十分に協議・調整を行った上で、周囲の景観の背景となるように検討します。必要に応じて景観アドバイザーを含めた協議を行います。
- ・ 景観保全ルート外における検討においては、事業主体のみで判断が難しい場合には、まちづくり課と協議を行い、必要に応じて景観アドバイザーを含めた協議を行うことも可能です。

表-8 水路護岸及び水路付属物に関する景観への配慮事項

検討事項	中心市街地エリア			特記事項
	城廻り地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区	
水路護岸	景観保全ルート	①石積み原則とする。他の護岸形式の箇所を整備・補修する際には、石積みに変更する。 ②周囲の護岸が木柵の場合、あるいは背後が遊地の業種り水路の場合などは木柵護岸を採用する。 ③やむを得ない事情により石積みや木柵を適用できない場合に限り、現状復旧にとどめる。	(該当ルートなし)	水路護岸の天端や法肩は面取りを行う。植栽をほどこす、といった印象をよわらげない工夫が効果的である。
	景観保全ルート外	①旧城下町地区の掘削は現状復旧を基本とする。 ②可能であれば、石積みや木柵の護岸形式での整備・補修に努める。	水路の護岸は、出来る限り望ましい形式をとる	
水路附属物	景観保全ルート	①防護柵はなるべく設けないよう配慮する。 ②設ける場合には、出来る限り生け垣を用いる。 ③やむを得ず防護柵を設ける場合には、ダークグレー【10YR3/0.5】やダークブラウン【10YR2/1】や黒系、光沢のないものを用いる。	(該当ルートなし)	擬木柵は不自然・人工的といった印象を与える恐れのある景観材料である。既設のものは、整備・補修の機会にできる限り撤去する。
	防護柵	①設ける場合には、出来る限り生け垣を用いる。 ②やむを得ず防護柵を設ける場合には、ダークグレー【10YR3/0.5】、ダークブラウン【10YR2/1】、黒系、光沢のないものを用いる。	グレーベージュ【10YR6/1】、光沢のないものを用いる。 (乗組上、護岸表面よりも護岸上の防護柵の方が目につきやすいため、色彩の配慮が必要)	
樋門、水路沿いに架かる精養の添架配管	景観保全ルート	樋門や管の色彩検討が必要である。 (当面は、アドバイザーの助言が必要)	(該当ルートなし)	
	景観保全ルート外	目立たない色(周囲の工作物と同系統の色、かつ周囲の工作物よりも暗めの色)、光沢のないものとする。		
護岸に取り付けた配管	目立たない色(周囲の工作物と同系統の色、かつ周囲の工作物よりも暗めの色)、光沢のないものとする。			
護岸の排水口・水抜きパイプ等	排水口や水抜きパイプ等は、護岸表面から突出しないようにする。 排水口が護岸表面から突出する場合には、木製の囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。			

参考：「柳川市公共事業景観ガイドライン（案）」より抜粋

(2) 樹木の保存及び計画的管理に向けた整備

掘割沿いの民間用地における大木等については、景観を形作る要素としての重要度（掘割との近接性等）と、護岸への影響や通行への影響等の安全上の緊急度を加味し、構成要素へのき損が認められる場合、公衆安全上危険である場合等の対処を、下図に示すフローに従って行っていくものとする。

また、緊急的には問題がない場合（A）であっても、近い将来に保存上・安全上の懸念がある場合には、公共事業において、個人による日常的な管理が可能な状態に近づけるための強剪定等を20～30年ほどの周期で行っていき、年次計画を立てた上で今後計画的・循環的に実施していくものとする。

なお、下図に示すA及びBの樹木（ただし、Bのうち緊急度が高く伐採の対象となるものは除く）は、今後の保存管理に関して所有者との合意形成を図っていくとともに、柳川市景観条例に定める景観重要樹木等への指定を検討する。

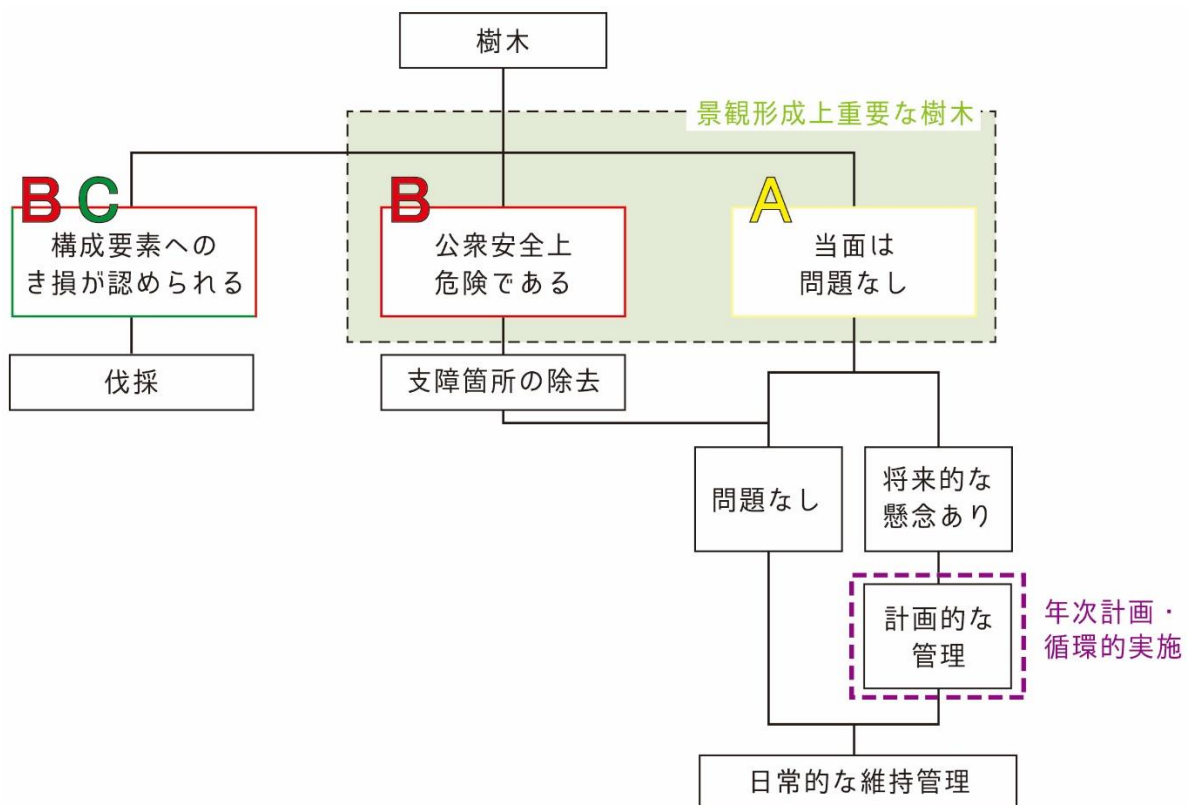
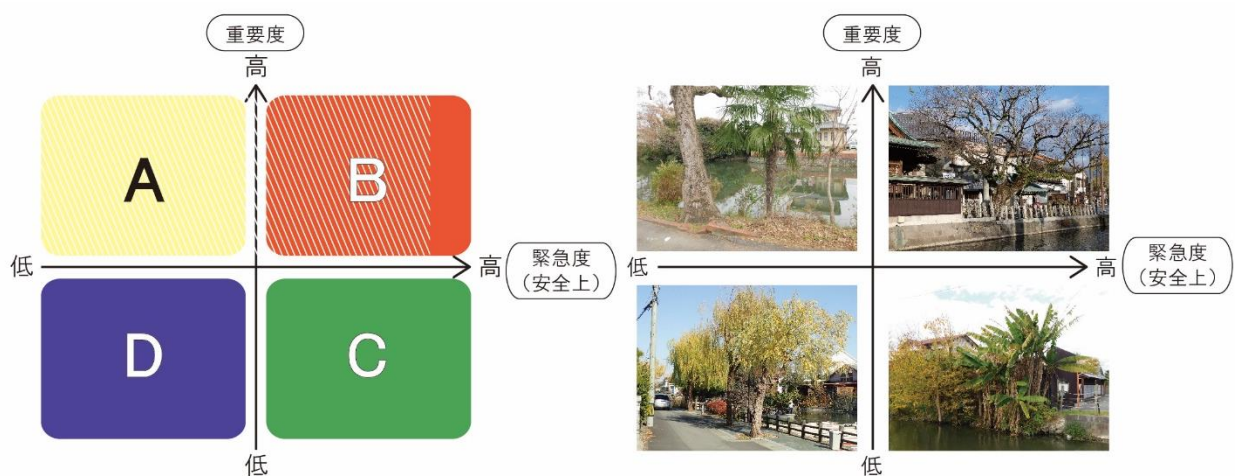


図 8-4 樹木の計画的管理に向けた分類とフロー

8-3. 活用のための整備の方法

(1) 民間用地における親水性を高めるための整備

ここでは、掘割沿いの民有地における整備の望ましい方向性について提示する。名勝指定範囲外は文化財保護法における保存対象ではなく、柳川市景観条例における景観誘導の対象となるが、名勝として望ましい方向性を所有者に働きかけ、目指すべき将来像を目指していくものとする。

なお、ゾーン毎の方向性については附属資料に示す。

①汲水場等の設置による親水性の向上

- 掘割沿いには可能な限り柵や塀を設けず、汲水場を設置することが望ましい。プライバシー保護のための目隠しや安全上の囲いが必要な場合は、低木の植栽による生垣の設置等を推奨する。
- 三柱神社東側や北原白秋生家南側、矢留地区といった住宅に隣接する細い水路においては、歩道橋の新設等が今後想定される。安全性に問題のない場合は、親水性を確保するため柵の設置は最小限とする。

②水郷柳河らしい風景をまもり、つくるための取り組み

- 掘割沿いの建築物・工作物等の建築行為においては、水景と調和した景観づくりを推進するため、柳川市景観計画を遵守するものとする。特に、指定範囲の河川・水路における水道管等の工作物の新設等の際は、景観的な影響が最小限となるような配置の決定及び素材・色彩等の選定を行う。

(2) 公共空間における親水性を高めるための整備

①遊歩道等の整備・改修

- 現在整備されている「水辺の散歩道」、「白秋道路」、「愛鳥遊歩道」については、老朽化した舗装の改修を景観に配慮しながら行う。
- その他の区間においても、周遊型観光の推進を目指し、観光ルートの設定とあわせて遊歩道化を検討する。その際、舗装、休憩施設等は掘割の景観を阻害しないデザイン及び色彩とする。
- 遊歩道沿いの並木については、適切な維持管理を行い、護岸に影響を及ぼすことのないよう配慮する。また、今後植栽を行う場合は、護岸に影響を及ぼすことのないよう位置や本数の決定を行うとともに、水郷柳河らしい樹種の選定を行う。

②その他親水空間の整備・改修

- 遊歩道の中の休憩拠点となる場所や、解説の拠点となる場所には親水空間を整備し、東屋やベンチ、解説サインの設置等を行う。
- 既存の親水空間においては、老朽化した舗装等の改修を景観に配慮しながら行う。

(3) 水郷柳河の価値を伝えていくための整備

① 展示解説拠点の整備

展示解説拠点の整備は、以下のいずれかの手法により行うこととする。今後、市の関連施策や地域の状況等を勘案しながら検討する。

< 既存の展示解説施設の更新 >

あめんぼセンター、歴史民俗資料館、北原白秋生家等における展示解説施設において、名勝の価値や範囲図等を示した展示を行う。

< 新規施設の設置 >

名勝の解説施設としての新規施設を設置する際は、十時家住宅や渡辺家住宅等の追加指定を検討している施設等の活用を検討する。

② 案内サイン・解説サインの設置

- ・西鉄柳川駅、三柱神社、北原白秋生家といった掘割周辺の観光の拠点となる場所に、水郷柳河のマップや周遊ルートを示す案内サインを設置する。
- ・鋤崎土居、米多比隅、十時家住宅といった水郷柳河の解説のポイントとなる場所に、解説サインを設置する。

第9章

運営及び体制

9-1. 運営及び体制整備の方針

水郷柳河は、そのほとんどが公有地である一方で、住民の暮らしと密接に関わり、また住民の手により手入れをされ続けてきた性格を持つ文化財であることから、保存活用を円滑に運営していくためには、行政と地域が協働で維持管理に取り組むための体制を確立させることが必要である。以下に、そのための方針を示す。

(1) 住民参加を継続していくための仕組みづくり

地域住民の水郷柳河の保存に向けた意識向上を図り、住民とともに水郷柳河を後世に継承していくために、地域住民等及び市民団体との連携体制を強化するとともに、住民の意見を継続的に取り入れ、参加を促していくための仕組みづくりを行う。

(2) 庁内及び関係機関における体制強化

名勝指定地内の適切な保存活用を推進し、指定地と周辺との一体的な風致景観を継承していくために、市の関係部局間の連携体制や、構成要素または隣接地の所有者・管理者である個人や国・県・柳川みやま土木組合との連携体制を強化し、情報共有及び協議・調整を図る。

(3) より多様な主体による参画の推進

人口減少が進み、地域活動等の担い手が減少する中で、地域住民以外の市民、来訪者、企業等のより多様な主体を水郷柳河の保存活用の推進力とするため、参画を促す方策を検討する。

9-2. 運営及び体制の方法

(1) 定期的な住民意見の収集

住民参加型の保存活用体制を構築し、名勝の保存活用を軸とした地域活性化を実現していくためには、検討内容や運営プロセスに対する地域の理解と共に住民の主体的な活動に対する意欲向上と協力体制づくりが不可欠である。

そのためには、本計画策定時に行った「新・水の構圖」ワークショップのような地域座談会を次年度以降も発展的に継続させていきながら、引き続き多様な意見を出し合い、情報を共有するとともに、総合理解を深めるような質の高い企画と協議を進めていく。

また、こうした座談会やイベントへの参加を契機として、より主体となって掘割の保存活用を運営していく組織の立ち上げや参加を見込むことができるよう、将来的な運営を視野に入れた企画運営を行っていくものとする。



図9-1 「新・水の構圖」WSの様子

(2) 保存活用に関する協議・運営体制の確立

①本計画策定直後の協議・運営体制

柳川市においては、市内の文化財の保存管理に関する協議を行う組織である「柳川市文化財専門委員会」が設置されている。当面は水郷柳河の保存活用に関する事業等についての助言・指導を受けることのできるよう、当該組織における協議体制を整えるか、下部組織となる「水郷柳河部門（仮称）」を立ち上げる。水郷柳河部門においては、人文庭園、建築学、文学等の学識経験者に加え、当該地域の代表者等を審議員とし、専門的知見及び地域住民の意向を事業に反映することのできる仕組みづくりを行う。



図9-2 専門委員会のイメージ

市内においては、水路課、生活環境課、都市計画課、柳川みやま土木組合といった関係部局及び関係機関における協議体制を確立し、整備から管理運営に至る様々な施策について、担当課の協力体制の元で推進する。

②将来的な協議・運営体制

今後は、平成31年4月に改正文化財保護法が施行されることを受け、県が策定する文化財の保存活用に関する総合的な施策の大綱に基づいた文化財保存活用地域計画の策定を行うこととなる。それを受け、「柳川市文化財保存活用協議会（仮称）」を設置し、市内の文化財の総合的な保存活用とともに水郷柳河の保存活用施策についても議論を行っていくものとする。

(3) 各種団体・企業・教育機関等との連携

持続的な運営を行っていくためには、地域住民と行政との協働体制の構築に加え、多面的なサポートを実現する各種団体、企業、大学との連携を推進していくことが望ましい。これらの団体や組織が運営体制の中に参画していくためには、その活動に参加することによるメリットを明確にし、広く提示していくことが必要である。

例えば民間企業においては、企業側からの人材や活動資金の提供に対し、名勝の知名度向上による企業イメージの向上や柳川市における各種事業への参画における利益の享受といった効果が期待される。

大学等の研究・教育機関においては、名勝を研究対象として扱うことのできる研究・教育機関側のメリットに対して、それらの研究成果や定期的な学生・研究者等の人材を市にフィードバックすることが可能となる。

こうした多様なステークホルダーが利益を享受する仕組みを構築し、今後の運営体制をより強固なものとしていくものとする。

第 10 章

今後の方向性

10-1. 施策の実施計画の策定・実施

前章までに示してきた名勝の保存活用及び整備を実施していくにあたり、施策ごとに早急に取り組まなければならないもの、長期的・継続的に実施していかなければならないもの等、優先度や実施時期の検討を行い、さらに実施主体を明確化することにより、着実に実施していくことを目指す。

(1) 実施計画の期間設定

実施計画の計画期間は、短期は今後5年、中期は5～15年、長期はそれ以上の期間を目安とする。

(2) 実施計画

本計画に定めた事項の実施にあたり、期間毎の目標を以下に示す。

①短期（計画策定後5年間）

保存管理面においては、護岸等の経過観察の仕組みを構築するための準備段階と位置付ける。一方で、現時点でき損等の恐れがあり、緊急度の高い場所については、早急に護岸の保存修理や樹木の伐採等の対処を行う。また、樹木の計画的・循環的管理に向けた計画を組立てる。

名勝と関係の深い旧城下町や漁村の範囲については、面的な保存に向け、重要文化的景観としての選定を視野に入れた調査研究を行っていく。

活用面においては、周辺住民や市民に向け、名勝の制度等に関する普及啓発を行うとともに、来訪者に向けた解説施設の整備に着手する。

運営・体制面においては、現在の市内の連絡体制をさらに強化していくとともに、柳川市文化財保存専門委員会において名勝水郷柳河の保存・整備に関する審議を行うことのできるよう体制整備を行う。

②中期（5年後～15年後）

保存管理面においては、短期計画において緊急度が高くないと判断されたもの、また経過観察により新たに緊急性があると判断されたき損箇所・き損の恐れのある箇所に対して修理等を行う。また、樹木の計画的・循環的管理に関する計画に基づき、順次保存整備事業を行う。さらに、文化的景観としての保存施策についても検討を深め、実施していく。

活用面においては、短期計画において充実化を図ってきた解説機能に関する事業の進捗度を考慮し、さらなる充実を図る。

運営・体制面においては、改正文化財保護法の施行に伴う新たな文化財の保存・活用の仕組みの構築を行う。

③長期（15年後以降）

長期計画以降の事業については、それまでの事業の進捗や状況等を鑑み、事業工程等の見直しを必要に応じて行う。

④継続して実施していく事業

保存管理面においては、構成要素の保存状況を確認するためのモニタリング調査については、定

期的に、かつ継続して行うものとし、き損等の程度により修理等の優先度を設定し、実施する。

活用面においては、現在行われている教育活動やスポーツアクティビティを継続していくとともに、名勝の価値を伝えるイベント等の取組を行っていく。

運営・体制面においては、地域住民の意向や地域の状況を把握するための地域座談会等を継続して行い、意識醸成に努めるとともに、名勝として、また文化的景観としての保存活用を継続的に議論する場を、庁内・庁外の双方で設けていく。

10-2. 経過観察（モニタリング）

経過観察（モニタリング）は、名勝の状態を定期的に把握し、過去の保存修理の効果に対する評価や、管理方法の改善検討、今後の整備計画の策定に役立つものである。経過観察等を実施することにより、劣化や破壊については事前の対応措置を講ずることが可能となることから、構成要素の状態や変化を定期的に把握するため、モニタリングシステムの導入を検討する。

また、今後の整備や活用、管理運営等についても、その進捗状況を把握しながら、次のステップに向けてフィードバックしていくために、このシステムを活用することが効果的である。

具体的な対象項目や指標については、引き続き検討を行うものとするが、前項に挙げた施策を経過観察の対象項目とし、その指標及び観察期間を設定する。今後、具体的な実施に向けて検討を行っていくものとする。